

第2期津市子ども・子育て支援事業計画（案）について

1 計画の策定にあたって（第1章）

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画策定の背景

質の高い幼児期の教育・保育の提供や、保育の量的拡大、子育て支援の充実が図られるよう、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始しました。

「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指す3法の一つである子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けており、本市においても、同法に規定されている基本指針に従い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他の法に基づく業務の円滑な実施に計画的に取り組むため、平成27年3月に平成27年度から令和元年度までを計画期間とする津市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」といいます。）を策定しました。

(2) 第2期津市子ども・子育て支援事業計画の策定

第1期計画の計画期間においては、子ども・子育て支援法の改正により仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設され、企業による子育て支援や子育てに係る保護者の経済的負担の軽減などの取組が進められており、また本市においても、子ども・子育て支援に関わる施策の計画的な推進が引き続き必要な状況にあることから、令和元年度に最終年度を迎える第1期計画を分析・評価した上で、令和2年度を初年度とする第2期津市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」といいます。）を策定します。

2 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状（第2章）

(1) アンケート調査の実施

第2期計画の策定に当たっては、本市の子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計を行うとともに、子どもと子育て家庭のニーズを把握するため、就学前及び小学生児童の保護者約6,000世帯を対象としてアンケート調査を実施しました。

なお、このアンケート調査により把握したニーズは、市町村子ども・子

育て支援事業計画において定めることとされている教育・保育、地域子育て支援事業の量の見込みやそれに対応する提供体制の確保の内容、実施時期にも反映しています。

(2) 調査の概要

調査時期 平成31年1月

調査件数 就学前児童 配布数3,118世帯、回収数1,704世帯

小学生児童 配布数2,958世帯、回収数1,708世帯

調査方法 郵送による配布、回収（小学生児童については小学校を通じた回収を含みます。）

3 津市における子ども・子育て支援の取組と評価（第3章）

第2期計画の策定に向けて本市における子育て支援事業の現状を把握するため、平成27年度以降の幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前児童の教育・保育及び地域子育て支援拠点事業や母子保健事業等の地域子ども・子育て支援事業について、利用者数と利用傾向を整理し、分析しました。あわせて、第1期計画に記載した量の見込み及び確保の方策との比較分析も行いました。

また、第1期計画の振り返りのため、計画策定時に設定した基本目標について、達成度評価を行いました。

4 総論（第4章）

第1期計画では、計画の基本的な方向性を明確にする基本理念と理念を実現するための基本目標について、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関わる事業の従事者等を委員として構成する津市子ども・子育て会議での意見聴取及び意見交換を経て、次のように設定しました。第2期計画においてもこれら基本理念及び基本目標を継承します。

(1) 計画の基本理念『子どもの輝きが未来につながるまち・津』

子どもが健やかに育ち、子どもの輝きが親たちに喜びと生きがいを与え、地域に輝かしい未来をもたらすことを目指し、設定しました。

(2) 計画策定の姿勢（基本的な3つの視点）

計画を重層的でバランスの取れたものとするため、施策全体には、子どもの権利を尊重し、子どもにとって最善の利益の実現を重視する「子どもへの視点」、保護者すべてが子育てへの喜びや生きがいを感じ、伸び伸びと子育てをしながら、親としても成長できるような支援を行うための「保護者への視点」、子どもと保護者が地域とつながりを持ち、様々な年代・

立場の人々が子育てに関われる環境づくりをすすめ、津の良さを活かした、子育てがしやすいまちをめざす「社会・地域への視点」の3つの視点を重視して反映します。

(3) 基本目標と推進施策

第1期計画では、掲げた基本理念を実現するため、3つの視点を重視し、4つの基本目標を設定しました。第2期計画においては、4つの基本目標を継承しつつ、基本目標を達成するための推進施策の構成の見直しや取組事業の更新を行いました。

ア 基本目標1「子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします」

この目標の下では、自己肯定感等を育み自ら育つ力を培うための、就学前教育・保育環境の充実と学齢期への途切れのない支援、教育・育成、子どもの居場所づくり等の取組を推進します。

イ 基本目標2「すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします」

この目標の下では、障がいのある子どもや配慮が必要な子ども、外国につながる子ども等が、それぞれの環境にかかわらず健やかに成長できるための支援体制づくりや一人で悩まず相談できる場所や体制づくり等の取組を推進します。

ウ 基本目標3「子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします」

この目標の下では、安心して産み育てられる環境を充実させ、保護者が子育てをして良かったと思えるような、途切れのない子育て支援や働きながら子育てしやすい環境、支援相談体制の充実等の取組を推進します。

エ 基本目標4「市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくれます」

この目標の下では、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、地域における子育て支援の充実や子育てと仕事の両立を支援する社会の仕組みづくりのほか、児童虐待防止や社会的養護体制の充実等の取組を推進します。

5 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容（第5章）

子ども・子育て支援においては、全ての家庭と子どもを対象として地域の

ニーズに応じて多様かつ総合的に、質・量の両面にわたり充実を図る必要があります。

質の面から向上を目指す取組を掲げた総論（第4章）に続き、第5章では教育・保育と地域子育て支援事業についての利用希望と、それに対応する提供体制の確保の内容、実施時期を数値目標により示し、量的拡充に向けた取組について記載しました。

また、提供体制の確保の内容においては、幼児期の教育・保育に対する保護者のニーズの動向や幼児教育・保育の無償化等の社会的要因を踏まえつつ、公立の幼稚園・保育所の今後のあり方や、幼保連携型認定こども園の整備についての考え方を整理し、今後の方向性を示しました。

6 子ども・子育て支援の関連施策との連携（第6章）

産後休暇及び育児休業期間満了時からの保育の円滑な利用のため、保育提供量の充実や利用者支援事業の活用を推進します。

児童虐待への対応や、一人親家庭、障がい児への支援等、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関して、都道府県が行う施策との連携を図ります。

仕事と生活の調和、仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直しや基盤整備に向けた取組を行います。

7 計画策定の経過及び計画の管理体制（第7章）

第2期計画の策定に当たっては、地域の実情に即した実効性のある内容となるよう、ニーズ把握のためのアンケート調査の実施と津市子ども・子育て会議での意見聴取を行いました。また、第2期計画の案については、11月からパブリックコメントによる意見募集を行います。

8 スケジュール

令和元年11月	パブリックコメントによる意見募集
令和2年1月	津市子ども・子育て会議からの意見聴取
令和2年3月	計画の策定・公表

第2期 津市子ども・子育て支援事業計画（案）

令和2年度 — 令和6年度

令和 年 月
津 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の性格・位置付け	2
3. 計画の期間	2
第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状	3
1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計	3
(1) 人口の推移	3
(2) 出生数の推移	5
(3) 世帯の動向	6
(4) 子どもの人口の推移	7
(5) 地域別就学前（0～5歳）人口の推移	9
(6) 地域別就学前（0～5歳）人口の推計	9
2. 全国の就業の状況	10
(1) 産業人口の動向	10
(2) 女性の年齢別労働力率	10
3. アンケート調査結果から見る津市の子どもと子育て家庭の概況	11
(1) 子育て家庭の状況	11
(2) 子育てについて	12
(3) 保護者の就労状況	15
(4) 保護者の育休取得状況	17
(5) 教育・保育事業の利用	19
(6) 地域子ども・子育て支援事業の利用	23
(7) 小学生の放課後の過ごし方	26
第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価	27
1. 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業	27
(1) 幼児期の教育・保育事業	27
(2) 地域子ども・子育て支援事業	33
(3) 第1期計画における量の見込みと確保の方策に対する評価及び総括	40
2. 第1期津市子ども・子育て支援事業計画における子ども・子育て支援の基本目標と推進施策の評価	46
(1) 4つの基本目標の達成度評価	46
(2) 基本目標別評価	48
第4章 総論	53
1. 計画の基本理念	53

2. 計画策定の姿勢（基本的な視点）	53
施策体系図	55
3. 計画の基本目標と推進施策	56
(1) 基本目標 1	56
(2) 基本目標 2	61
(3) 基本目標 3	67
(4) 基本目標 4	71
第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容	76
1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	76
2. 幼児期の教育・保育の充実	78
(1) 保育利用率の目標値設定	78
(2) 教育・保育の量の見込みと確保の方策	80
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	86
(1) 利用者支援事業	86
(2) 地域子育て支援拠点事業	87
(3) 妊婦健康診査事業	89
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	90
(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	90
(6) 子育て短期支援事業	91
(7) 子育て援助活動支援事業	92
(8) 一時預かり事業	92
(9) 延長保育事業（時間外保育事業）	95
(10) 病児保育事業	97
(11) 放課後児童健全育成事業	97
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	102
4. 幼児期の教育・保育の提供体制のあり方	103
(1) これまでの取組と現状	103
(2) 教育・保育の提供体制と施設の整備の方向性	104
(3) 待機児童対策と保育士・保育教諭の確保	106
(4) 教育・保育の質の向上	106
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	107
第6章 子ども・子育て支援の関連施策との連携	108
1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な 利用の確保	108
(1) 保育提供量の充実	108
(2) 利用者支援事業の活用	108
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	

.....	108
(1) 児童虐待防止対策の充実.....	108
(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進.....	110
(3) 障がい児施策の充実等.....	110
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備 に関する施策との連携.....	112
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し ...	112
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備.....	112
第7章 計画策定の経過及び計画の管理体制	113
1. 計画策定の経過等.....	113
(1) 計画策定に至るまで	113
(2) 第2期計画策定における調査及び体制.....	113
2. 計画の管理体制.....	114

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）等に基づき、保育サービス等の充実や地域社会における子育て支援体制の整備等の総合的な施策が講じられてきたところですが、平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援関連3法（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号））が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。また、平成28年4月及び令和元年10月に、子ども・子育て支援法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設され、企業による子育て支援や子育てに係る保護者の経済的負担の軽減などの取組が進められてきました。

本市では、これらの制度の下、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施に計画的に取り組むため、子ども・子育て支援法第60条に基づく基本指針に従い、平成27年3月に津市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」といいます。）を策定しました。

第2期津市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」といいます。）は、この第1期計画が令和元年度（平成31年度）で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、新たに策定いたします。

【関連法律】

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）

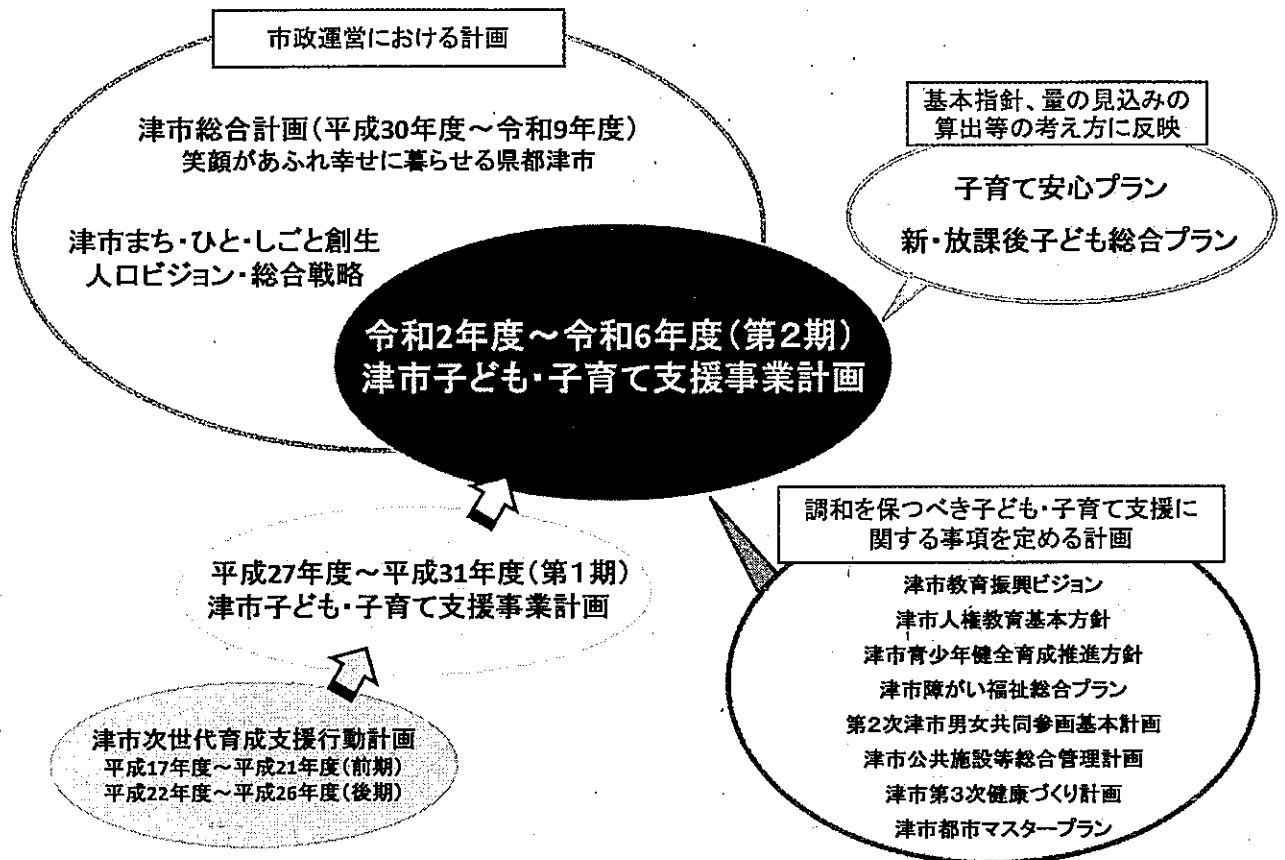
児童福祉法（昭和22年法律第164号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

2. 計画の性格・位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、策定にあたっては、平成27年3月に策定された第1期計画の分析、評価を踏まえ、本市のまちづくりの総合的指針である津市総合計画を上位計画として、関連する部門別計画との調和と整合性を図ります。

❖ 津市子ども・子育て支援事業計画の位置付け、他の部門別計画等



3. 計画の期間

計画の期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間とします。

第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

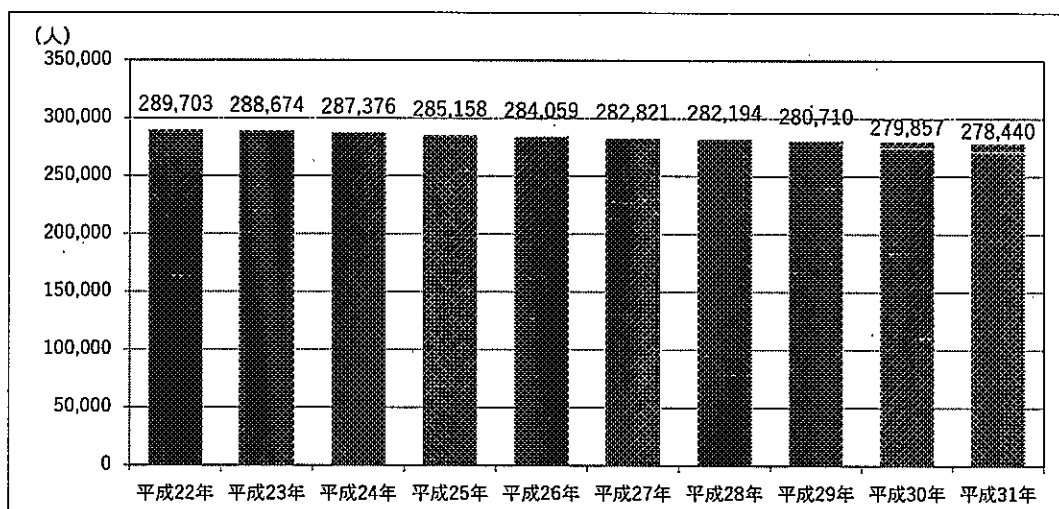
1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

(1) 人口の推移

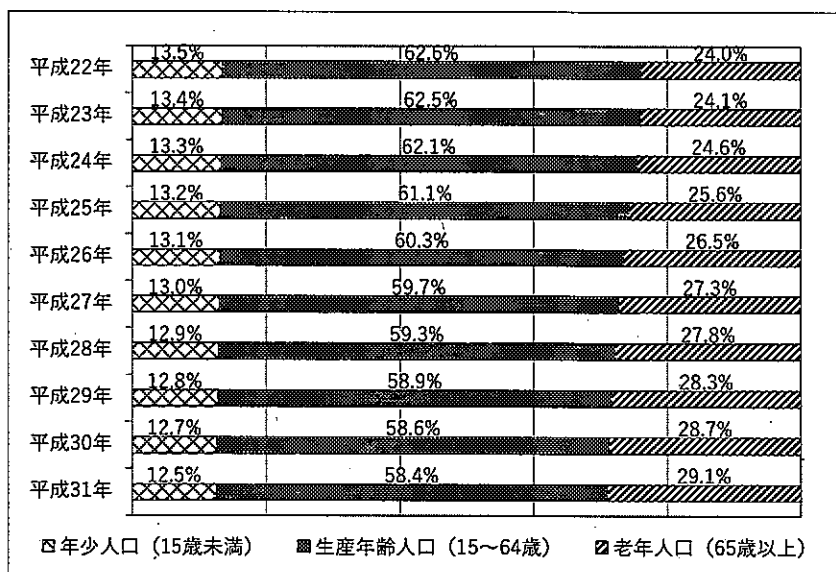
① 総人口・年齢別人口の推移

津市の総人口の推移では、平成22年以降も減少を続け、平成31年時点では11,263人減少し、278,440人となりました。そのうち、15歳未満の年少人口は、平成22年時点で38,970人であったのが平成31年には34,920人に減少しており、年齢3区分別人口比率の推移では、13.5%から12.5%となりました。

◆ 総人口の推移



◆ 年齢3区分別人口比率の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

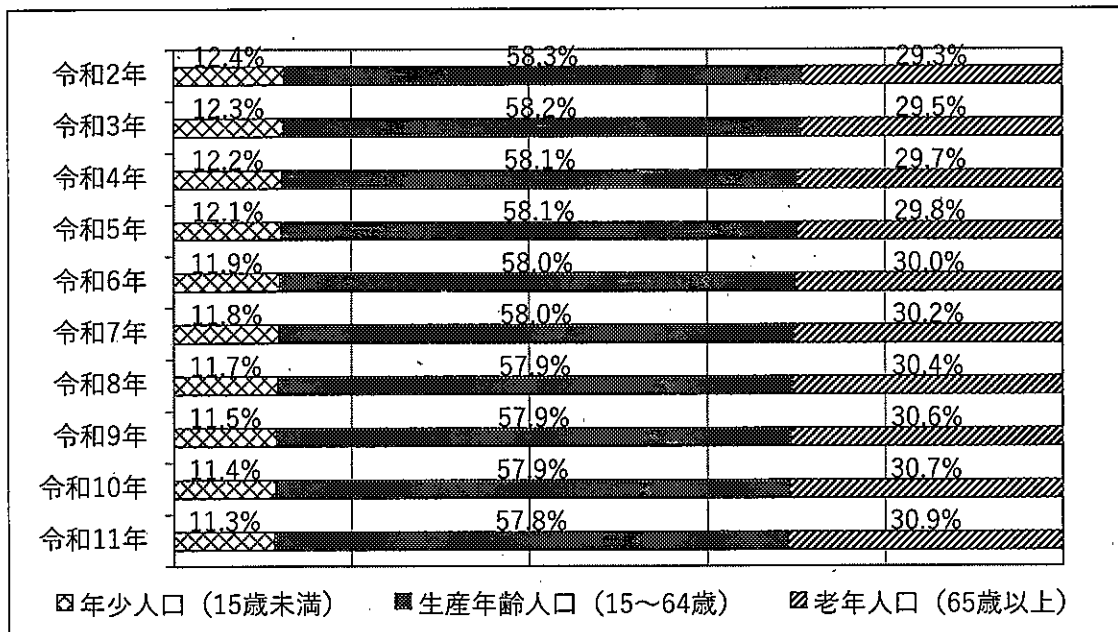
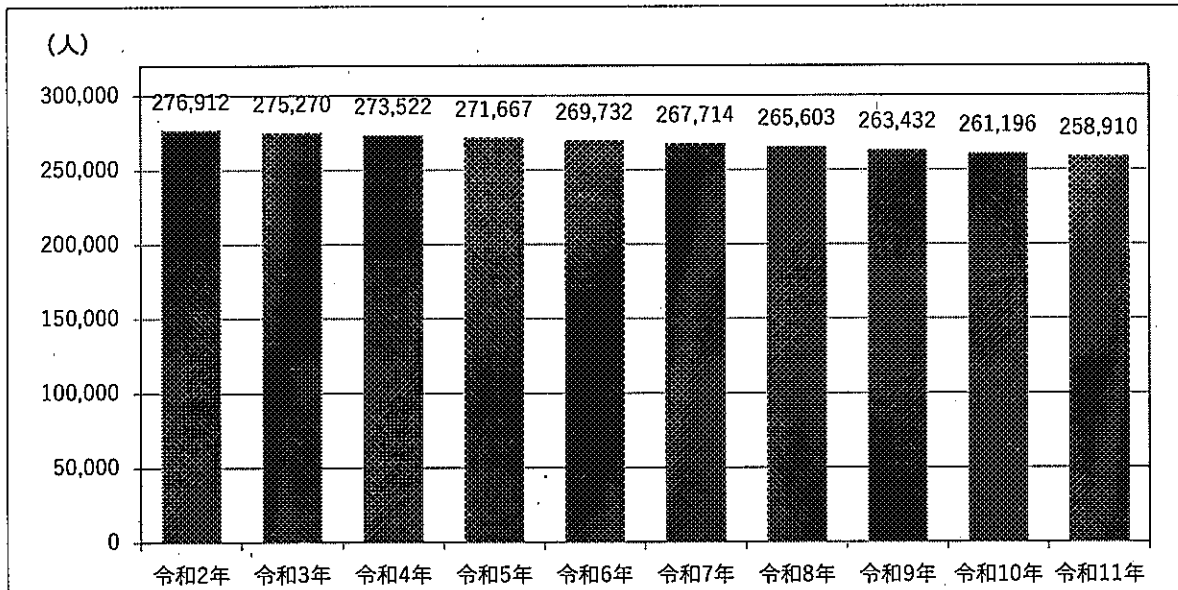
第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

② 将来人口・年齢別人口の推計

コーホート変化率法によって将来人口を推計すると、令和2年以降も減少が続き、令和11年には令和2年の人口に対して93.5%まで減少することが予測されます。

また、年齢3区分別人口比率の推計をみると、過去10年と同様に年少人口の比率は下降が続く傾向にあり、令和11年には令和2年に対して減少率が14.8%であり、総人口の減少割合6.5%と比較して減少割合がより大きいことが予測されます。

◆ 将来人口の推計



資料：平成25年～平成31年3月31日の住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により推計

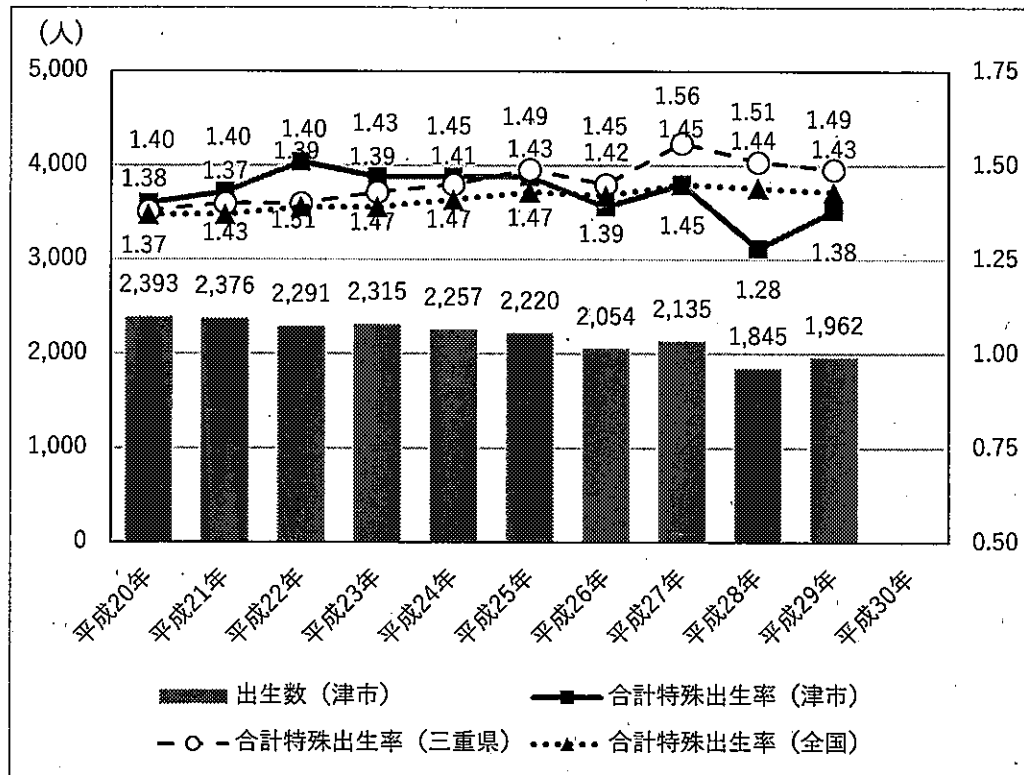
第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

(2) 出生数の推移

津市の出生数は減少傾向にあり、特に平成28年以降は2,000人を下回っています。

一人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生率も、津市においては徐々に低下しており、特に平成25年以降は三重県、全国の合計特殊出生率を下回るようになりました。

❖ 出生数と合計特殊出生率の推移



※平成28年の数値(1.28)は、県が平成28年9月、10月分の集計を誤り、2か月分の報告を厚生労働省に行わなかったため、暫定的な数値です。修正値は12月下旬ごろ改めて公表される予定です。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
出生数(津市)	2,393	2,376	2,291	2,315	2,257	2,220	2,054	2,135	1,845	1,962	
合計特殊出生率(津市)	1.40	1.43	1.51	1.47	1.47	1.47	1.39	1.45	1.28	1.38	
合計特殊出生率(三重県)	1.38	1.40	1.40	1.43	1.45	1.49	1.45	1.56	1.51	1.49	
合計特殊出生率(全国)	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	

※平成30年の数値は、10月3日現在未公表です。

資料：県健康福祉総務課「人口動態総覧」、厚生労働省「人口動態統計」

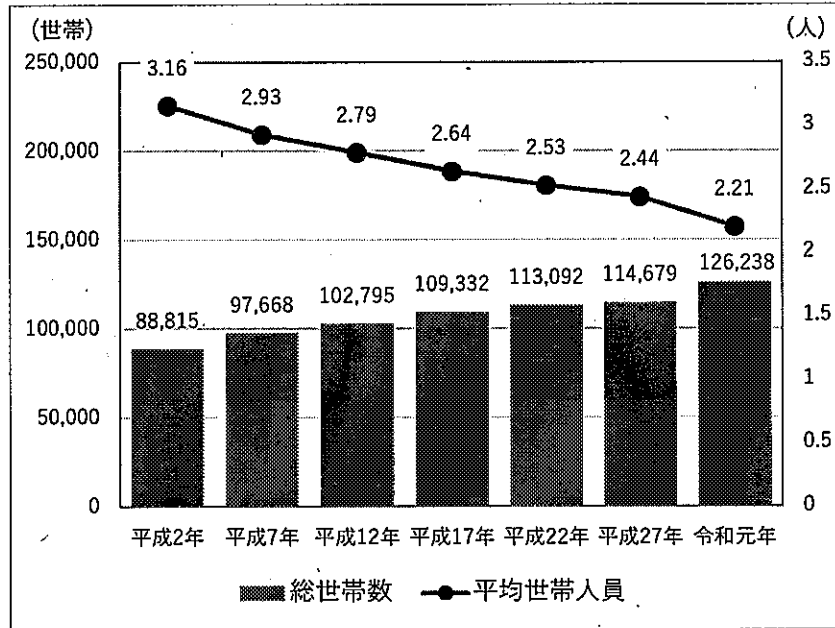
第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

(3) 世帯の動向

① 世帯数と平均世帯人員の推移

津市の世帯数は増加傾向が続く一方で、平均世帯人員は減少しています。

◆ 世帯数と平均世帯人員の推移

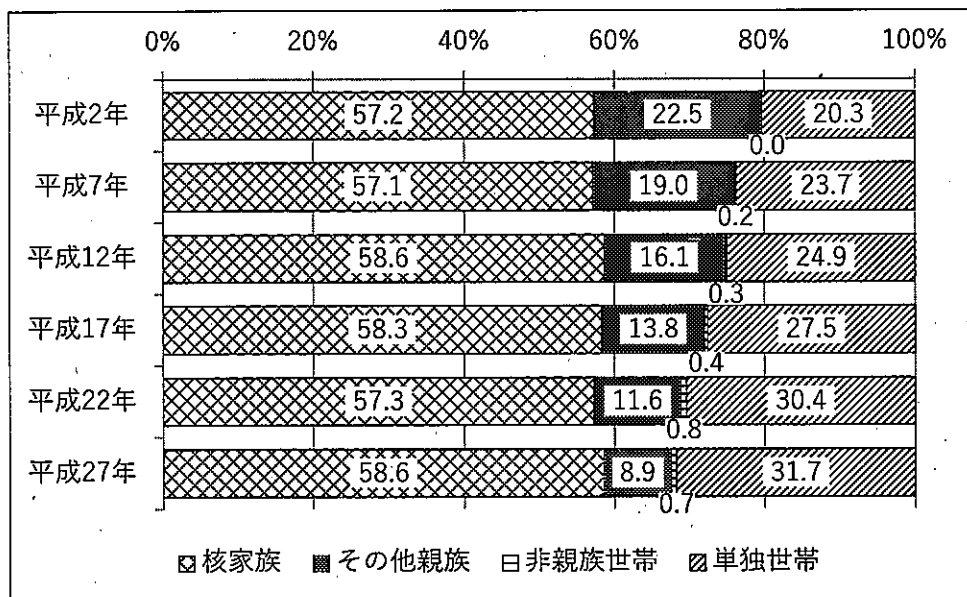


資料：国勢調査（ただし、令和元年は住民基本台帳による6月30日現在の数値）

② 世帯構成の推移

津市の世帯構成では、総世帯数が増加する中で核家族世帯の比率がほぼ一定であることから、核家族世帯数も増加が進んでいるといえます。

◆ 世帯構成の推移



資料：国勢調査

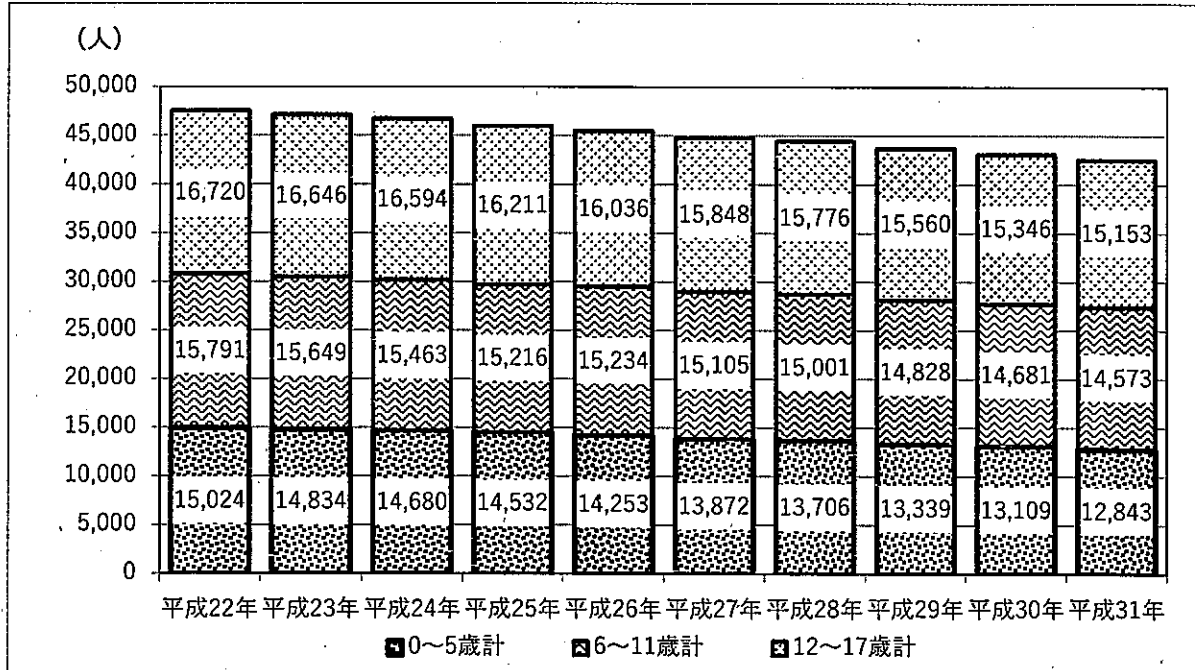
第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

(4) 子どもの人口の推移

① 子どもの人口の推移

子どもの人口の推移は、平成26年以前と同様、平成27年以降も減少が続いています。

◆ 子どもの人口（0～17歳）の推移



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	2,336	2,344	2,331	2,225	2,194	2,097	2,131	2,025	2,033	1,971
1歳	2,493	2,395	2,431	2,392	2,296	2,250	2,179	2,173	2,112	2,085
2歳	2,568	2,527	2,403	2,412	2,400	2,300	2,261	2,190	2,172	2,131
3歳	2,470	2,575	2,522	2,400	2,406	2,392	2,308	2,255	2,198	2,176
4歳	2,535	2,453	2,563	2,538	2,422	2,415	2,395	2,314	2,282	2,189
5歳	2,622	2,540	2,430	2,565	2,535	2,418	2,432	2,382	2,312	2,291
6歳	2,594	2,614	2,521	2,413	2,556	2,521	2,427	2,409	2,378	2,303
7歳	2,618	2,587	2,597	2,527	2,418	2,535	2,513	2,420	2,412	2,373
8歳	2,578	2,606	2,583	2,587	2,523	2,415	2,548	2,516	2,412	2,417
9歳	2,624	2,574	2,602	2,557	2,590	2,500	2,426	2,539	2,521	2,408
10歳	2,666	2,613	2,563	2,585	2,553	2,576	2,503	2,429	2,536	2,525
11歳	2,711	2,655	2,597	2,547	2,594	2,558	2,584	2,515	2,422	2,547

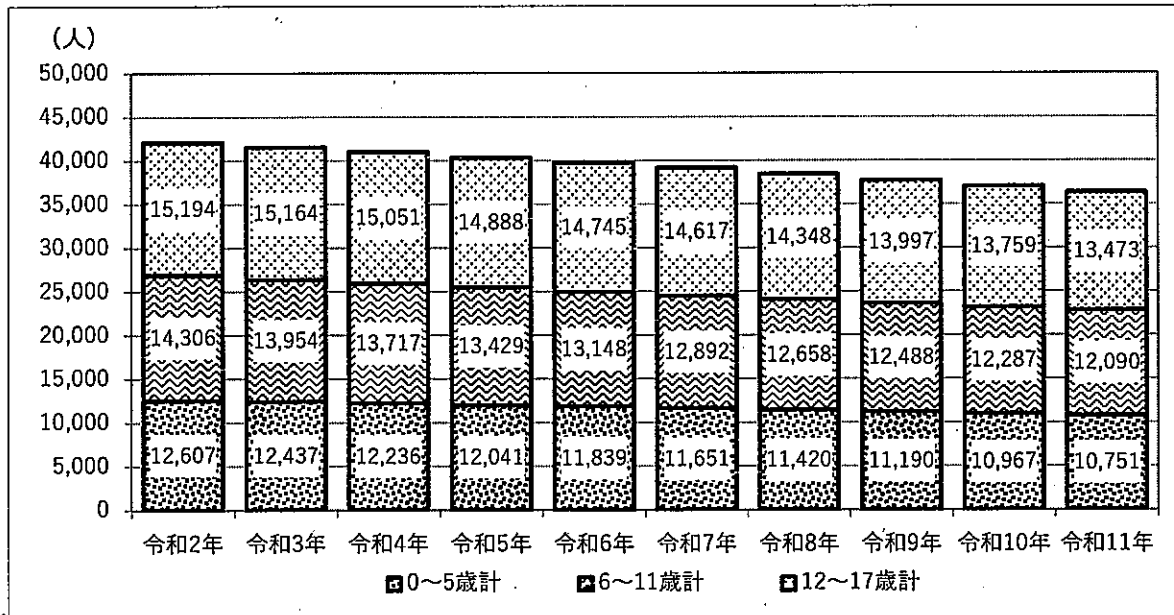
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

② 子どもの人口の推計

コーホート変化率法によって推計する子どもの人口は、今後も減少傾向が続くことが予測されます。また、令和2年から令和11年にかかる減少率は13.8%と推計され、平成22年から平成31年にかかる減少率10.4%より進行しています。

◆ 子どもの人口（0～17歳）の推計



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	1,975	1,940	1,906	1,868	1,826	1,790	1,751	1,717	1,689	1,658
1歳	2,032	2,036	2,000	1,965	1,926	1,882	1,846	1,805	1,770	1,741
2歳	2,094	2,041	2,045	2,009	1,973	1,934	1,890	1,854	1,813	1,778
3歳	2,131	2,094	2,041	2,045	2,009	1,973	1,934	1,890	1,854	1,813
4歳	2,185	2,140	2,103	2,050	2,054	2,017	1,981	1,942	1,898	1,862
5歳	2,190	2,186	2,141	2,104	2,051	2,055	2,018	1,982	1,943	1,899
6歳	2,283	2,182	2,178	2,133	2,096	2,045	2,048	2,012	1,976	1,937
7歳	2,298	2,278	2,177	2,173	2,128	2,091	2,040	2,043	2,007	1,971
8歳	2,374	2,299	2,279	2,178	2,174	2,129	2,092	2,041	2,044	2,008
9歳	2,414	2,371	2,296	2,276	2,176	2,172	2,127	2,090	2,039	2,042
10歳	2,406	2,412	2,369	2,294	2,274	2,175	2,170	2,126	2,089	2,038
11歳	2,531	2,412	2,418	2,375	2,300	2,280	2,181	2,176	2,132	2,094

資料：平成25年～平成31年3月31日の住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により推計

第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

(5) 地域別就学前（0～5歳）人口の推移

地域別の就学前人口推移をみると、一志地域では増加し、その他の地域では減少する傾向にあり、特に、香良洲地域、美杉地域で著しい減少となりました。

	平成22年 ④	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 ⑤	⑤/④
津地域	8,603	8,482	8,423	8,322	8,222	8,038	7,900	7,616	7,429	7,327	85.2%
久居地域	2,669	2,633	2,607	2,603	2,573	2,515	2,551	2,516	2,501	2,413	90.4%
河芸地域	1,113	1,122	1,095	1,075	1,043	1,012	992	986	997	977	87.8%
芸濃地域	442	472	497	498	479	458	453	460	429	414	93.7%
美里地域	152	156	146	139	125	121	121	107	105	103	67.8%
安濃地域	481	483	463	457	456	405	395	379	392	398	82.7%
香良洲地域	262	248	246	230	202	183	163	145	141	128	48.9%
一志地域	759	735	729	739	724	717	723	750	766	776	102.2%
白山地域	461	437	404	406	384	369	363	335	310	278	60.3%
美杉地域	82	66	70	63	45	54	45	45	39	29	35.4%
合計	15,024	14,834	14,680	14,532	14,253	13,872	13,706	13,339	13,109	12,843	85.5%

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(6) 地域別就学前（0～5歳）人口の推計

コーホート変化率法によって、地域別の就学前人口推計をみると、減少する傾向にあるものの、一志地域では令和4年まで微増となることが予測されます。

また、令和2年から令和6年にかけての地域別の減少傾向として、市全体では令和2年の人口に対して6.1%の減少のところ、久居地域では2.6%、河芸地域では4.1%と減少が緩やかである一方、美杉地域では30.8%、香良洲地域では18.3%と大幅な減少が予測されます。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
津地域	7,133	7,010	6,897	6,773	6,662	6,510	6,367	6,223	6,084	5,948
久居地域	2,392	2,385	2,353	2,352	2,330	2,340	2,315	2,292	2,273	2,251
河芸地域	971	963	947	935	931	918	905	890	875	861
芸濃地域	413	410	400	397	379	384	379	373	368	363
美里地域	107	105	97	95	95	92	90	88	85	82
安濃地域	387	382	377	368	345	330	318	308	299	289
香良洲地域	126	120	109	104	103	107	103	99	94	91
一志地域	781	784	786	767	743	725	710	693	677	665
白山地域	273	261	251	234	233	228	217	208	198	188
美杉地域	26	18	19	17	18	18	17	16	15	14
合計	12,607	12,437	12,236	12,041	11,839	11,651	11,420	11,190	10,967	10,751

資料：平成25年～平成31年3月31日の住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により推計

2. 全国の就業の状況

(1) 産業人口の動向

全国の就業人口の総数は、男女ともに平成7年をピークとして減少しており、男性においては著しく減少している一方で、女性の減少は緩やかなものとなっています。また、産業分類別でみると、女性では8割近くの人々が第3次産業に従事しています。

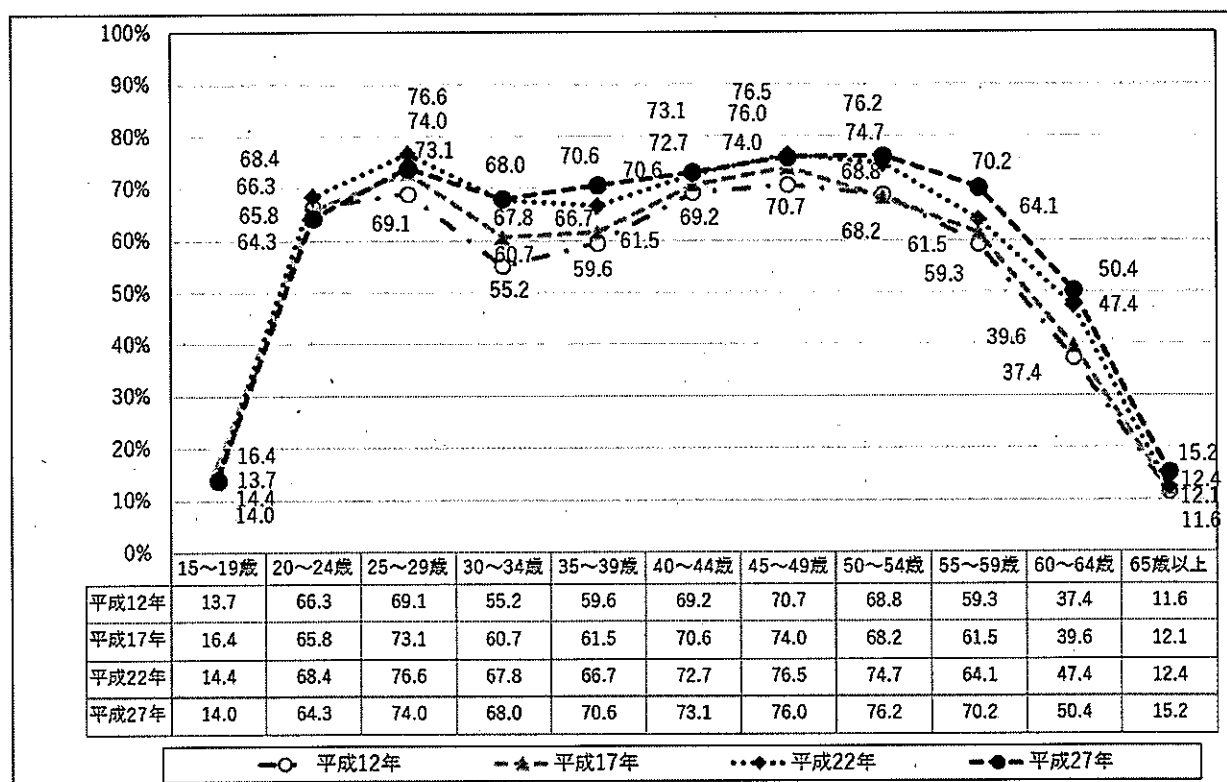
	男性						女性					
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数(千人)	82,736	86,376	82,575	80,008	76,069	73,284	56,247	59,229	58,756	58,910	58,122	58,307
第1次産業(%)	5.5	5.4	4.2	4.4	3.2	3.2	5.5	4.9	3.6	3.5	2.3	2.1
第2次産業(%)	37.4	37.0	36.6	34.9	33.3	33.5	27.8	24.1	21.9	18.9	16.2	15.6
第3次産業(%)	57.0	64.5	58.6	59.0	58.2	59.5	66.6	73.4	73.9	76.1	76.9	78.4
分類不能(%)	0.1	0.3	0.5	1.7	5.2	3.8	0.2	0.3	0.6	1.5	4.6	3.9

資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別労働力率

25歳以上の全ての区分で、平成27年にかけて労働力率が上昇しています。

年齢区分の遷移の形について『M字カーブ』で表現されていましたが、谷にあたる30～34歳、35～39歳の区分において労働力率の上昇が続き、平成27年ではその形は台形に近づいています。



資料：国勢調査

3. アンケート調査結果から見る津市の子どもと子育て家庭の概況

第2期計画の策定にあたっては、第1期計画と同様に、津市内在住の就学前児童及び小学生の保護者を対象に、平成31年1月にアンケート調査を実施しました。

また、調査方法は郵送による配布・回収を基本として、小学生については小学校を通じての回収も可能としました。

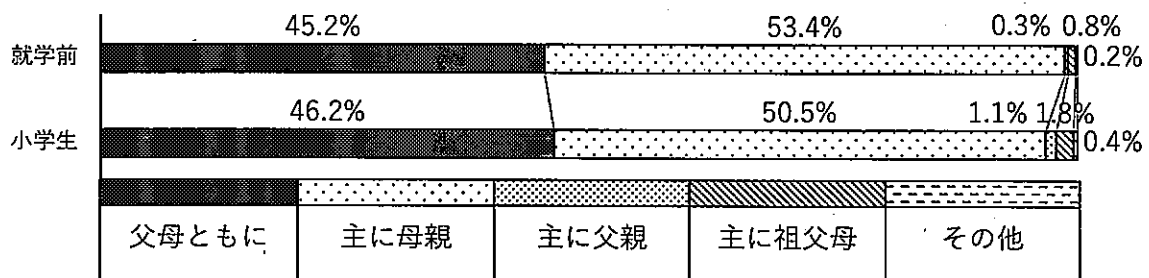
回収結果

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	3,118	1,704	54.7%
小学校児童調査	2,958	1,708	57.7%

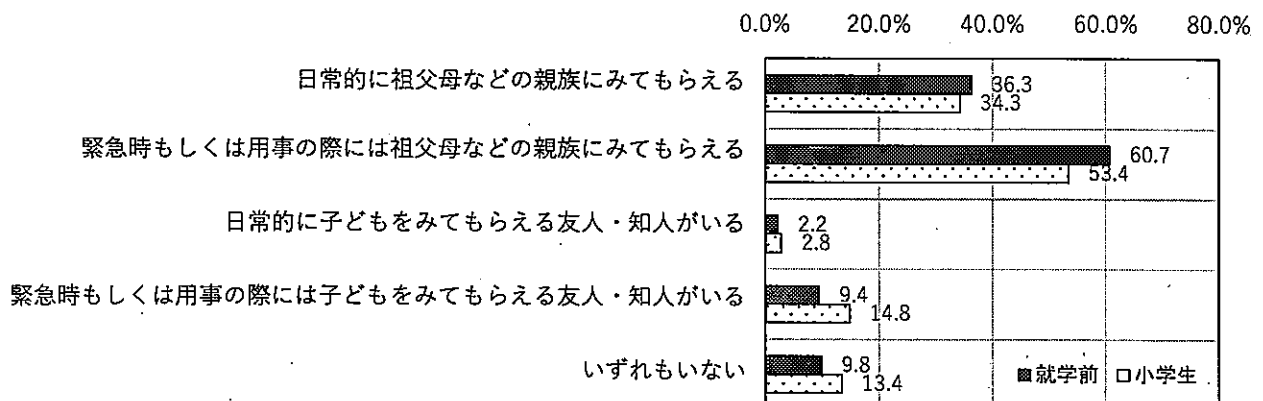
(1) 子育て家庭の状況

アンケート調査からは、主に母親が子育てを行っている家庭が50%を超え、次いで、父母ともに行っている家庭が45%強でした。また、子どもを見てもらえる親族・知人の存在としては、就学前、小学生児童ともに、緊急時等に祖父母などの親族にみてもらえると最も多く回答がありました。一方、いずれもないと回答した家庭が就学前児童で9.8%、小学生児童で13.4%あり、特に小学生児童では前回のアンケート調査結果7.8%より5.6%増加しました。

❖ 子育てを主体的に行っている人【N=1,684(就学前)、1,657(小学生)】



❖ 日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の存在【N=1,662(就学前)、1,588(小学生)】



(2) 子育てについて

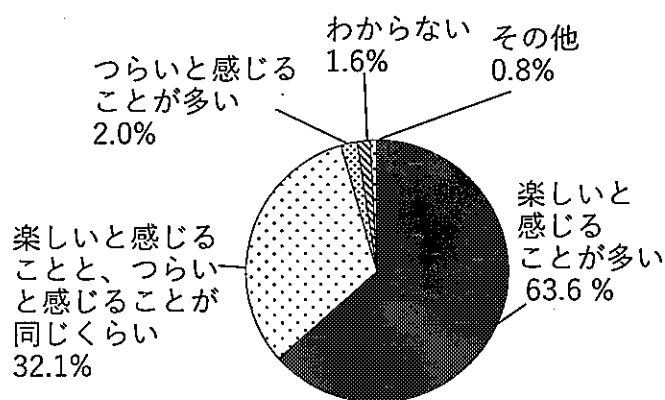
① 子育ての楽しさ

子育ての楽しさについて、「楽しいと感じることが多い」と回答する家庭が就学前、小学生児童ともに最も多く、それぞれ63.6%、57.3%であり、次いで、「楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらい」と回答した家庭が、それぞれ32.1%、36.1%ありました。

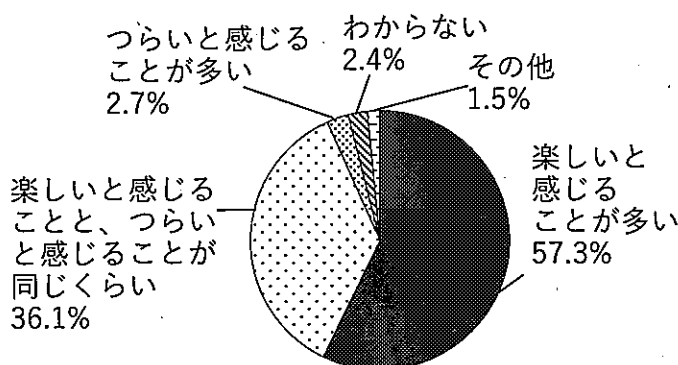
また、就学前児童と小学生児童の家庭で比較をすると、就学前児童の家庭では「楽しいと感じることが多い」と回答した割合が小学生児童の家庭より高くなっています。

さらに、前回のアンケートと比較をすると、「楽しいと感じることが多い」と回答した家庭は、就学前児童で66.4%、小学生児童で64.5%あり、全体的に楽しいと感じることが多いと回答する世帯の割合が減少しています。

❖ 子育てについて感じる事

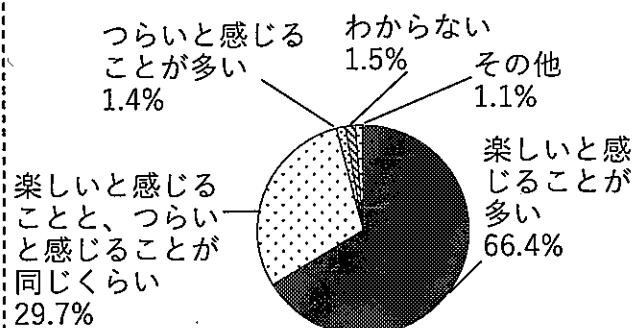


就学前【N=1,655】

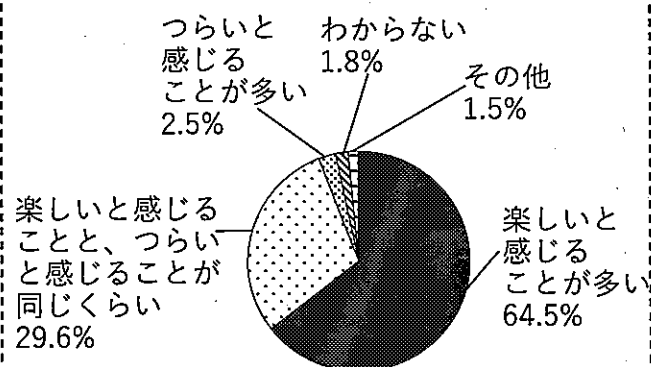


小学生【N=1,593】

前回調査



就学前【N=1,691(前回調査)】



小学生【N=1,821(前回調査)】

第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

② 子どもや子育てについて不安や気になっていること

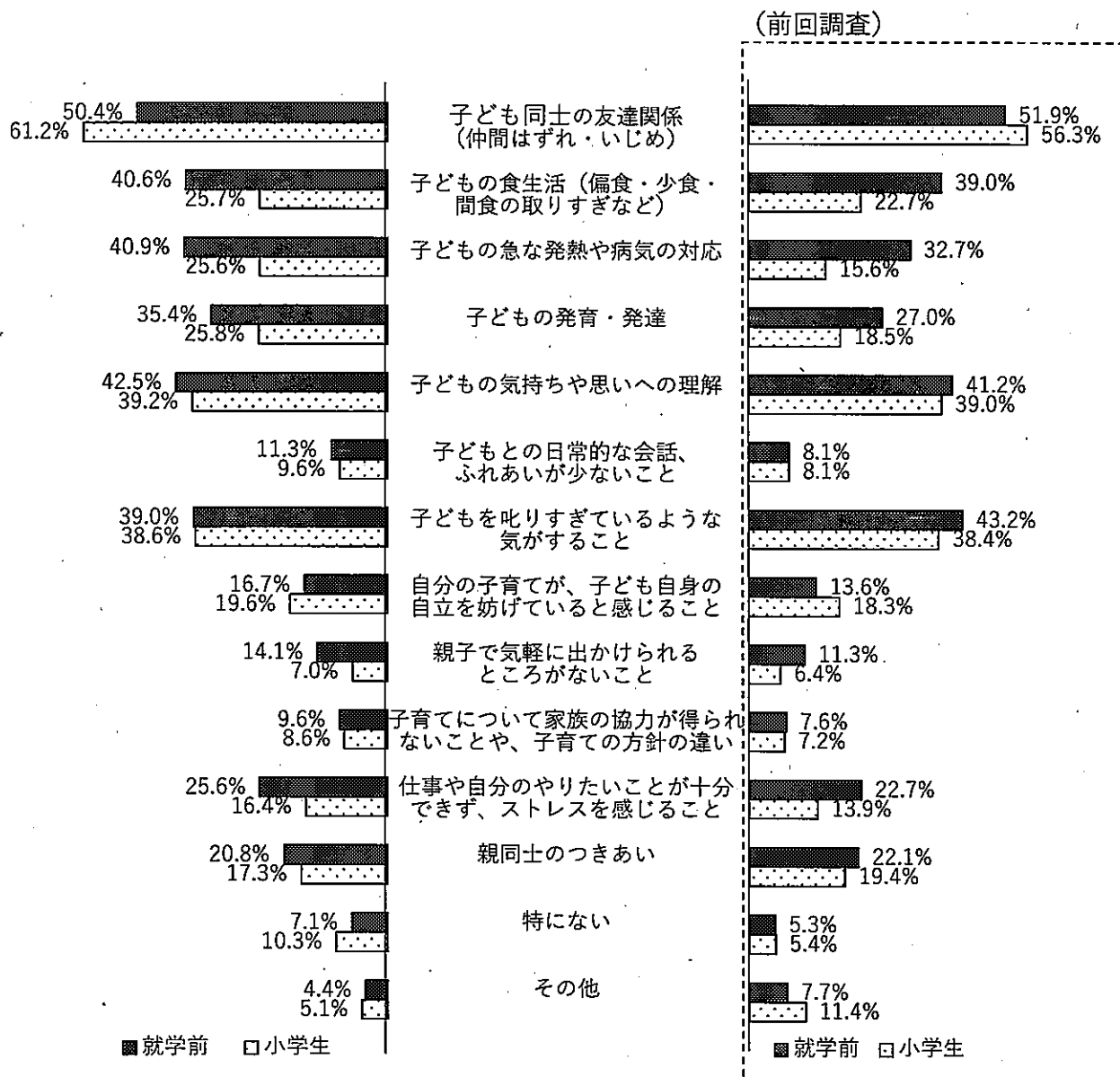
子ども同士の友達関係（仲間はずれ・いじめ）が不安や気になっていることとして最も多く回答があり、前回アンケートと同様の結果でした。

子どもの急な発熱や病気の対応については、前回のアンケートでは、就学前児童で 32.7%、小学生児童で 15.6%の回答があったところ、今回のアンケートでは 40.9%、25.6%といずれもその比率が上がりました。また、子どもの発育・発達についても、前回のアンケートでは、就学前児童で 27.0%、小学生児童で 18.5%の回答に対して、今回のアンケートでは 35.4%、25.8%へとその比率が上がっており、これらのことがらについて、保護者の不安や関心が高まっているようです。

❖ 子どもや子育てについて不安や気になっていること

【N=1,659(就学前)、1,588(小学生)】

【N=1,695(就学前)、1,805(小学生)】



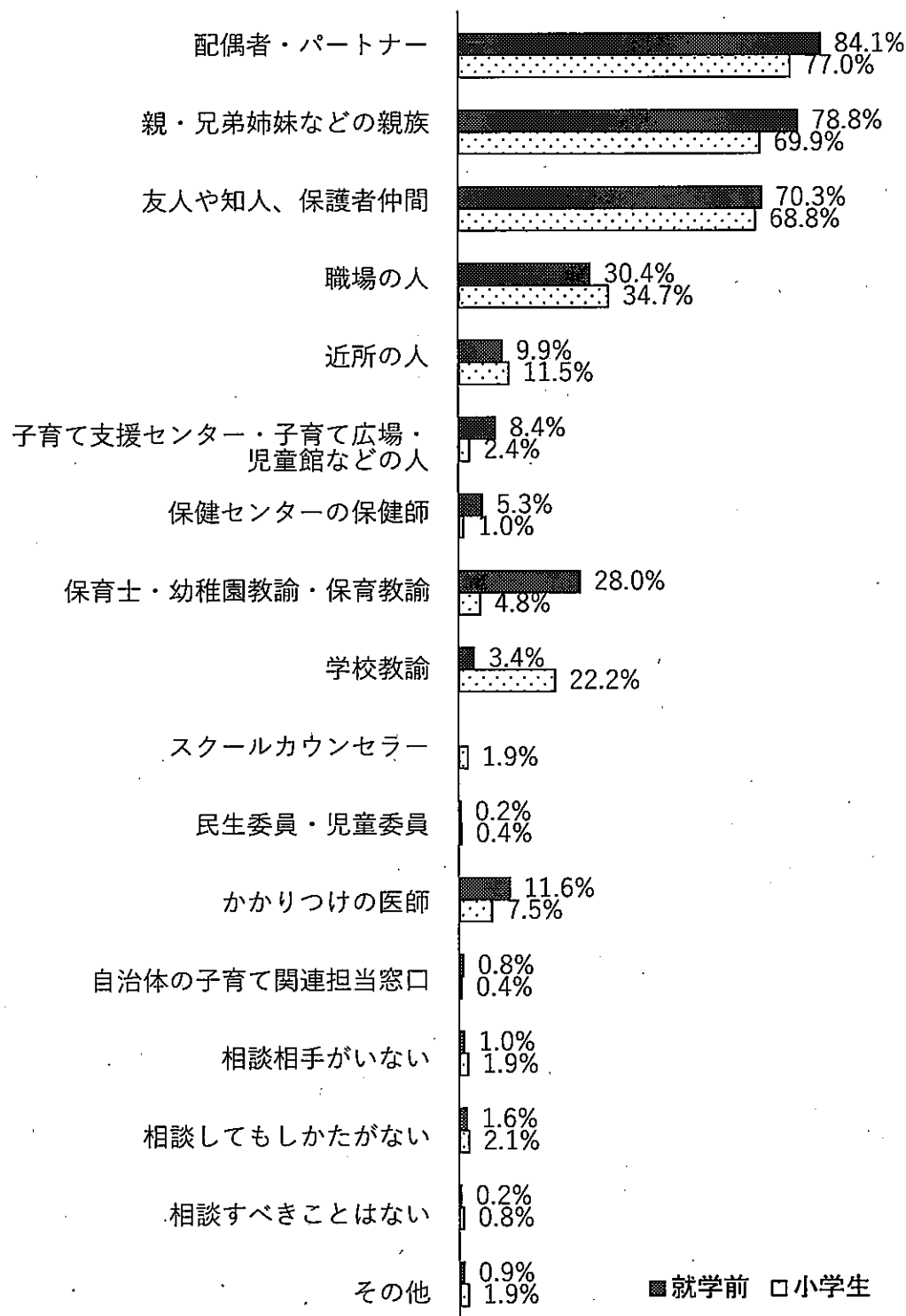
第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

③ 子どもや子育てについて相談できる人

子どもや子育てについて相談できる人として、「配偶者・パートナー」が最も多く、「次いで親・兄弟姉妹などの親族」と回答されました。

前回アンケートの結果と比較して、特に「職場の人」と回答した人の比率が増加しました。(前回就学前児童 24.9%、小学生児童 30.4%)

❖ 子どもや子育てについて相談できる人【N=1,662(就学前)、1,598(小学生)】

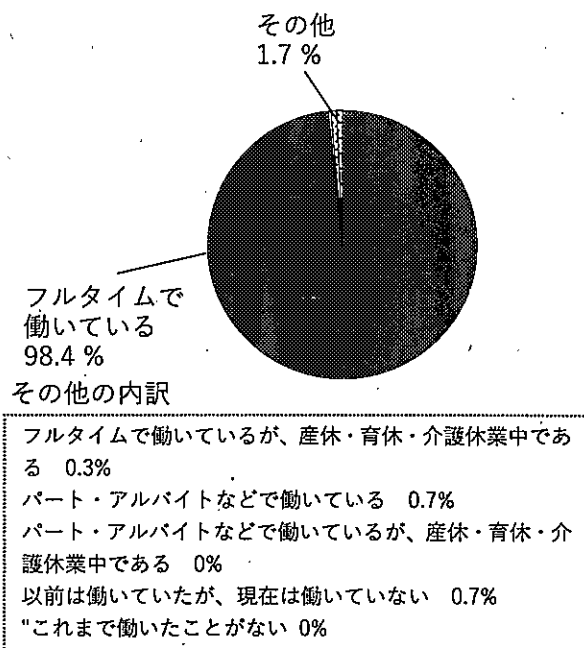


(3) 保護者の就労状況

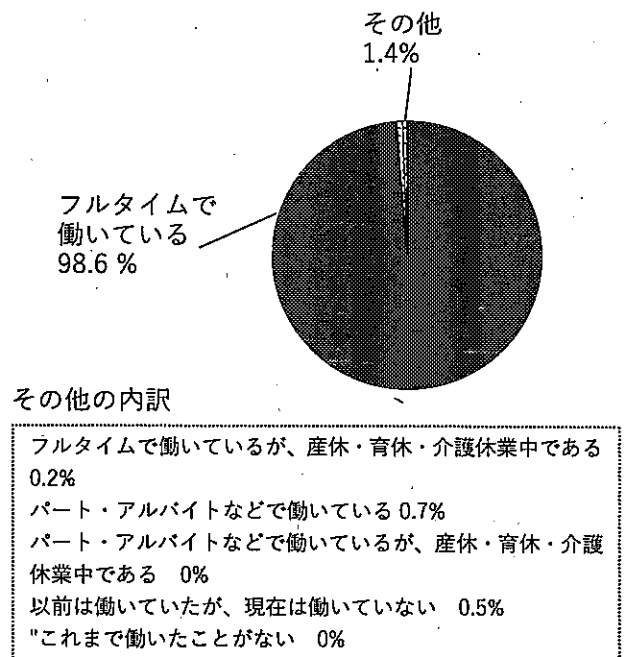
ほとんどの父親がフルタイムで働いている一方、母親では、産休中等も含めフルタイムで働いている割合は、就学前児童で 39.3%、小学生児童で 35.0%であり、パート・アルバイトなども含めた母親の就労している割合は、就学前児童で 68.0%、小学生児童で 81.6%でした。

前回のアンケート調査におけるパート・アルバイトなどを含めた母親の就労割合は、就学前児童で 57.7%、小学生児童で 73.4%であったことから、5 年前と比較して母親の就労が進んでいるといえます。

❖ 父親の就労状況【N=1,582(就学前)、1,473(小学生)】

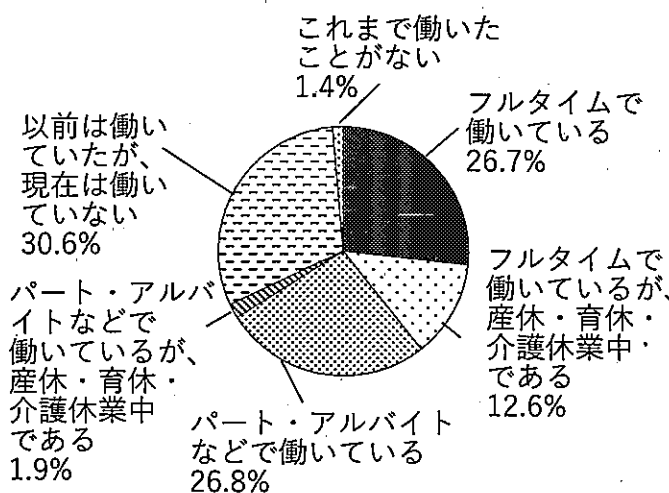


就学前【N=1,528】

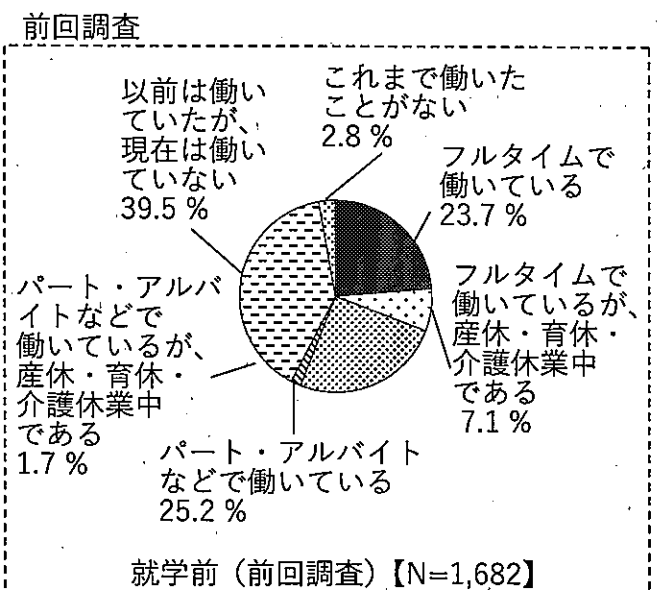


小学生【N=1,473】

❖ 母親の就労状況

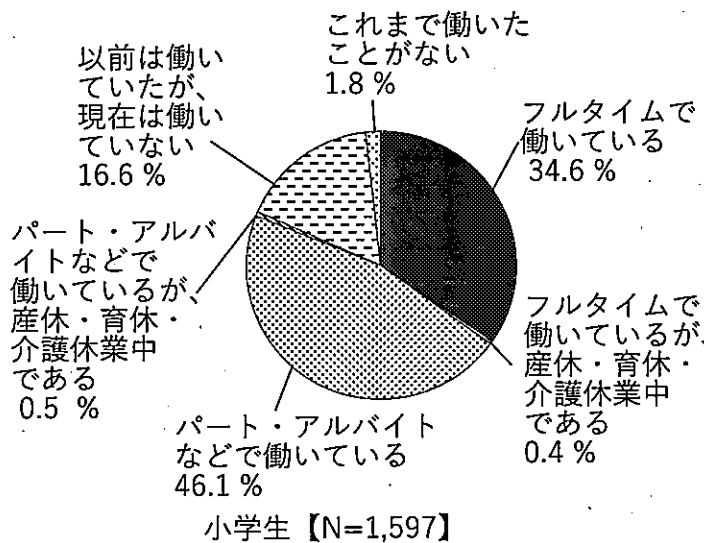


就学前【N=1,658】

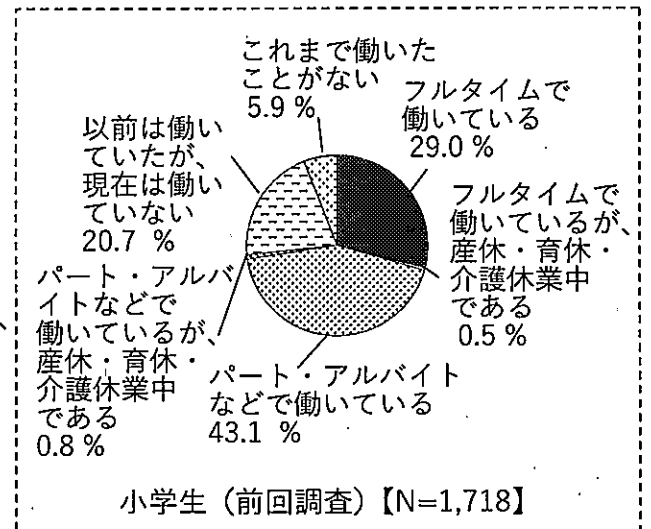


就学前(前回調査)【N=1,682】

第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状



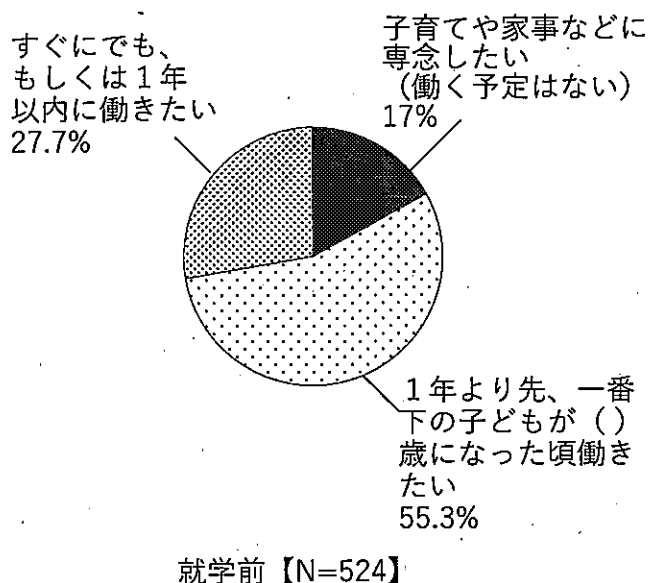
前回調査



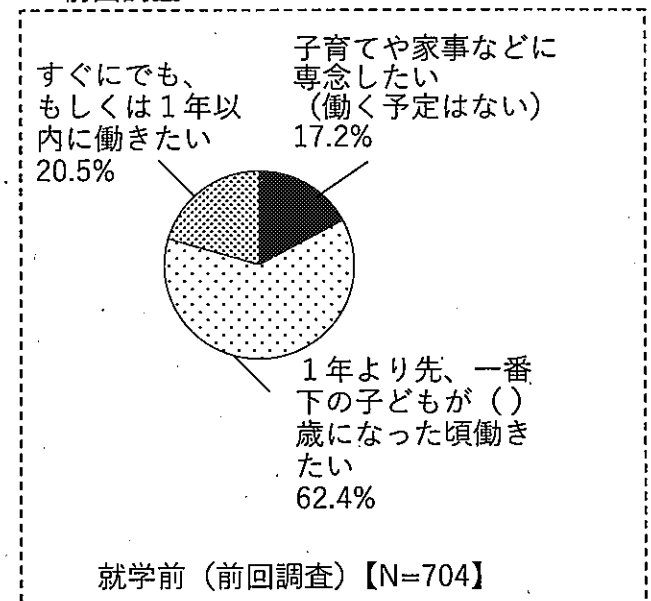
また、現在就労していない母親の将来の就労希望によると、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」と考えている母親が、就学前児童で27.7%、小学生児童で32.4%います。

前回アンケートにおける同様の質問に対しては、就学前児童で20.5%、小学生児童で27.2%であり、5年前と比較して近い将来に就労を希望する母親の割合が増加しているといえます。

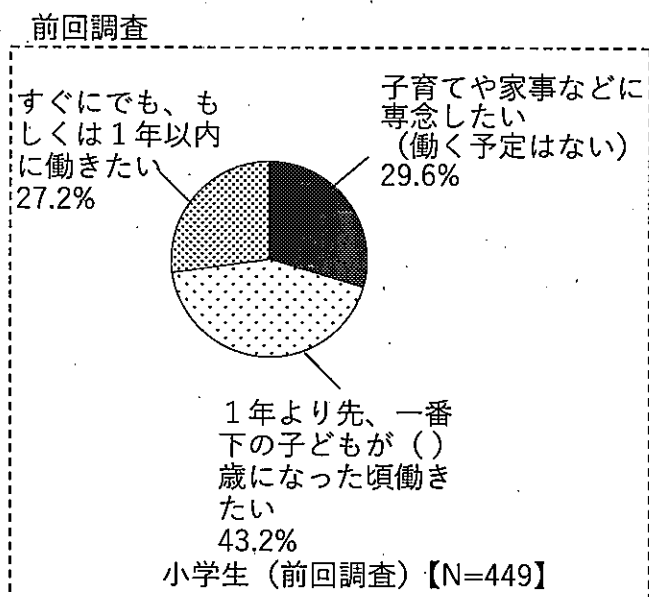
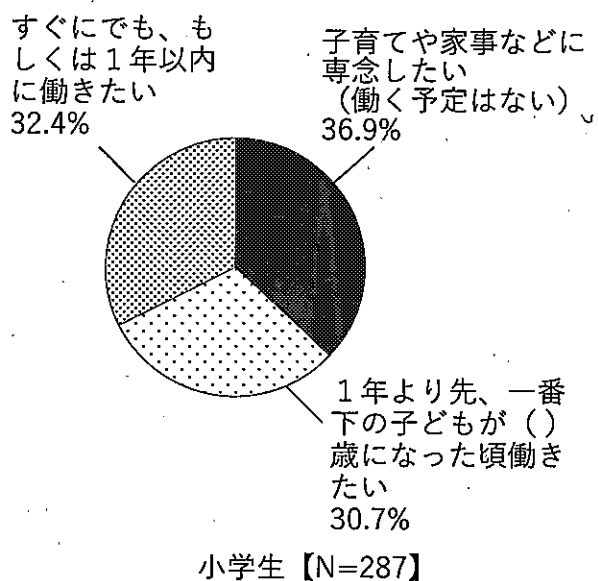
◆ 現在就労していない母親の将来の就労希望



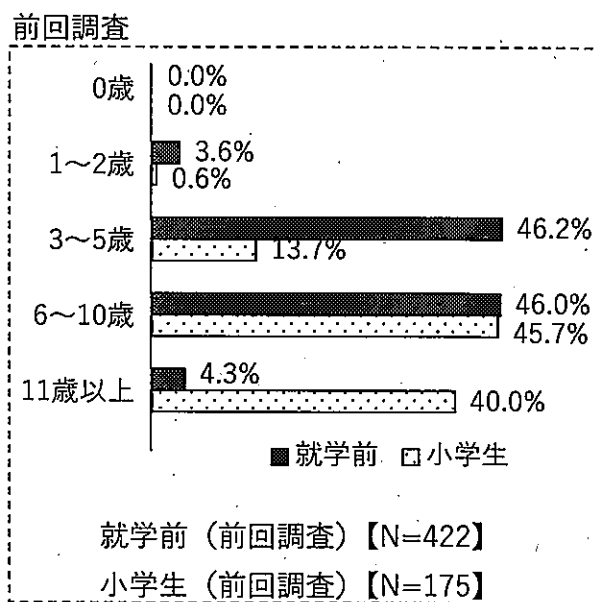
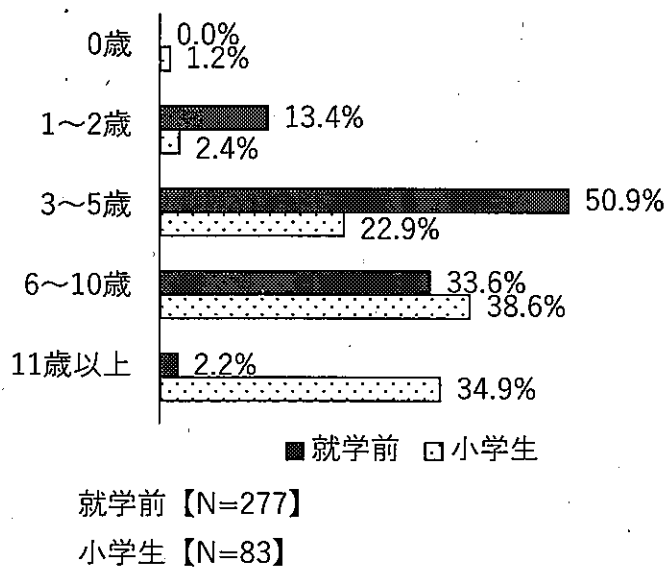
前回調査



第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状



◆ 現在就労していない母親が就労希望する子どもの年齢



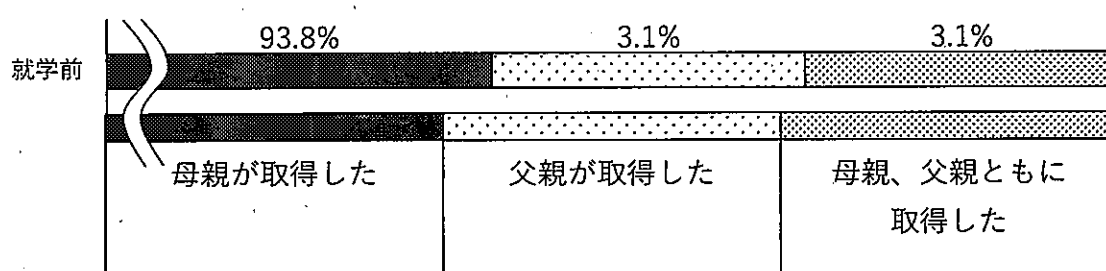
(4) 保護者の育休取得状況

育児休業制度を利用したことがある就学前児童の家庭では、取得者の多くが「母親」と回答しました。

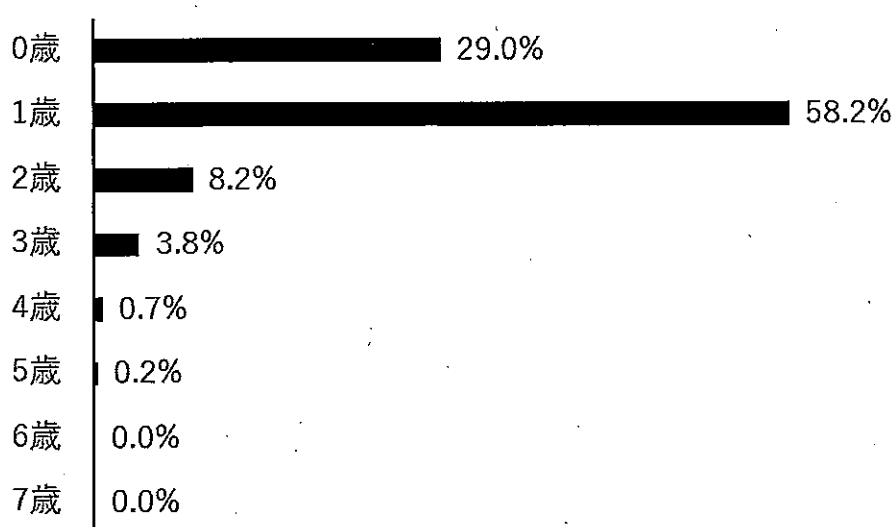
また、取得者の復帰の時期は、子どもの年齢が「1歳」のときに復帰した割合が最も多く58.2%で、次いで「0歳」のときに復帰した割合が多く29.0%でした。

さらに、復帰の時期が希望どおりであったかどうかについては、68.3%が「希望どおり」、31.7%は「希望とは異なっていた」と回答がありました。

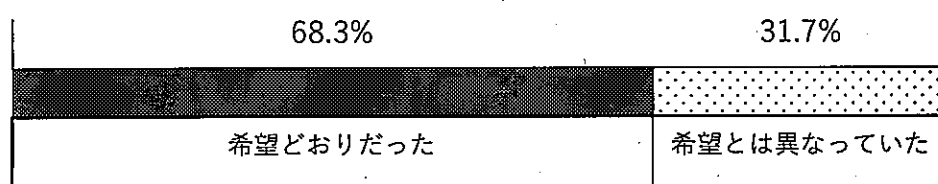
❖ 育休の取得者（父か母かともにか）【N=744(就学前)】



❖ 育休の「実際」の復帰時期（取得者父母の合計をベース）【N=434(母親)、18(父親)】



❖ 復帰の時期は希望どおりだったか（同上）【N=464(母親)、18(父親)】



(5) 教育・保育事業の利用

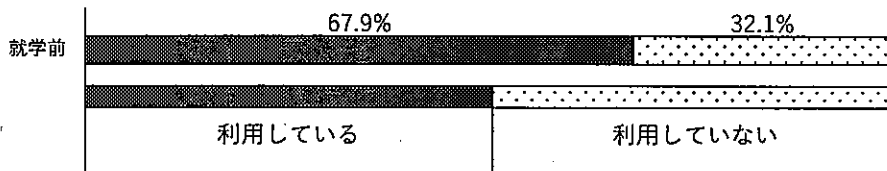
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

67.9%の家庭が、「平日定期的に教育・保育事業を利用している」と回答し、その内訳は、多い順に認可保育所、幼稚園、認定こども園でした。

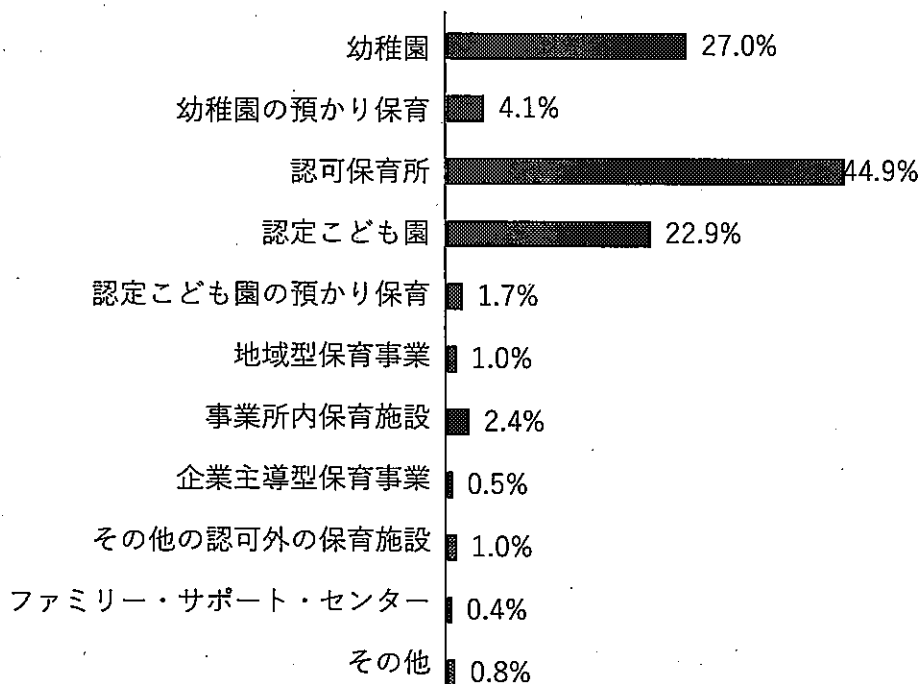
年齢別の集計結果では、「平日の教育・保育の定期的な利用の有無」については、0歳児で17.1%であったのが、年齢が上がるにつれて利用率が上昇し、3歳では94.6%、4歳、5歳ではほとんど全ての子どもがいずれかの施設を利用しています。また、利用する施設の内訳については、0～2歳では認可保育所、認定こども園が多数を占めていますが、幼稚園の利用が開始となる3歳以降は幼稚園の利用が増え、3歳、4歳では認可保育所の利用が幼稚園よりやや多いものの、5歳では認可保育所と幼稚園の利用率がそれぞれ39.2%、37.8%と同程度の利用率となっています。

なお、前回のアンケート調査では、4歳以上では幼稚園の利用が保育所より多くなり、5歳児では58.3%が幼稚園、39.9%が認可保育所を利用していましたが、5年間で認定こども園の整備が進んだことから、幼稚園の利用に代わり認定こども園の利用が促進されたと推察されます。

❖ 利用の有無【N=1,701(就学前)】

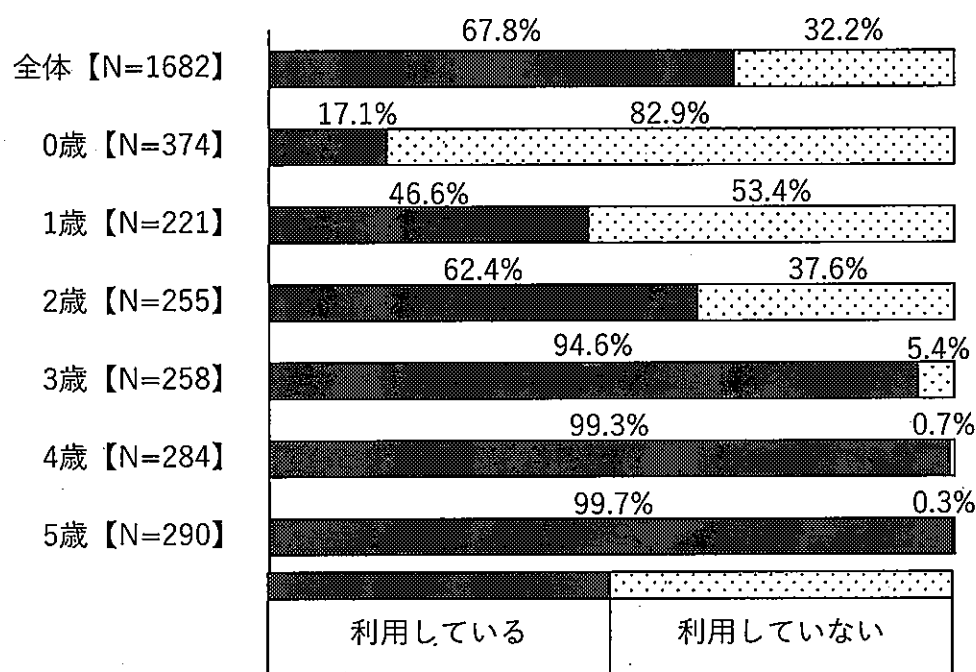


❖ 利用している事業【N=1,149(就学前)】



第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

❖ (年齢別) 利用の有無 【N=1,682 (就学前)】



❖ (年齢別) 利用している事業 【N=1,135 (就学前)】

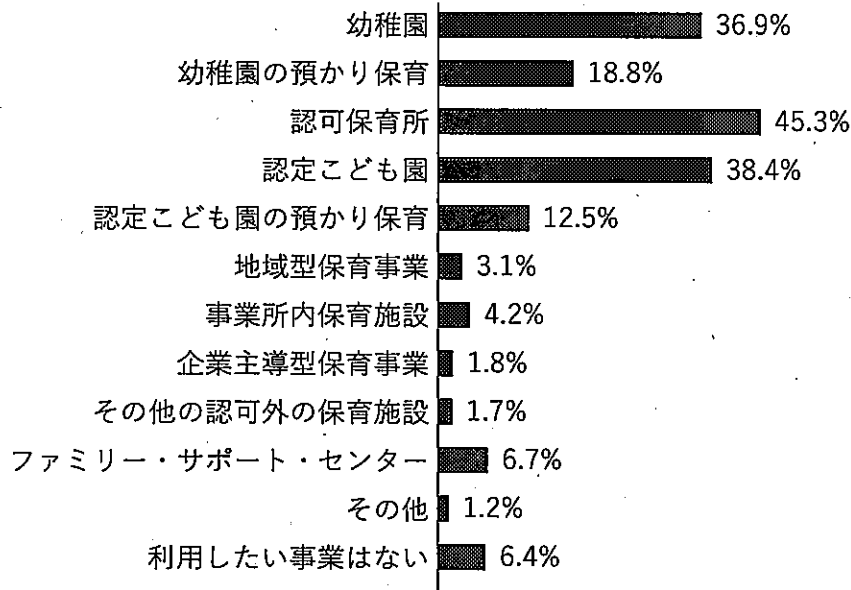
	N	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	認定こども園の預かり保育	地域型保育事業	事業所内保育施設	企業主導型保育事業	その他の認可外の保育施設	ファミリー・サポート・センター	その他
全体	1135	27.2	4.1	45.1	22.4	1.7	1.1	2.5	0.5	1.0	0.4	0.7
0歳	64	3.1	1.6	43.8	28.1	-	3.1	14.1	3.1	-	1.6	3.1
1歳	103	1.9	1.9	64.1	23.3	1.0	1.0	4.9	1.0	1.9	1.0	1.0
2歳	157	10.2	2.5	56.7	24.2	1.9	2.5	1.9	0.6	1.9	-	1.3
3歳	244	33.2	2.9	40.2	24.6	2.0	0.8	1.6	0.8	1.6	0.8	0.4
4歳	281	35.6	3.9	42.3	19.6	1.8	0.7	1.1	-	0.4	-	0.4
5歳	286	37.8	7.7	39.2	20.6	1.7	0.3	1.4	-	0.3	0.3	0.3

第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

② 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向

「現在の利用の有無に関わらず、今後利用したいと考える事業」は、認可保育所が最も多く、次いで認定こども園、幼稚園となりました。前回の調査では、幼稚園 54.7%、保育所 51.9%、認定こども園 7.1%の順でしたが、5年間で認定こども園の整備が進んだ結果、認定こども園の利用を希望する人が大幅に増加しました。

❖ 希望する事業【N=1,605(就学前)】(複数選択可)(年齢未記入者を含みます。)



❖ 年齢別集計 (希望する事業)

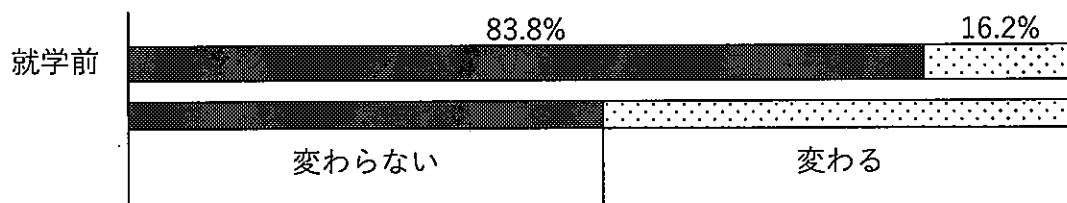
	N	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	認定こども園の預かり保育	地域型保育事業	事業所内保育施設	企業主導型保育事業	その他の認可外の保育施設	ファミリー・サポート・センター	その他	利用したい事業はない
全体	1587	37.1	18.8	45.4	38.1	12.5	3.1	4.2	1.8	1.8	6.7	1.3	6.4
0歳	367	40.3	17.2	59.9	48.5	15.3	7.1	6.3	2.2	2.2	8.4	0.5	1.9
1歳	210	42.4	22.4	46.2	49.0	16.2	2.9	4.8	1.9	2.4	9.5	3.3	2.4
2歳	235	43.0	19.1	42.1	44.3	11.9	2.6	3.8	0.9	0.9	6.8	1.3	3.4
3歳	243	32.9	16.0	39.1	29.6	11.1	0.8	2.1	2.5	4.1	4.1	0.4	9.1
4歳	260	32.3	19.2	42.3	27.7	10.8	1.9	3.5	0.8	0.4	6.5	0.8	9.6
5歳	272	32.0	20.2	36.8	27.9	9.6	1.5	4.0	2.2	0.7	4.8	1.8	12.5

③ 幼児教育・保育の無償化の影響

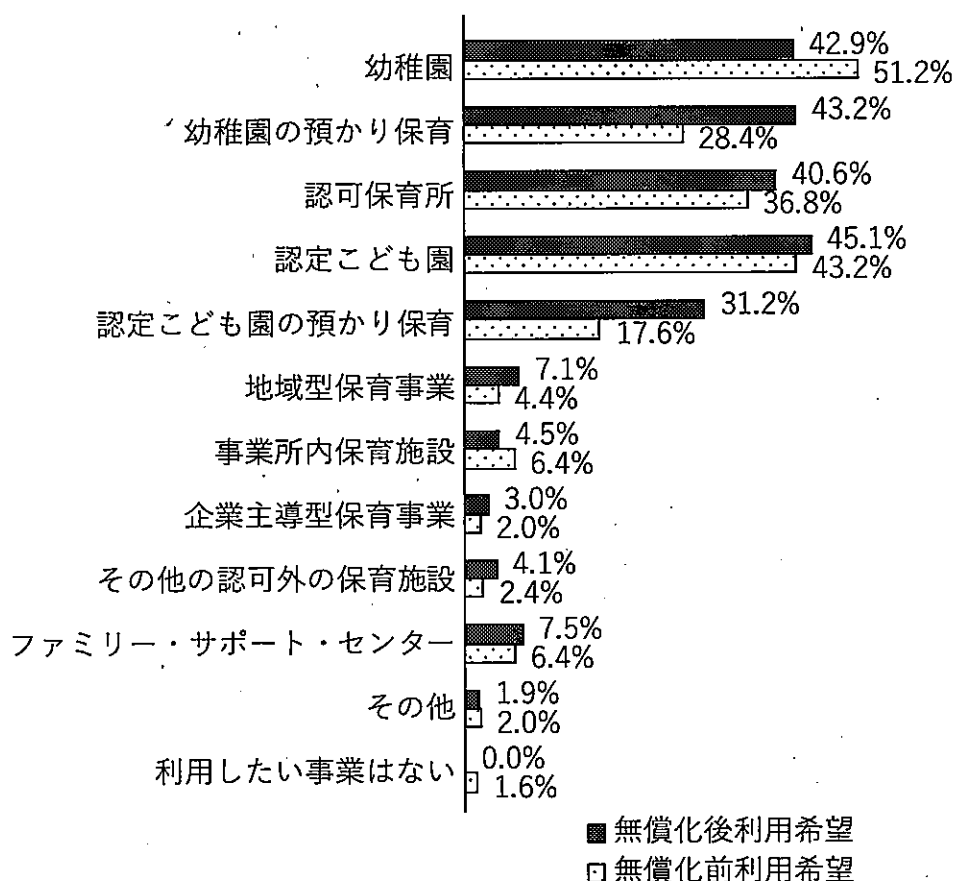
令和元年10月より開始する幼児教育・保育の無償化が、利用したい事業を選択する際に影響するかを聞いたところ、施設の選択は変わらないと回答した家庭は83.8%でした。

さらに、施設の選択が変わると回答した家庭においては、無償化後に利用したい施設として、幼稚園の預かり保育や認定こども園の預かり保育を希望する割合が増加しました。

❖ 無償化による事業の選択への影響【N=1,656(就学前)】



❖ 変わると選択した人の利用したい施設【N=266(無償化後)、250(無償化前)】

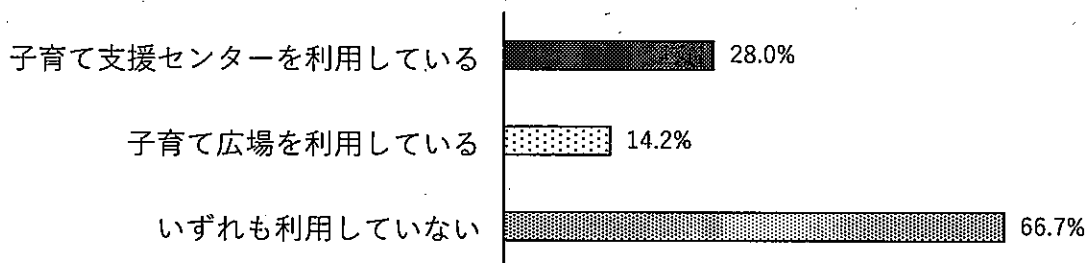


(6) 地域子ども・子育て支援事業の利用

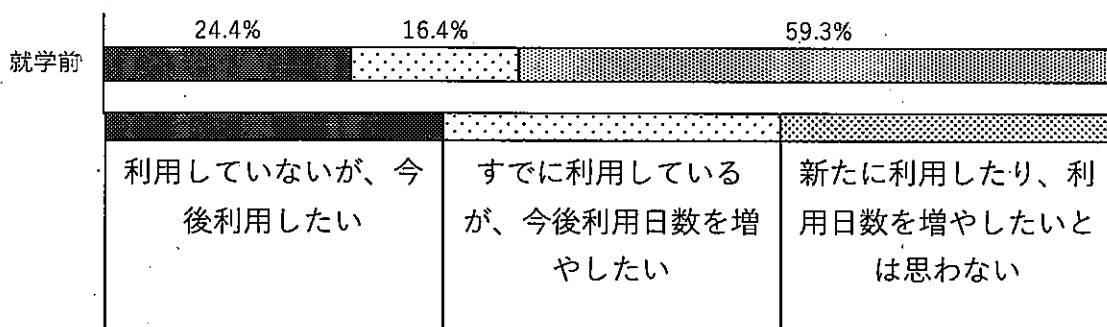
① 子育て支援センター

未就学の主に0歳から2歳までの子どもを対象に、親子が相互に交流でき、また子育ての相談を行うことができる子育て支援センターや子育て広場を33.3%の人が利用していると回答しました。また、今後の利用意向として「利用したい」、「利用日数を増やしたい」と回答した人は、40.8%でした。

❖ 現在の利用状況【N=837(0～2歳)】



❖ 今後の利用意向【N=813(0～2歳)】



② 子どもが病気の際の対応

子どもがいつも利用している教育・保育事業を、病気やけがで休んだことがあったと多くの家庭が回答しており、就学前児童の家庭では96.4%になりました。

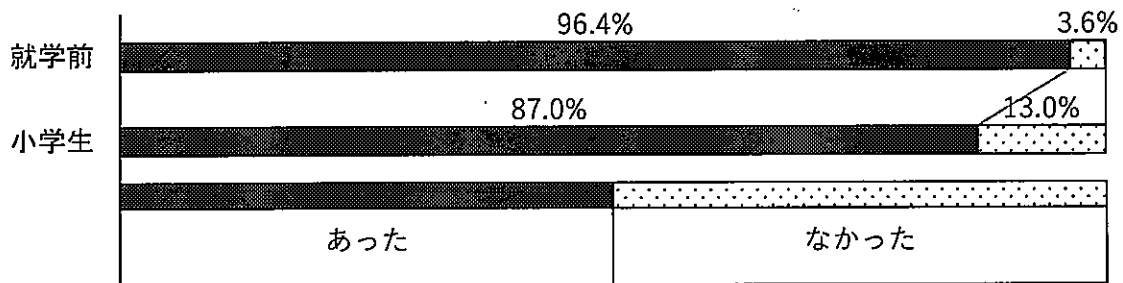
また、その際、母親が仕事を休んで対処したと回答した家庭が最も多く、父親が休んで対処したと回答した家庭も就学前児童では22.6%になりました。

さらに、休んで対処した家庭のうち、病児・病後児保育施設の利用を希望した割合は、就学前児童では28.6%、小学生児童では17.7%でした。

第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

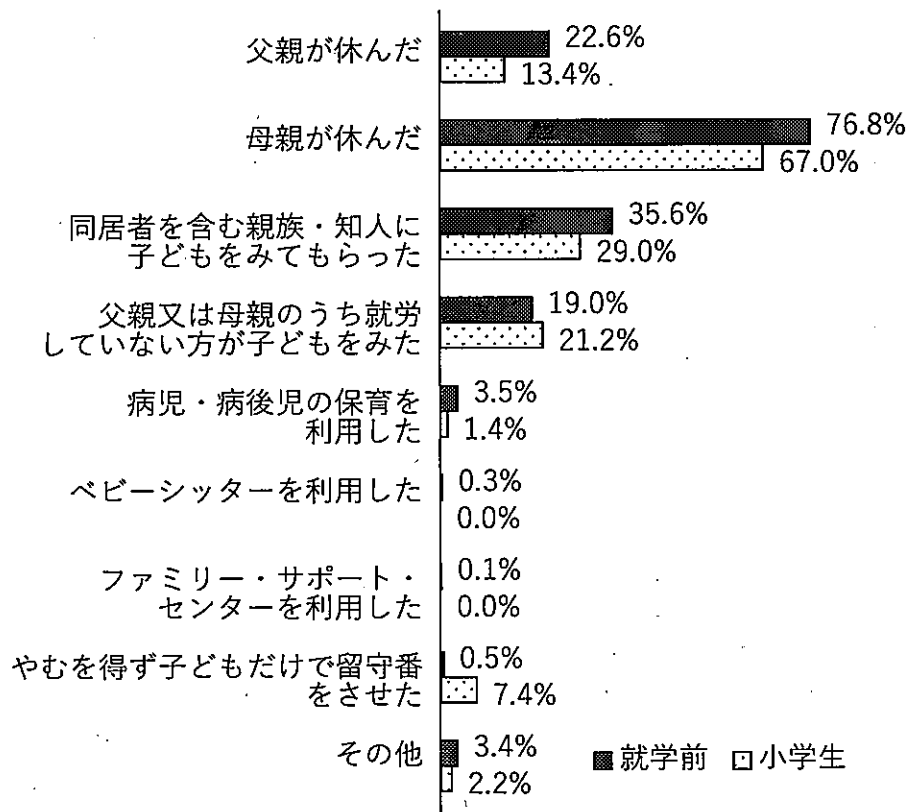
❖ 保育所等の就学前施設や学校を休んだことの有無（就学前児童、小学生）

【N=1,127(就学前)、1,623(小学生)】



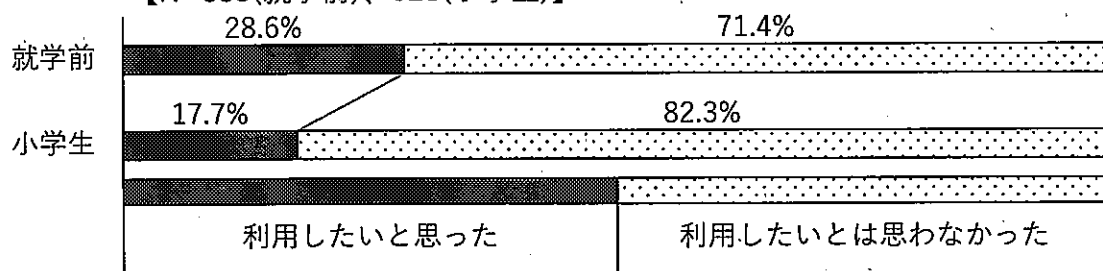
❖ 子どもが保育所等を休んだ際の対応（就学前児童、小学生）

【N=1,074(就学前)、1,399(小学生)】



❖ 父母が休んで対応した際の病児・病後児保育の利用希望

【N=833(就学前)、928(小学生)】

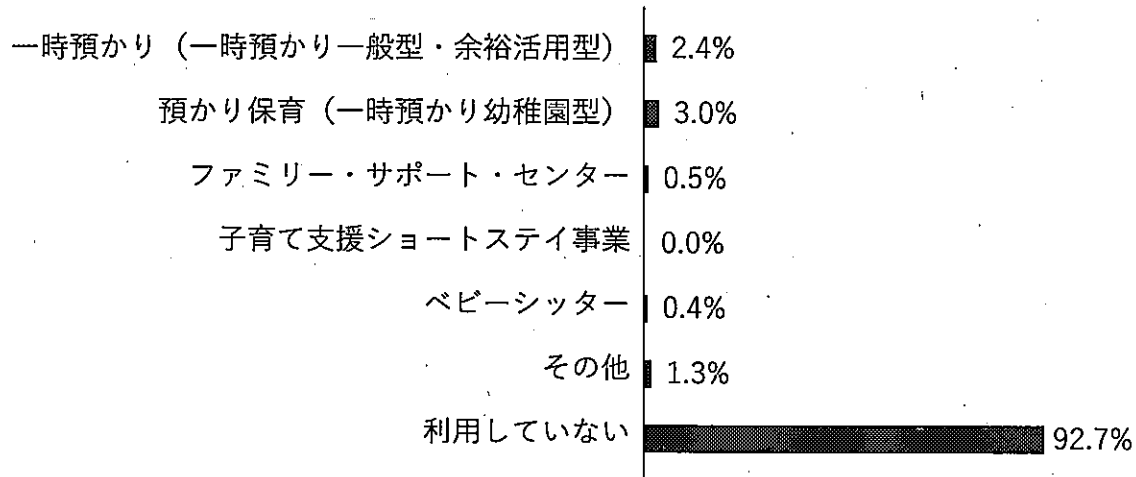


第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

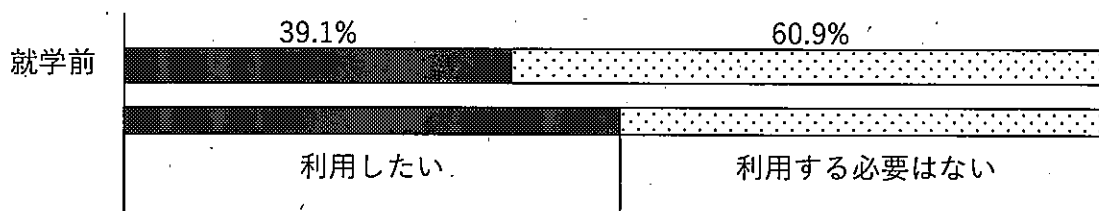
③ 一時預かりなど不特定の事業

一時預かり事業などの事業については、39.1%の家庭が利用したいと回答しているものの、実際にはほとんどの家庭で利用に至っていません。(就学前児童の家庭のみ質問)

❖ 不特定の事業の利用状況【N=1,641(就学前)】



❖ 不特定の事業の利用意向【N=1,649(就学前)】

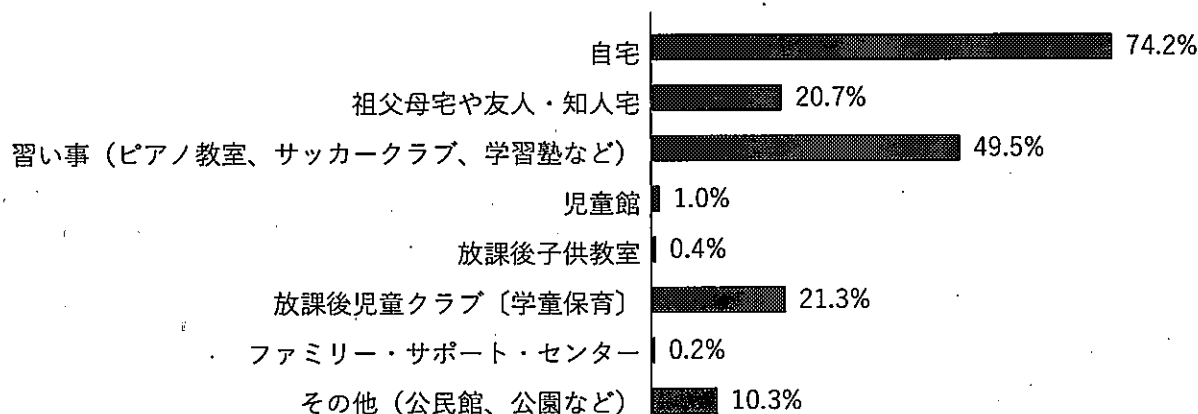


(7) 小学生の放課後の過ごし方

① 現在、放課後を過ごす場所

現在の小学生が放課後を過ごす場所については、「自宅」が最も多く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」と回答がありました。

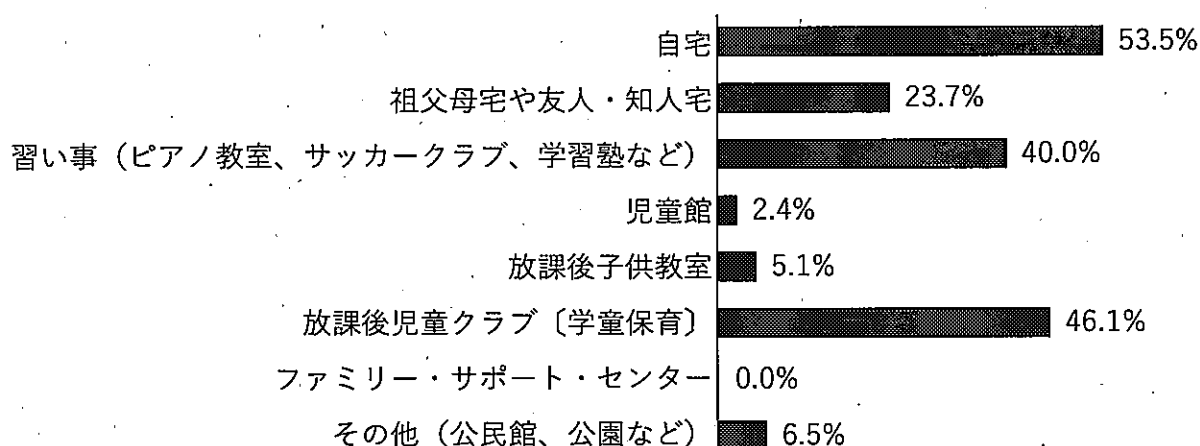
◆ 現在、放課後を過ごす場所【N=1,649(小学生)】



② 今後、放課後を過ごさせたいと思う場所

現在5歳児の子どもが小学生になった際、低学年（1～3年生）のうちに過ごさせたい場所としては、現在の小学生と同様に「自宅」が最も多いものの、次いで「放課後児童クラブ」が多く、「放課後児童クラブ」や「放課後子供教室」を回答した家庭は、合わせて51.2%となりました。

◆ 今後放課後を過ごさせたいと思う場所（1～3年生）【N=490(就学前)】



第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

1. 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

(1) 幼児期の教育・保育事業

① 就学前児童の状況

保育所、認定こども園、幼稚園を利用する子どもの数は、年齢が上がるにつれ増加し、各年齢の子ども全数に対して施設を利用する子どもの割合は、0歳では16.9%であったのが5歳では97.2%にまで達しています。また、2歳で施設を利用する子どもの数は1,162人、54.5%となり、在宅等で過ごしている子どもを上回っています。

施設別の利用状況では、市立保育所と私立保育所を合わせた保育所の利用が最も多く、全年齢の子どものうち4,140人、32.2%が利用しています。次いで、認定こども園の利用が全年齢の子どものうち、2,747人、21.4%となり、幼稚園は1,900人、14.8%となりました。

❖ 令和元年度（平成31年度）における年齢別施設別利用者数

(人)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保 育 的 利 用	保育所	222	646	768	814	821	869	4,140
	市立保育所	91	265	324	393	399	431	1,903
	私立保育所	131	381	444	421	422	438	2,237
	私立地域型保育事業	7	10	18	0	0	0	35
	認定こども園	104	301	376	658	669	639	2,747
	市立認定こども園（2号、3号）	35	75	92	111	110	103	526
	私立認定こども園（2号、3号）	69	226	280	291	291	285	1,442
教 育 的 利 用	市立認定こども園（1号）	0	0	0	93	91	84	268
	私立認定こども園（1号）	0	0	4	163	177	167	511
	幼稚園	0	0	0	544	637	719	1,900
	市立幼稚園	0	0	0	210	285	349	844
	私立幼稚園	0	0	0	107	87	106	300
	国立幼稚園	0	0	0	20	59	43	122
	確認を受けない私立幼稚園	0	0	0	207	206	221	634
在宅、認可外保育施設等		1,638	1,128	969	160	62	64	4,021
就学前児童数		1,971	2,085	2,131	2,176	2,189	2,291	12,843

資料：就学前児童数は、平成31年3月31日現在住民基本台帳人口

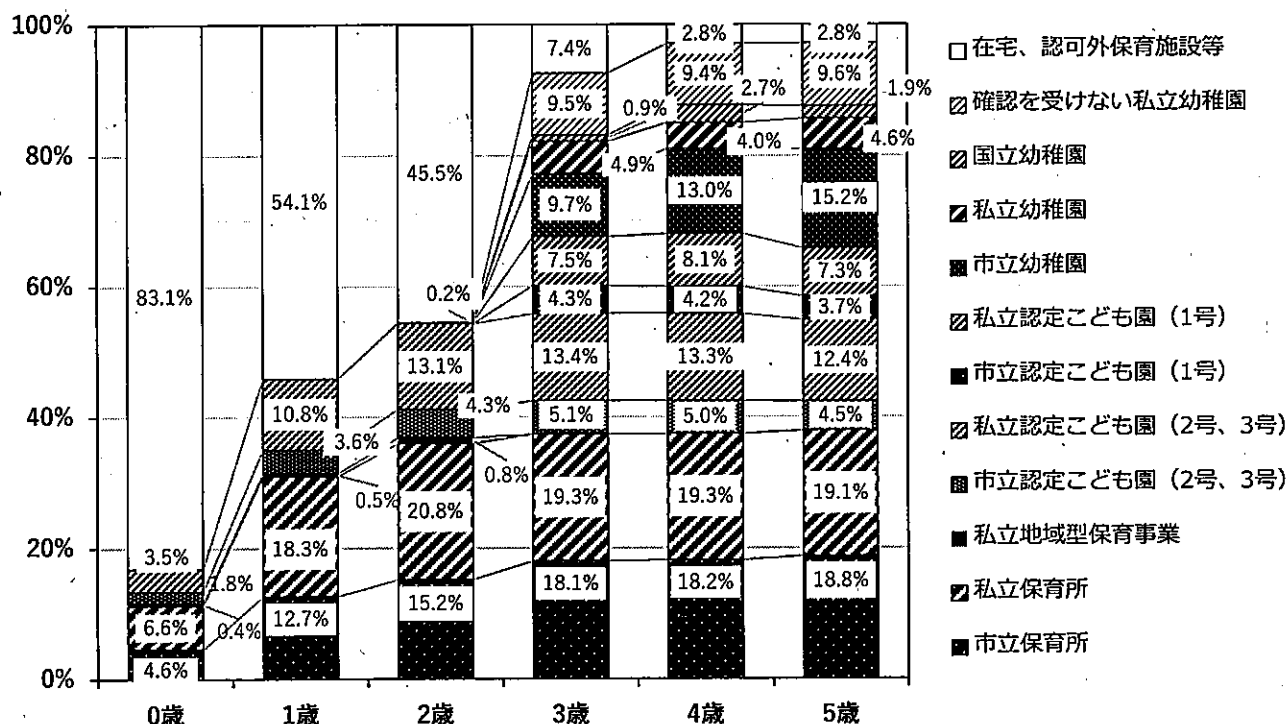
施設利用者数は、保育利用（保育所、地域型保育事業、認定こども園の保育を利用）は平成31年4月1日現在、教育利用（幼稚園、認定こども園の教育を利用）は令和元年5月1日現在の数値

第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

また、幼稚園、認定こども園での教育利用と保育所等や認定こども園での保育利用の状況は、5歳において、教育利用が42.3%、保育利用が54.8%でした。

第1期計画策定時の平成26年度では、5歳の施設別利用割合は、幼稚園（教育利用）が52.2%、保育所（保育利用）が46.7%であったことから、教育と保育の利用状況が逆転しています。

◆ 令和元年度（平成31年度）における年齢別施設別利用割合



資料：子育て推進課、学校教育課

② 幼児教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）の利用状況

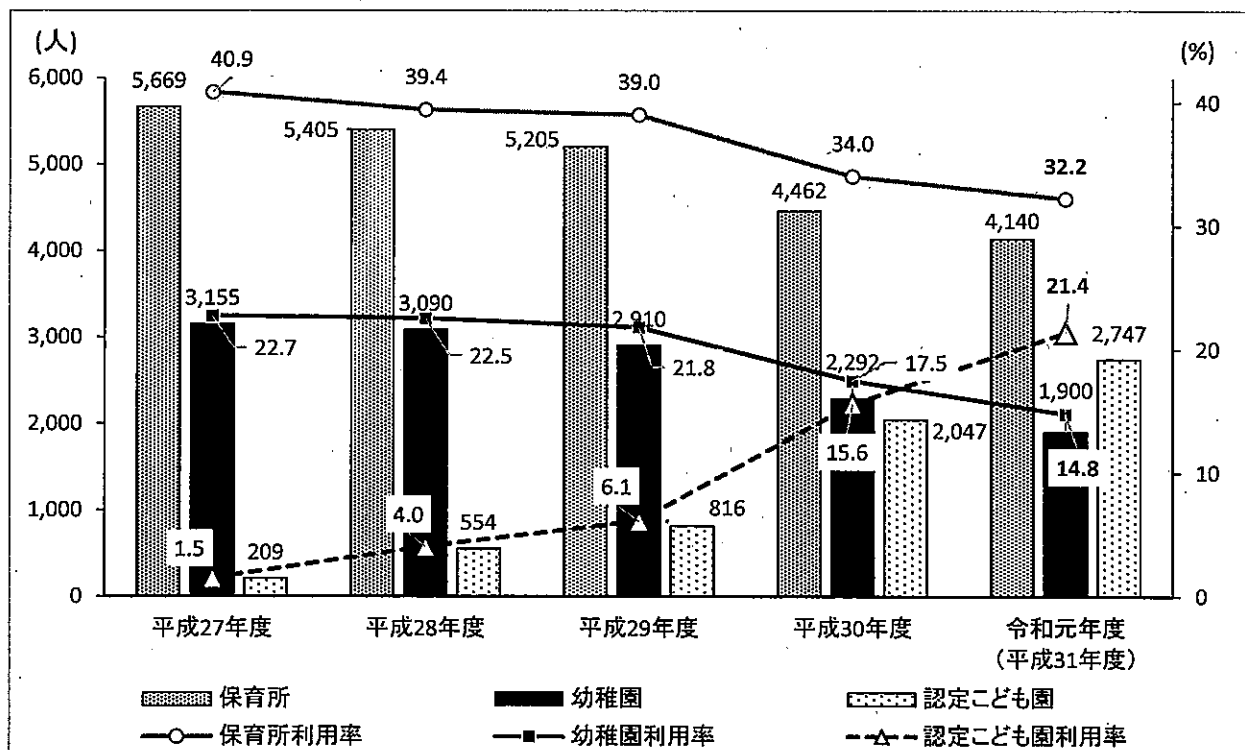
平成27年度以降の利用者数、利用率の推移をみると、保育所、幼稚園の利用が減少し、認定こども園の利用が増加しています。また、平成27年度には、保育所、幼稚園、認定こども園の順で利用者数が多かったところ、令和元年度（平成31年度）には、認定こども園の利用者数が幼稚園の利用者数を超え、2,747人となりました。

なお、幼稚園、認定こども園における幼児教育は3歳から行われるため、3歳以上の子どもに限定した施設別利用状況の推移をみると、就学前児童の全年齢と同様、保育所の利用者数が最も多いものの、幼稚園と認定こども園の利用者数は同程度となります。

子ども・子育て支援新制度開始以降、幼稚園や保育所から認定こども園への移行が進み、利用傾向の変化につながりました。

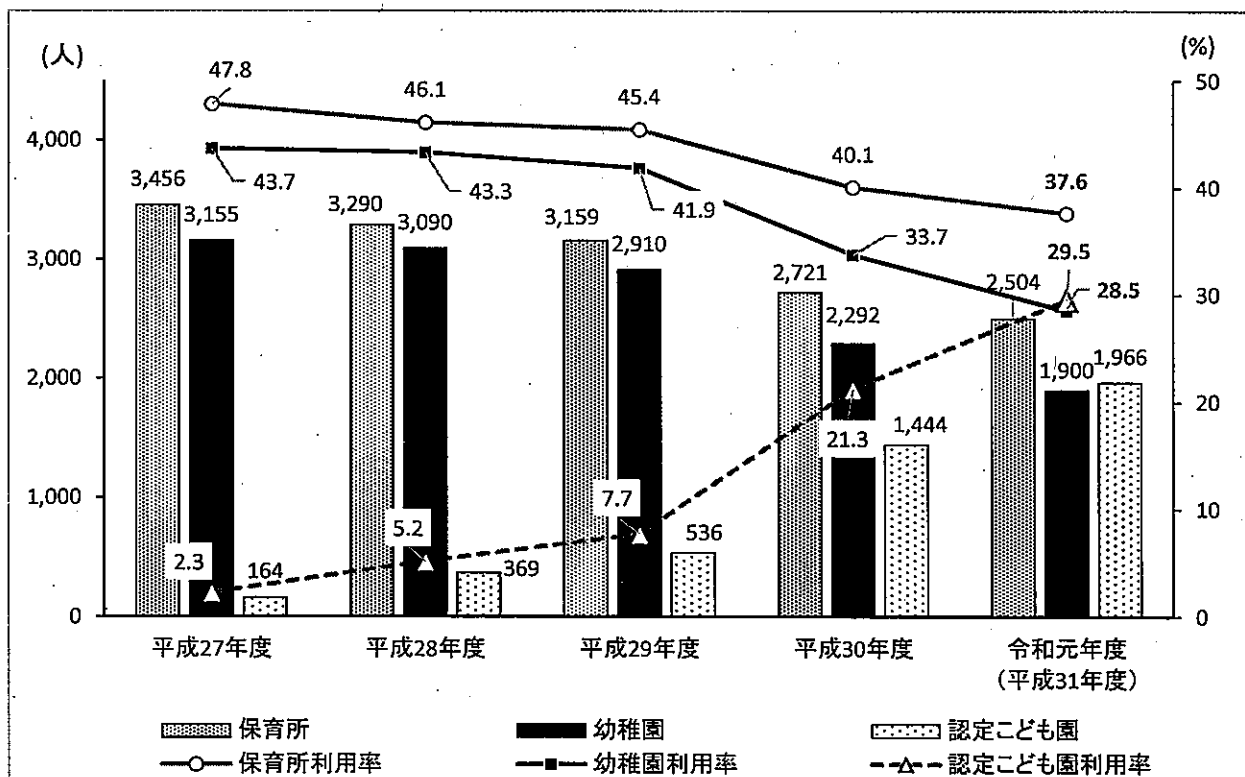
第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

◆ 施設別利用児童数と利用率の推移



資料：子育て推進課、学校教育課

◆ 3歳以上の施設別利用状況と利用率の推移



資料：子育て推進課、学校教育課

③ 保育の利用状況

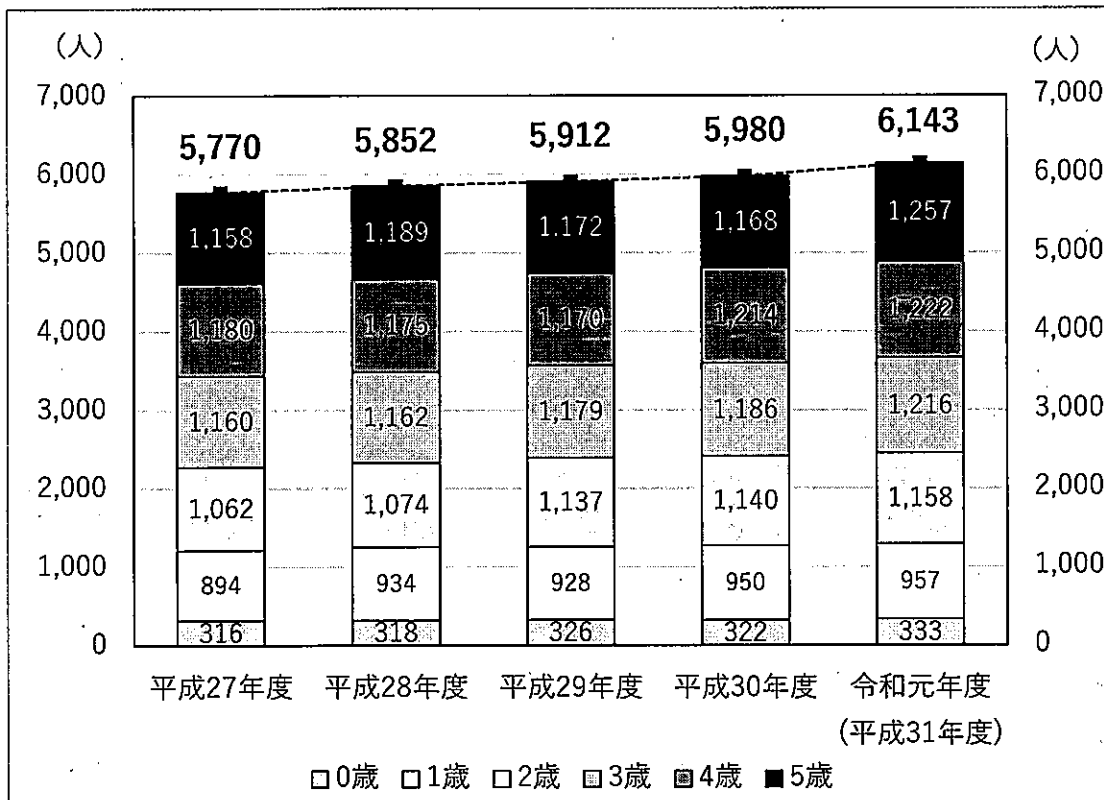
保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業において保育を利用する子どもの数の推移は、平成27年度以降増加傾向にあり、就学前児童数が減少している中、令和元年度（平成31年度）においては、6,143人に達しました。

このような保育ニーズの高まりに合わせて、保育所等の整備や認定こども園への移行を進めることにより、平成27年度の6,010人から令和元年度（平成31年度）には6,481人まで利用定員枠を拡大しました。

就学前児童数が減少する中で、保育の利用者数が増加していることから、保育利用率は上昇し続けており、平成27年度時点で就学前児童の全年齢における保育利用率49.0%であったところ、令和元年度（平成31年度）には56.5%に到達し、過半数の子どもが保育を利用する状況となりました。

また、利用率は全年齢において上昇しており、特に1歳以降は平成27年度と比較して6～8%以上上昇しています。

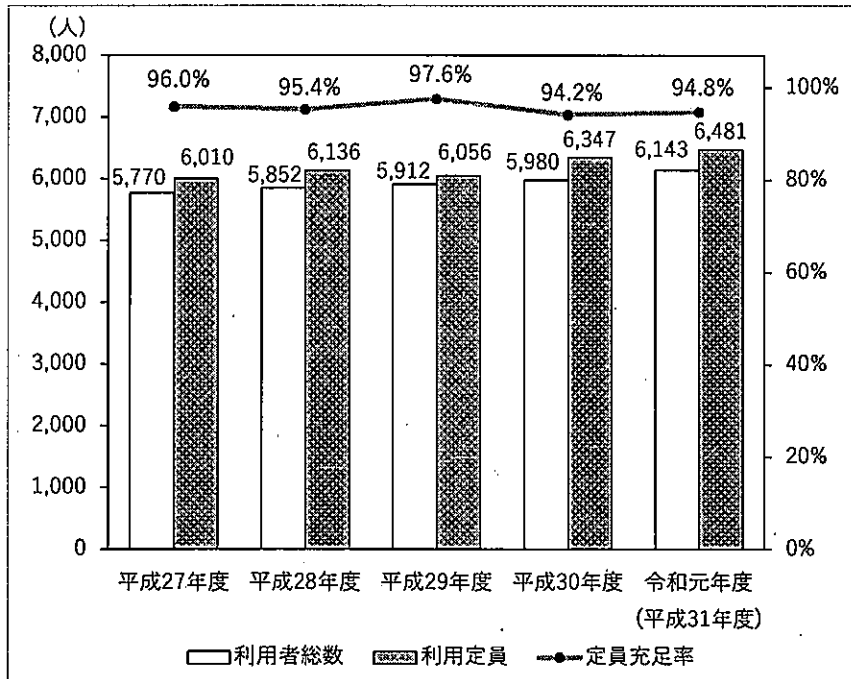
❖ 保育施設等（保育所・認定こども園(保育利用)・地域型保育事業）の利用児童数推移



資料：子育て推進課

第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

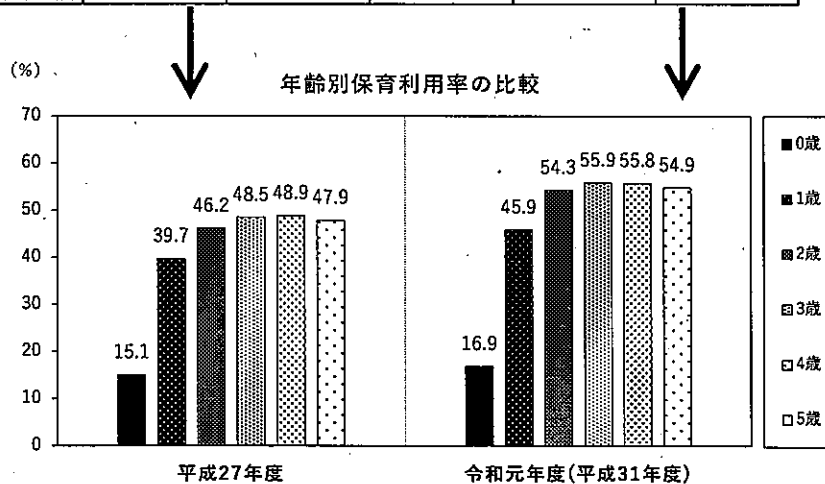
◆ 保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業の利用定員数、定員充足率



資料：子育て推進課

◆ 就学前児童の人口に対する保育利用率【各年度4月1日現在】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
0歳	15.1%	14.9%	16.1%	15.8%	16.9%
1歳	39.7%	42.9%	42.7%	45.0%	45.9%
2歳	46.2%	47.5%	51.9%	52.5%	54.3%
3歳	48.5%	50.3%	52.3%	54.0%	55.9%
4歳	48.9%	49.1%	50.6%	53.2%	55.8%
5歳	47.9%	48.9%	49.2%	50.5%	54.9%
全年齢	41.6%	42.7%	44.3%	45.6%	47.8%



資料：子育て推進課

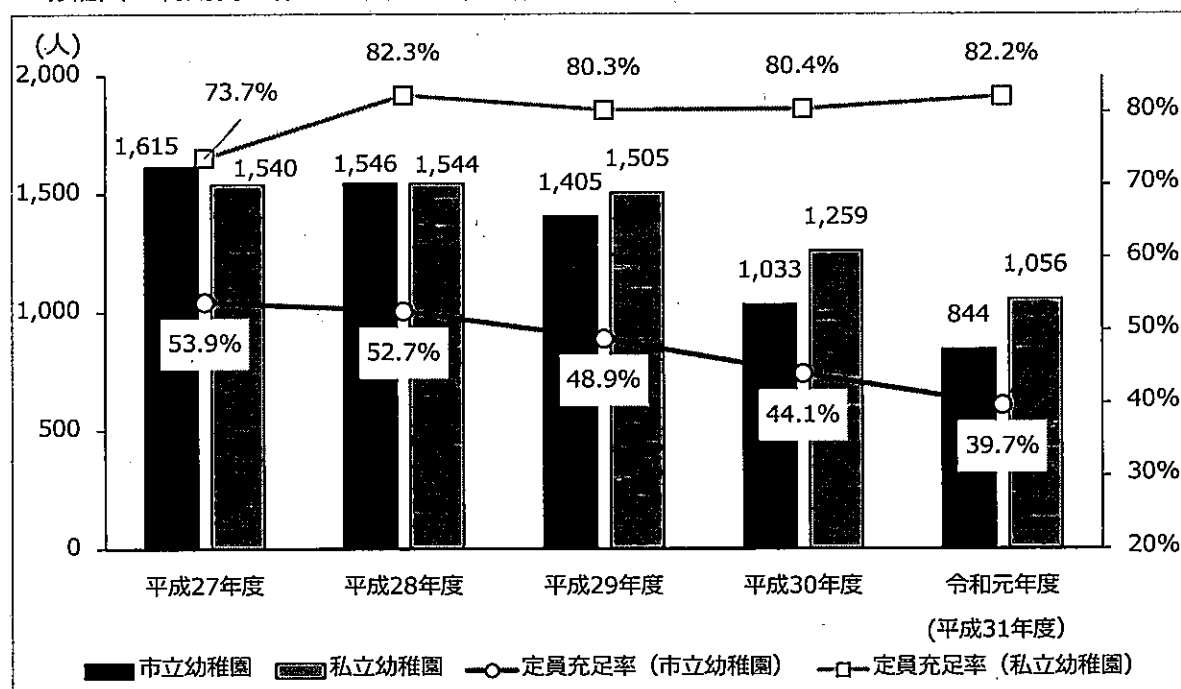
④ 市立幼稚園と私立幼稚園の利用状況

幼稚園の利用児童数は減少を続け、令和元年度（平成31年度）には平成27年度の利用者数に対して、40%減少しました。

市立幼稚園と私立幼稚園の利用児童数、定員充足率（定員に対する利用率）の推移では、いずれも利用児童数は減少していますが、定員充足率については、私立幼稚園では平成28年度に上昇して以降一定割合を保っている一方で、市立幼稚園は毎年低下し続けています。

このことから、幼稚園の利用児童数の減少については、就学前児童の人口減少や保育利用率の上昇、認定こども園への移行のほか、市立幼稚園の利用児童数の減少によるものが理由として挙げられます。

◆ 幼稚園の利用児童数と定員充足率の推移



資料：学校教育課

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

地域子育て支援センター4か所においては、保育所、幼稚園での職務経験を持つ子育て支援コーディネーター5人が中心となり、保育所等の就学前施設の利用方法や子育てに関わる相談事業のほか、必要に応じて関係機関への接続等を実施し、保護者が教育・保育や子育て支援を円滑に利用できるよう支援を行っています。また、地域子育て支援センター全体の機能向上のため、センター間の連携やセンター職員の交流や研修等も行っています。

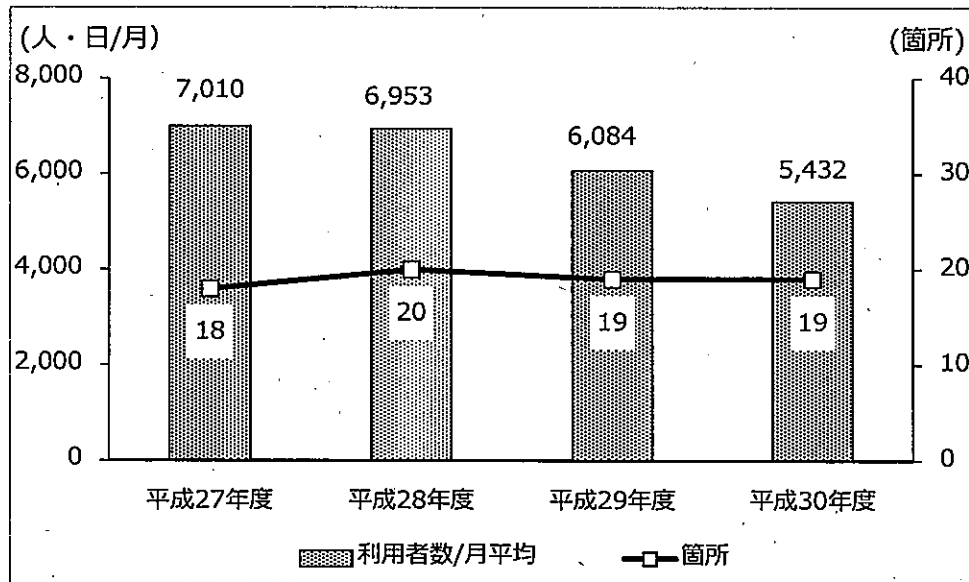
10か所の保健センターにおいても、保健師による利用者支援事業を行っており、妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や育児に関する相談に対応しています。

② 地域子育て支援拠点事業

主に未就園の子どもを対象として、親子が相互に交流できる場や遊び場の提供や、子育てに関する相談を行っています。

平成31年4月時点で市内19か所において地域子育て支援拠点事業を行っており、平成27年度から施設数に大きく変化はありませんが、利用者数は毎年減少しています。

◆ 地域子育て支援センターの利用者数と実施箇所の推移



◆ その他関連施設数

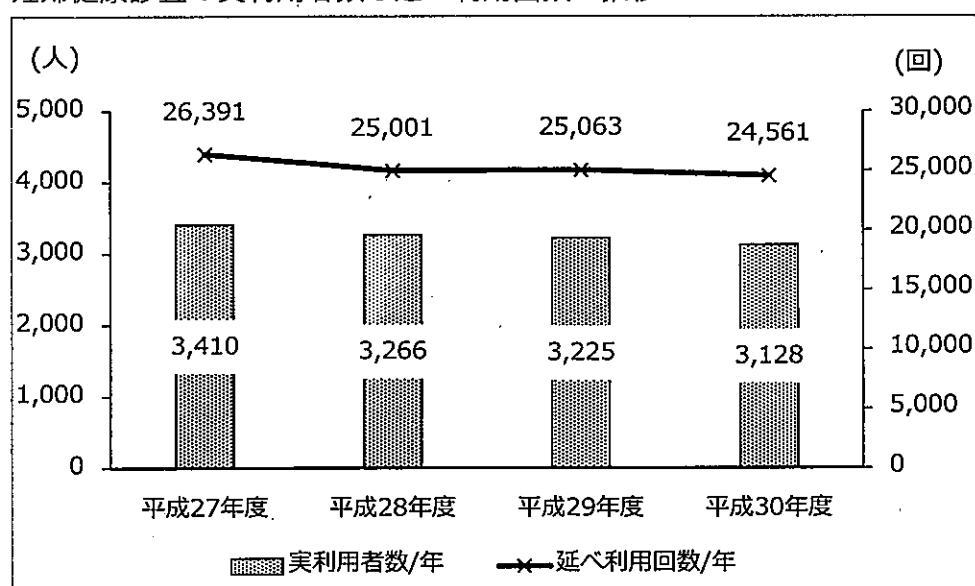
種類	対象	箇所				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
地域子育て支援センター	就学前児童（主に未就園児）	18	20	19	19	19
子育て広場	就学前児童（主に未就園児）	22	15	18	18	18
児童館	0歳～18歳	6	6	6	6	6
公立幼稚園未就園児の会	幼稚園に入園前の子ども	34	33	32	29	27

資料：子育て推進課、こども支援課、学校教育課

③ 妊婦健康診査事業

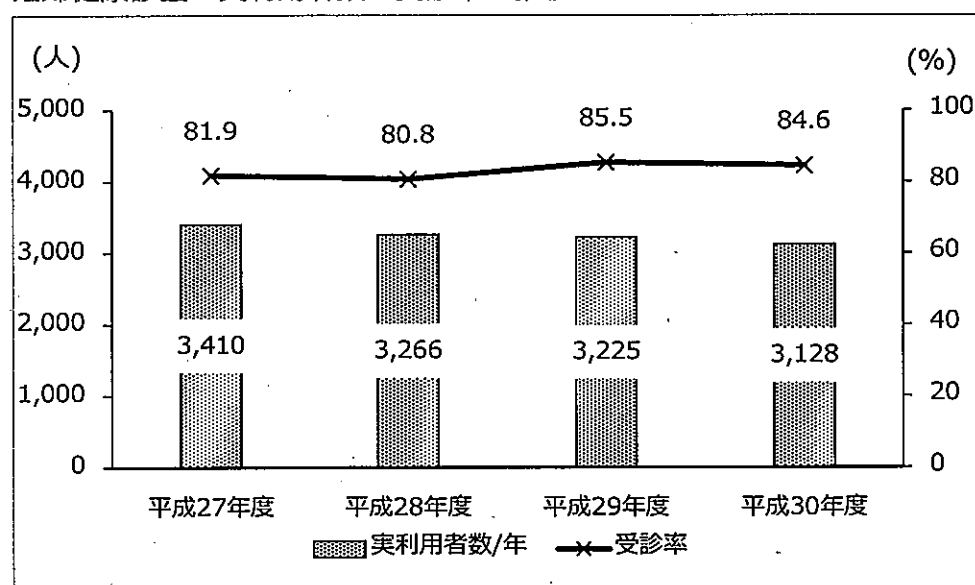
妊娠中の健康診査にかかる費用について14回分の助成をしています。実利用者数と述べ利用回数は妊娠届出数の減少に伴い、徐々に減少してきています。今後、妊娠11週までに妊娠届を提出することで、早期から妊娠週数に応じた定期的な健診を受け、正期産※となるように啓発していきます。※正期産…妊娠37週から41週までのお産

◆ 妊婦健康診査の実利用者数と述べ利用回数の推移



資料：健康づくり課

◆ 妊婦健康診査の実利用者数と受診率の推移



※実利用者数は、14回分の助成のうち1回でも当該年度内に実際に利用した人数

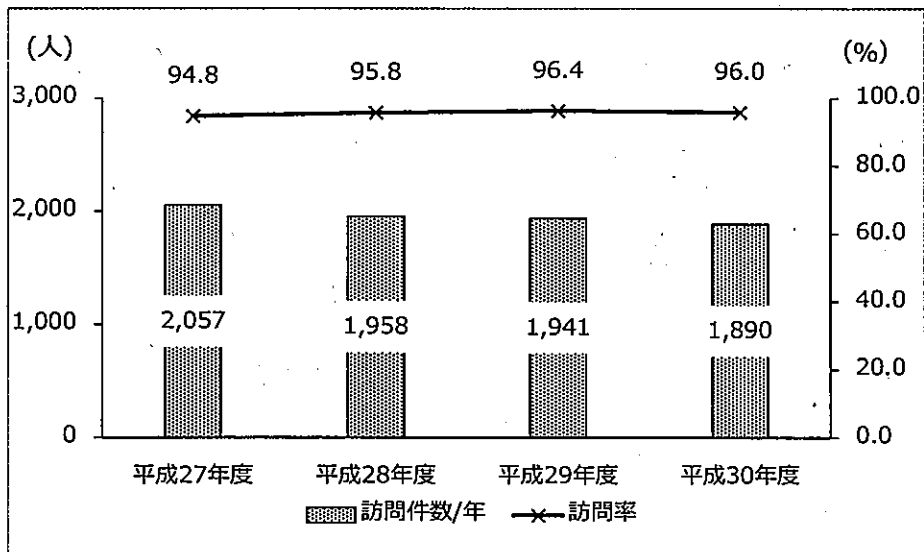
資料：健康づくり課

第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までのお子さんのいる家庭を保健師・助産師・母子保健推進員が訪問し、育児の相談や保護者の相談に応じています。また、保健事業の紹介や予防接種の説明なども行っています。訪問件数は出生数の減少に伴い、2,000件を割り減少傾向にありますが、年間1,900～2,050件ほどで推移しています。訪問率は、年々増加傾向にあります。また、継続支援が必要な家庭へは、関係機関と連携しながら、地区担当の保健師等が訪問しています。

◆ 乳児家庭全戸訪問数の推移

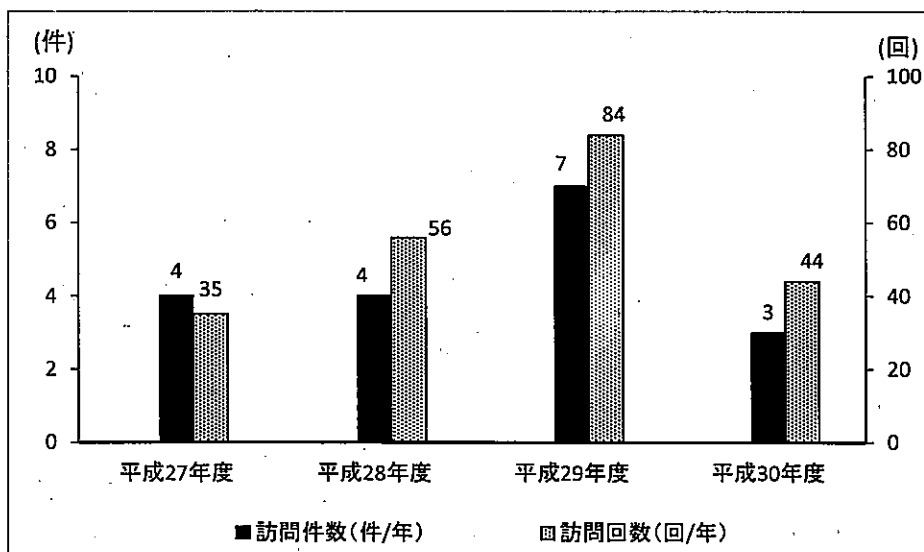


資料：健康づくり課

⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童に対する支援に資する事業

児童の養育について、支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、子ども・子育てサポーターの訪問により、育児支援、家事支援を行うことで家庭内の課題等を把握し、親子関係の改善につなげています。

◆ 養育支援訪問件数及び訪問回数の推移

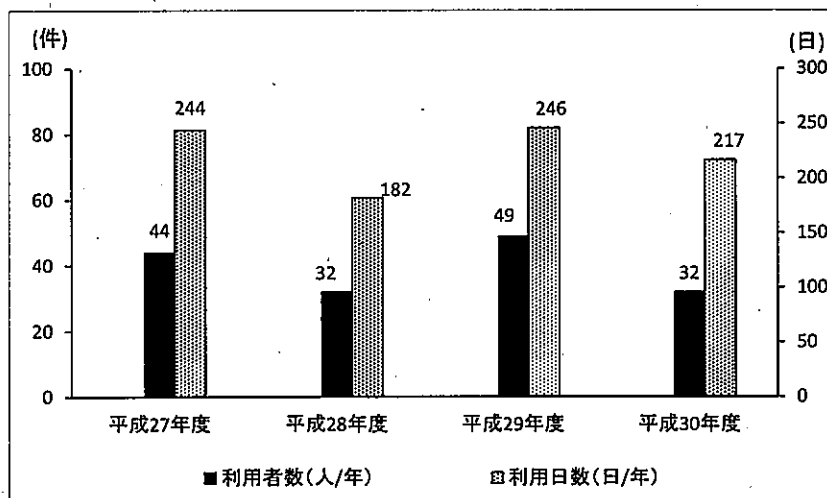


資料：こども支援課

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事、育児不安や育児疲れの解消等、家庭で一時的に子どもの養育が困難となったときに、児童養護施設などで預かるショートステイを行っています。平成30年の利用者数は32人、利用日数は217日でした。

◆ 子育て短期支援事業の利用者数及び利用日数の推移



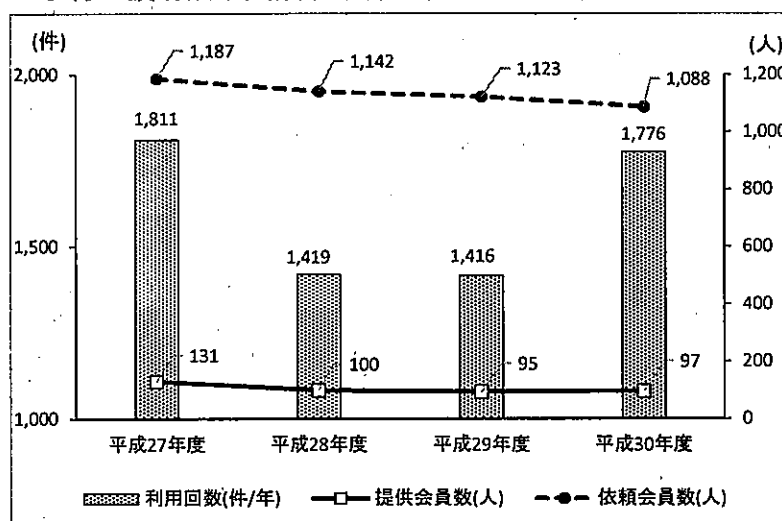
資料：こども支援課

⑦ 子育て援助活動支援事業

保育所、幼稚園への送迎、保育所等の始業時間前又は終業時間後の預かり等、日常的な支援を行うため、ファミリー・サポート・センターを設置し、育児に係る相互援助活動の調整等を行っています。

子育てを助けてほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いができる人（提供会員）ともに減少傾向にありますが、総活動件数は平成30年度1,776件と増加傾向にあります。

◆ 子育て援助活動支援事業件数、会員数の推移



※グラフでは、両方会員を提供会員、依頼会員のそれぞれの数に加えて示しています。

第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
依頼会員	1,163	1,128	1,109	1,075
提供会員	107	86	81	84
両方会員	24	14	14	13

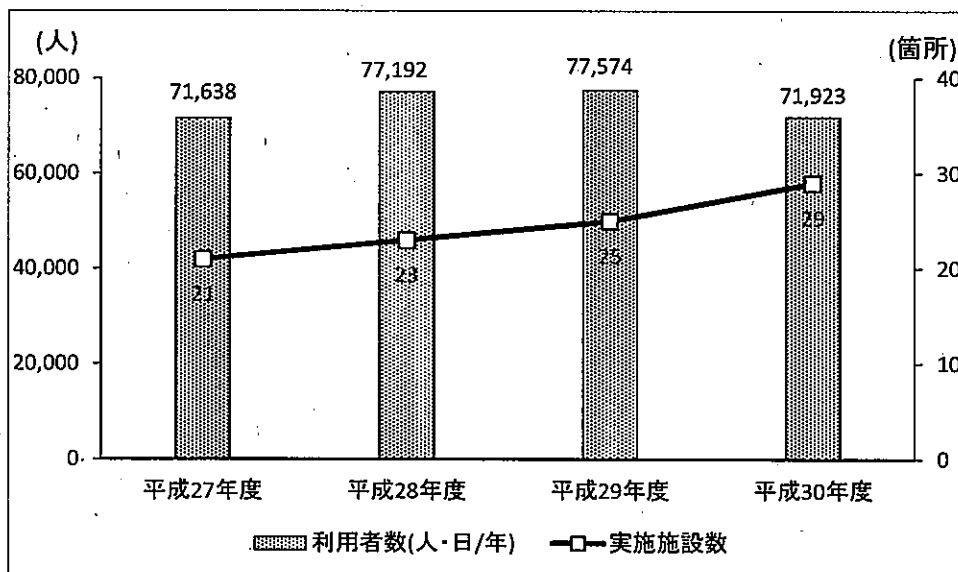
資料：こども支援課

⑧ 一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園や認定こども園（1号認定子ども）の在園児を、教育課程時間外に預かる事業で現在、市立幼稚園7か所、私立幼稚園6か所、市立認定こども園4か所、私立認定こども園15か所で実施しています。

幼稚園や認定こども園を利用しながら保育を必要とする2号認定相当の子どもが増加傾向にあります。

◆ 一時預かり事業（幼稚園型）の利用者数と実施施設数の推移

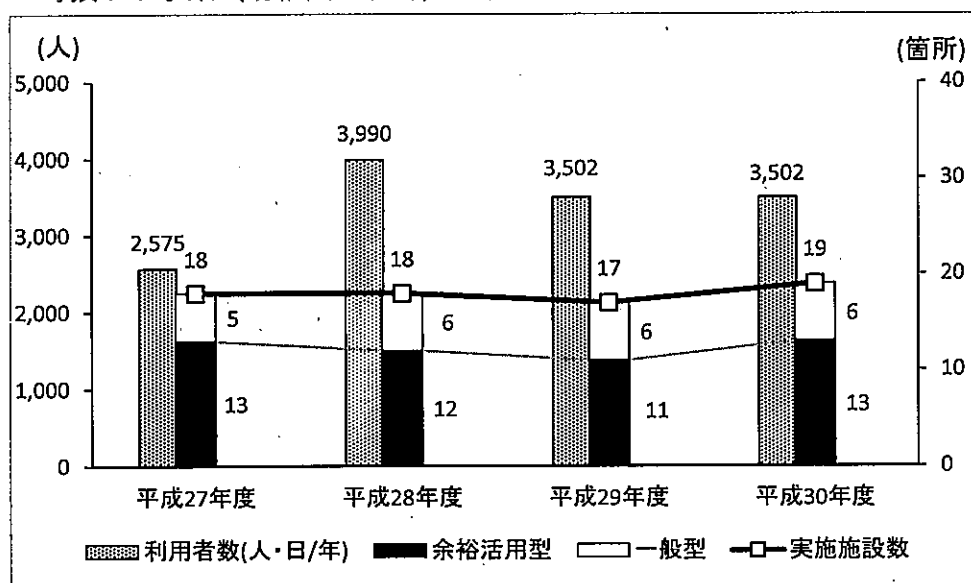


資料：子育て推進課、学校教育課

一時預かり事業（幼稚園型以外）は保育所、幼稚園等の就学前施設を普段利用していない子どもを一時的に保育所・認定こども園で預かる事業です。利用者数は、最も多い平成28年度において3,990人であり、その後、平成29年度、平成30年度と約3,500人で推移しています。

第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

❖ 一時預かり事業（幼稚園型以外）の利用者数と実施箇所の推移

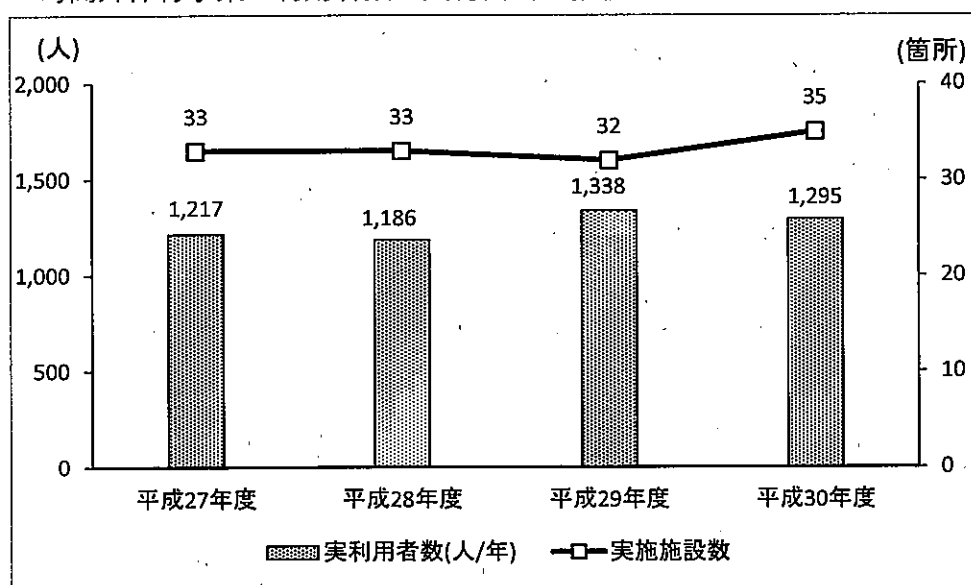


資料：子育て推進課

⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）

保育所や認定こども園等を利用する保育を必要とする子どもに対し、保育標準時間（概ね 11 時間）を超えて預かる事業です。時間外保育事業の実施箇所は平成 27 年度の 33 箇所から 35 箇所に増加しましたが、利用者数は平成 29 年度より微減となりました。

❖ 時間外保育事業の利用者数と実施箇所の推移



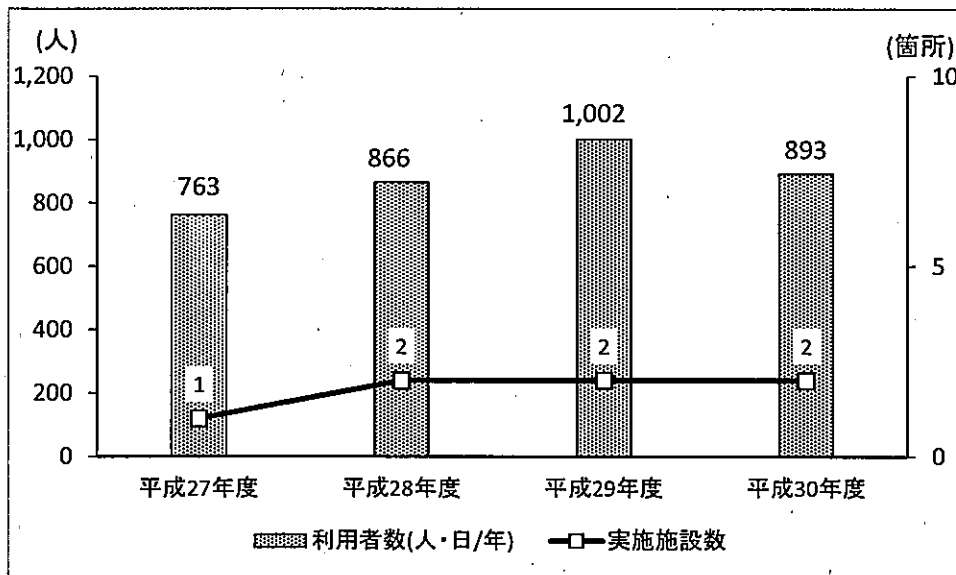
資料：子育て推進課

第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

⑩ 病児保育事業

保護者が仕事、疾病、出産、冠婚葬祭、家族の介護などの事情により、病氣中(病児)や病氣回復期(病後児)にある子どもの保育が家庭で困難な場合、看護師や保育士などが専用施設で一時的にその子どもを預かる事業です。平成28年6月に病後児保育施設が1箇所整備されました。利用者数は平成29年度に1,002人となりましたが、平成30年度にはまた減少しています。

◆ 病児保育事業の利用者数と実施箇所の推移

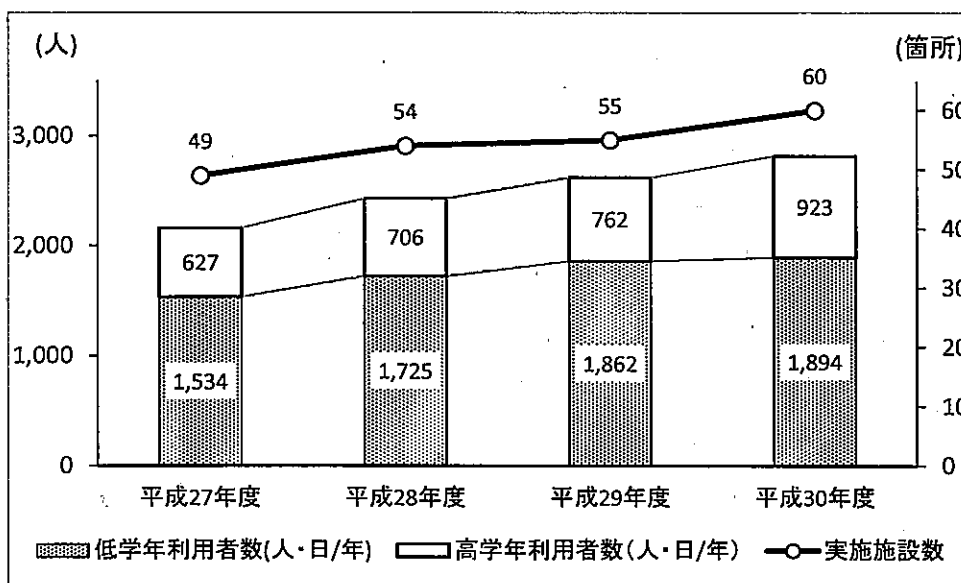


資料：子育て推進課

⑪ 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ(学童保育)については、平成31年には市内69クラブが開設されています。

◆ 放課後児童健全育成事業の利用者数と箇所数の推移



資料：生涯学習課

(3) 第1期計画における量の見込みと確保の方策に対する評価及び総括

① 幼児期の教育・保育事業

第1期計画期間における幼児期の教育・保育事業の利用状況では、全ての就学前児童の年齢において保育利用率が上昇し続けました。そのため、第1期計画の教育・保育における量の見込みでは、就学前児童数の減少に伴い、全ての認定区分において減少する予測でしたが、2号、3号認定子どもに区分される利用者数は増加し続ける一方で、1号認定子どもの利用者数は減少をし続けました。

量の見込みに対する利用者数を比較すると、1号認定子どもにおいては、量の見込みを利用実績が下回り、2号認定子どもでは利用実績が上回りました。また、3号認定子ども（1～2歳）については、平成30年度以降、量の見込みを利用実績が上回りました。

また、第1期計画の教育・保育における確保の方策については、保育ニーズの上昇に対応するため、保育所における定員拡大や、地域型保育事業の整備、認定こども園への移行を進めた結果、特に保育利用の定員について拡大が促進され、平成30年度以降では、2号認定子ども及び3号認定子ども（1～2歳）については、確保の方策を上回る利用定員を確保することができました。その一方で、1号認定子どもについては、私立幼稚園から認定こども園への移行が進み、移行の際には2号認定子どもの定員設定に伴って1号認定子どもの定員設定の見直しを行ったことから、利用定員は確保の方策を下回りました。ただし、利用実績はこの利用定員を超えることはなく、利用実態、ニーズに近づく定員規模の設定であったと言えます。

このような保育利用の定員拡大や幼保連携型認定こども園の整備などハード面での整備が進められてきましたが、保育所等の利用のしやすさについては依然として課題が残っています。

年度途中の利用開始が困難であるため、育休期間の短縮や就労に至ることができない、などの声が保護者より挙げられており、実際に年度当初の待機児童はゼロを維持しているものの、年度途中の10月1日時点では毎年80から90人台の待機児童が発生しています。

また、保育士、幼稚園教諭等の質の向上や、職場環境の改善、延長保育等の保育内容の充実などにも更なる期待が寄せられています。

❖ 就学前児童数と教育・保育施設利用率の推移

各年3月31日現在（人）

認定区分	年齢	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1,2号認定	3～5歳	7,225	7,135	6,951	6,792	6,656
3号認定	1～2歳	4,550	4,440	4,363	4,284	4,216
3号認定	0歳	2,097	2,131	2,025	2,033	1,971
全区分	全年齢	13,872	13,706	13,339	13,109	12,843

各年4月1日現在

認定区分	年齢	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1号認定	3～5歳	45.4%	45.2%	44.4%	42.6%	40.2%
2号認定	3～5歳	48.4%	49.4%	50.7%	52.5%	55.5%
3号認定	1～2歳	43.0%	45.2%	47.3%	48.8%	50.2%
3号認定	0歳	15.1%	14.9%	16.1%	15.8%	16.9%
全区分	全年齢	65.2%	66.2%	67.5%	67.7%	68.7%

第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

◆ 第1期計画における量の見込みと確保の方策

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定子ども	量の見込み	3,542	3,482	3,411	3,340	3,303
	確保の方策	5,210	5,210	5,210	5,210	5,210
2号認定子ども	量の見込み	3,494	3,435	3,365	3,296	3,260
	確保の方策	3,572	3,600	3,587	3,587	3,587
3号認定子ども (1～2歳)	量の見込み	2,124	2,106	2,087	2,052	2,023
	確保の方策	1,913	2,006	2,087	2,087	2,087
3号認定子ども (0歳)	量の見込み	629	619	608	602	590
	確保の方策	525	568	608	608	608

◆ 第1期計画期間における利用者数と利用定員

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定子ども	利用者数	3,280	3,225	3,087	2,893	2,679
	利用定員	5,210	4,965	4,916	4,667	4,428
2号認定子ども	利用者数	3,498	3,526	3,521	3,568	3,695
	利用定員	3,572	3,600	3,542	3,691	3,784
3号認定子ども (1～2歳児)	利用者数	1,956	2,008	2,065	2,090	2,115
	利用定員	1,913	1,995	1,982	2,099	2,127
3号認定子ども (0歳児)	利用者数	316	318	326	322	333
	利用定員	525	541	532	557	570

◆ アンケート調査自由記述より ◆

・本当は1歳になる6月に保育所に入れて職場復帰したいと考えていました。しかし、4月、5月で保育所がいっぱいになってしまうので、途中入所は難しいとのことで、4月に希望を出しました。

・園によってカリキュラムや先生たちの対応が違ふと感じる。統一できれば、安心して預けられるのと思う。

・子どもに対して保育士の数が少なすぎ、預けるのは不安に思いました。

・20時まで預かり可能な保育園が増えると仕事と両立しやすく良いと思います。

・全ての地域で公立幼稚園の利用を3歳からにしてほしい。出来れば給食も出してほしい。

・子どもがお世話になっている保育園はすごく良いところで感謝している。一方、保育士さんの負担も多いように思うので、継続的に制度が続いていくためにも保育士のワークライフバランスも考えていただけたら良いかと思う。

・教育者の環境を充実させてほしいです。先生方は、本当に熱心にやってくれています。でも子ども相手は大変です。先生方の環境が向上し、ゆとりを持って子どもたちに接してもらえよう環境が改善していくと良いと思います。

・津市が、もっと公的な機関として保育・教育環境に力を入れていくべきだと思う。ようやく津市が母体の認定こども園が延長保育もし始めたが、正直取り組み始めたのが遅すぎる。

第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

② 地域子ども・子育て支援事業

◆ 第1期計画における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
利用者支援事業	量の見込み	3	5	5	5	5	か所
	確保の方策	3	5	5	5	5	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	9,672	9,532	9,407	9,279	9,147	人・日/月
	確保の方策	9,191	9,191	9,291	9,291	9,691	
妊婦健康診査事業（実利用者数）	量の見込み	2,153	2,116	2,094	2,053	2,016	人/年
	確保の方策	2,153	2,116	2,094	2,053	2,016	
妊婦健康診査事業（延べ利用回数）	量の見込み	30,142	29,624	29,316	28,742	28,224	回/年
	確保の方策	30,142	29,624	29,316	28,742	28,224	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	2,189	2,153	2,116	2,094	2,053	人/年
	確保の方策	2,189	2,153	2,116	2,094	2,053	
養育支援訪問事業及び要保護児童に対する支援に資する事業	量の見込み	18	18	18	18	18	件・回/年
	確保の方策	18	18	18	18	18	
子育て短期支援事業	量の見込み	210	210	210	210	210	人・日/年
	確保の方策	210	210	210	210	210	
子育て援助活動支援事業	量の見込み	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	人/年
	確保の方策	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	
一時預かり事業（幼稚園在園児童、幼稚園利用意向が強い保護者の児童について）	量の見込み	111,691	111,252	108,235	107,228	105,670	人・日/年
	確保の方策	99,200	99,200	99,200	106,200	113,200	
一時預かり事業（上記以外の児童）	量の見込み	31,737	31,400	31,002	30,591	30,267	人・日/年
	確保の方策	6,897	13,915	21,039	25,652	30,267	
延長保育事業（時間外保育事業）	量の見込み	1,469	1,456	1,426	1,410	1,390	人
	確保の方策	1,367	1,355	1,328	1,410	1,390	
病児保育事業	量の見込み	4,583	4,519	4,445	4,367	4,309	人・日/年
	確保の方策	1,560	3,120	3,120	3,120	4,309	
放課後児童健全育成事業（低学年）	量の見込み	1,168	1,154	1,140	1,106	1,103	人/日
	確保の方策	1,307	1,350	1,329	1,306	1,293	
放課後児童健全育成事業（高学年）	量の見込み	960	932	932	929	918	人/日
	確保の方策	877	934	971	981	979	

(1) 利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業

利用者支援事業については、平成27年度より4か所の子育て支援センターにおいて利用者支援コーディネーター5人、10か所の保健センターにおいて保健師により実施されています。

保健センターでは、妊娠期から出産、出産後早期の育児等に関する不安や悩みに対して、保健師による相談対応や情報提供、必要に応じて個々の支援プランを策定するなどし、妊娠期から出産後早期を主とした途切れのない支援に取り組んでいます。

利用者支援コーディネーターは、子育て支援センターの運営業務とともに、保護者に対する就学前施設の利用相談や、子育てに関する相談業務を担っており、必要に応じて他の関係機関への接続を行い、総合的な子育て支援の窓口となっています。また、子育て支援センター間の相互交流や研修会等の実施、地域の子育て支援団体との連携においても中心的な存在として連絡調整を行いました。

第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

子育て支援センターの利用者数は、平成27年度以降も減少を続け、量の見込みを下回ることとなりました。就学前児童の減少や、保育ニーズの増大による0～2歳の在宅児童数の減少、一人当たりの利用回数の減少などの複数の要因が重なり、利用者数の減少につながっていると思われます。

アンケート調査の自由記述においては、子育て支援センターへの意見が多く寄せられ、関心の高さが見られました。またその中には、立地や雰囲気、開所日による利用のしにくさについての指摘のほか、年齢差のある兄弟姉妹でも同時に利用できる施設を求める意見があったことから、利用者の減少の要因となる今後の課題として、より利用しやすい子育て支援センターの運営に向けた対応を検討する必要があります。

◆ 地域子育て支援拠点事業の利用者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位
地域子育て支援拠点事業	7,010	6,953	6,084	5,432	人・日/月

◆ アンケート調査自由記述より ◆

- ・子育て支援センターもたまに利用していますが、無料で利用できることがありがたいです。
- ・支援センターには通勤族のママが多いです。自分も含め、よっぽど困っていないと足が向かないということだと思います。気を遣うので、行きづらいです。
- ・車の免許がないので、子どもと遊べる場所に行けなくて困っています。徒歩で行ける（又はバスを使って）子育て支援センターを作ってほしいです。
- ・頻繁に子育て支援センターを利用させて頂いておりますが、育児の相談にも丁寧に御対応頂いており大変ありがたいです。
- ・子育て支援センターによっても、保育士の方や職員の方の対応に差があると感じる。サービスの統一性はないように感じる。
- ・わんぱくのように小学生と幼児が入れる施設を増やしてほしい。長期休暇の時、小学生が入れない子育て支援センターがほとんどです。
- ・3歳以上でも、気軽に子育てについて相談できる場（土・日開催）がほしい。専門家でも、同じ悩みを持つ母親たちでもよい。

(2) 妊婦健康診査事業及び乳児家庭全戸訪問事業

妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業については、今後も継続して、人口推計に基づく必要量を提供できる体制を確保しつつ、受診や訪問の機会を逃すことのないよう、制度の周知等に努める必要があります。

◆ 妊婦健康診査事業及び乳児家庭全戸訪問事業の利用者数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位
妊婦健康診査事業	利用者数	3,410	3,266	3,225	3,128	人/年
	利用回数	26,391	25,001	25,063	24,561	回/年
乳児家庭全戸訪問事業	利用者数	2,057	1,958	1,941	1,890	人/年

(3) 養育支援訪問事業及び要保護児童に対する支援に資する事業及び子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業

養育支援訪問事業、子育て短期支援事業については、量の見込みを推計することは難しいですが、事業の実施が必要となった際には十分に対応できる体制を確保する必要があります。また、子育て援助活動支援事業については、提供会員の確保と利用の促進のため、事業の周知を今後も継続して行う必要があります。

❖ 養育支援訪問事業及び要保護児童に対する支援に資する事業及び子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業の利用者数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位
養育支援訪問事業及び要保護児童に対する支援に資する事業	件数	4	4	7	3	件/年
	延べ訪問回数	35	56	84	44	回/年
子育て短期支援事業	人数	44	32	49	32	人/年
	延べ利用日数	244	182	246	217	人・日/年
子育て援助活動支援事業	延べ利用者数	1,811	1,419	1,416	1,776	人・日/年

(4) 一時預かり事業及び延長保育事業

一時預かり事業（幼稚園在園児童等）や延長保育事業については、通常施設を利用する子どもに対して行う事業であり、第1期計画当初では提供のなかった香良洲、一志区域においても令和元年度（平成31年度）時点で事業を実施しており、必要な量を提供できる体制にあります。

一方、保育所等で行う一時預かり事業（一般型・余裕活用型）については、通常の保育提供量の確保を優先し、事業の拡大に至らなかったため、量の見込みを大きく下回る利用実績となりました。

アンケート調査の結果からは地域の幼稚園での一時預かり事業の実施や、保育所等での一時預かり事業の利用の困難さを訴える意見が寄せられ、利用実績では測れないニーズがあることに留意が必要と言えます。

❖ 一時預かり事業及び延長保育事業の利用者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位
一時預かり事業（幼稚園在園児童、幼稚園利用意向が強い保護者の児童について）	71,638	77,192	77,574	71,923	人・日/年
一時預かり事業（上記以外の児童）	2,575	2,990	3,502	3,502	人・日/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位
延長保育事業（時間外保育事業）	1,217	1,186	1,338	1,295	人・日/月

◆アンケート調査自由記述より◆

- ・小学校区の保育園や幼稚園に行きたいため、幼稚園での一時預かりをしてほしいです。人数が多い園だからこそ、一時預かりや給食をしてほしいです。
- ・近所のこども園に一時預かりをお願いしたかったのですが、空きがないとの事でした。利用したくてもできないのが現状です。

第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

(5) 病児保育事業

病児保育事業については、市南部に1か所開設し、第1期計画当初より増加しました(1か所→2か所)。利用定員は2か所合わせて1日9人あるものの、常時利用があるわけではなく、一方で利用が集中することもあり、利用実績は量の見込みには至りませんでした。

量の見込みを下回る利用実績の要因の一つには、アンケート調査で意見が寄せられた、物理的な利用の困難さのほか、病児保育事業を利用することへの心理的な抵抗感があると考えられます。

❖ 病児保育事業の利用者数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位
病児・病後児保育事業	利用者数	763	866	1,002	893	人・日/月
	か所	1	2	2	2	

◆アンケート調査自由記述より◆

- ・病児保育が可能な施設をもっと増やしてほしいです。現在の状況では、時間、距離の都合で仕事に間に合わず、利用できません。
- ・同じ保育園内での病児保育を開設して頂けると安心して預けられますが、行きつけの病院でもないところへ預けるのは不安です。

(6) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業については、高学年では量の見込みと利用実績に大きな差は見られませんでした。低学年では約2倍の利用実績となりました。利用実績に見合った利用定員が確保できているものの、今後、利用実績を加味した量の見込みの算出が必要です。

アンケート調査では、放課後児童クラブの職員や環境面での事業の充実のほか、小学生が放課後安心して過ごすことのできる環境の整備を求める意見がありました。

❖ 放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	単位
放課後児童健全育成事業	低学年	1,534	1,725	1,862	1,894	2,053	人/日
	高学年	627	706	762	923	935	
	利用定員	2,503	2,704	2,724	2,868	2,934	

◆アンケート調査自由記述より◆

- ・放課後児童クラブの職員、環境、料金の充実を希望します。
- ・小学校入学後は、放課後安心して預けられる場が必要です。祖父母が近くに住んでいなくても、預けられる友人が近くにいないとしても、子育てしていける環境が整備されてほしいです。

2. 第1期津市子ども・子育て支援事業計画における子ども・子育て支援の基本目標と推進施策の評価

第2期計画において解決すべき課題の洗い出しを行うため、第1期計画について分析、評価を行いました。

評価手順は、第1期計画策定時に行った同計画の前身である津市次世代育成支援行動計画の評価方法に倣い、担当部署における計画期間5年間を通した事業別の達成度評価及び基本目標別の集計結果を基に、津市子ども・子育て会議において意見聴取し、担当部署及び事務局において見直ししたものを最終評価として取りまとめました。

第1期計画の策定の姿勢と基本目標

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化する中、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して開始した子ども・子育て支援新制度では、市町村が実施主体となり全ての子どもに良質な生育環境を保障するため、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面から計画的に行うこととされています。

計画の策定は、計画期間における津市の子ども・子育て支援施策の方向性を定めるものであるため、策定に当たっては、市の子ども・子育て支援施策全般に渡って反映すべき基本的な方向性を明確にするべく、子ども・子育て会議において意見聴取を行い、基本理念とその理念を実現するための4つの基本目標を設定しました。

基本理念 子どもの輝きが未来につながるまち・津

基本目標1 子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします

基本目標2 すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします

基本目標3 子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします

基本目標4 市民・地域・企業が一つになって子育てしやすい環境をつくります

(1) 4つの基本目標の達成度評価

① 評点の算出、課題の聴取

各基本目標の下で推進する施策には、施策別に詳細な取組事業を掲げました。この取組事業について、事業主体となる担当部署において、計画期間の達成度に基づき6段階(0～5)の評価を行いました。さらに取組事業別の評価を推進施策別及び基本目標別に集計し、算出した平均点を各基本目標の評価としました。また、取組事業の評価の際には、併せて課題についても担当部署から聴取しました。

② 各基本目標の評価や課題について、津市子ども・子育て会議において協議し、出された意見は担当部署に伝達するとともに、事務局において見直しや修正を行い、最終評価として取りまとめました。

第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

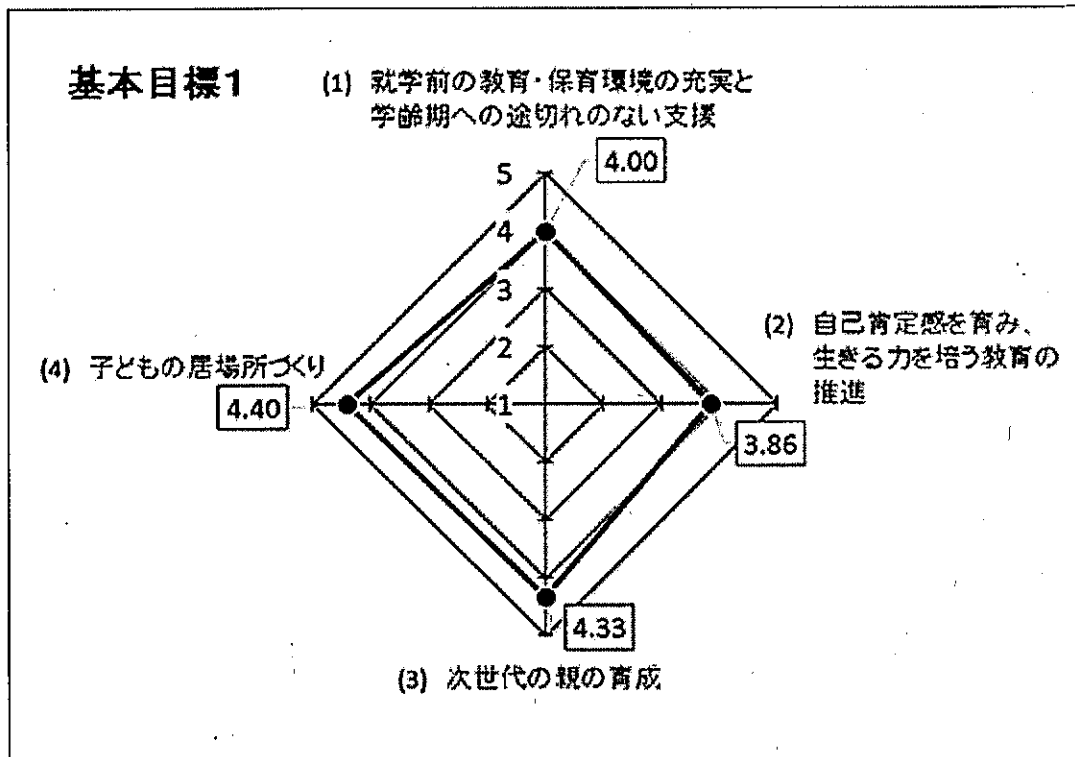
◆ 4つの基本目標の達成度評価

4つの基本目標	事業数	達成度評価別事業数						基本目標別 達成度
		5	4	3	2	1	0	
		達成した 100%超	おおむね 達成した 81~100%	やや 下回った 61~80%	かなり 下回った 41~60%	大きく 下回った 21~40%	未着手	
基本目標1 子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聞き、 一人一人を大切にします	21	5	14	1	1	0	0	4.15
基本目標2 すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受け られるようにします	30	4	25	1	0	0	0	4.17
基本目標3 子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思 える途切れのない子育て支援をします	19	1	16	2	0	0	0	3.90
基本目標4 市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしや すい環境をつくります	23	3	18	2	0	0	0	4.07
合計数 (構成比)	93 (100.0%)	13 (14.0%)	73 (78.5%)	6 (6.5%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4.07

(2) 基本目標別評価

① 基本目標1

「子どもの願い」を聴き、子どもが本来備える「自ら育つ力」を発揮して成長するため、就学前から学齢期への途切れのない支援や、自己肯定感を育む教育、子どもの居場所づくりに取り組みました。また、成長して次世代の親となる子どもたちに、将来キャリアやライフプランを選択・決定できるための能力や職業観を育む教育の推進に取り組みました。



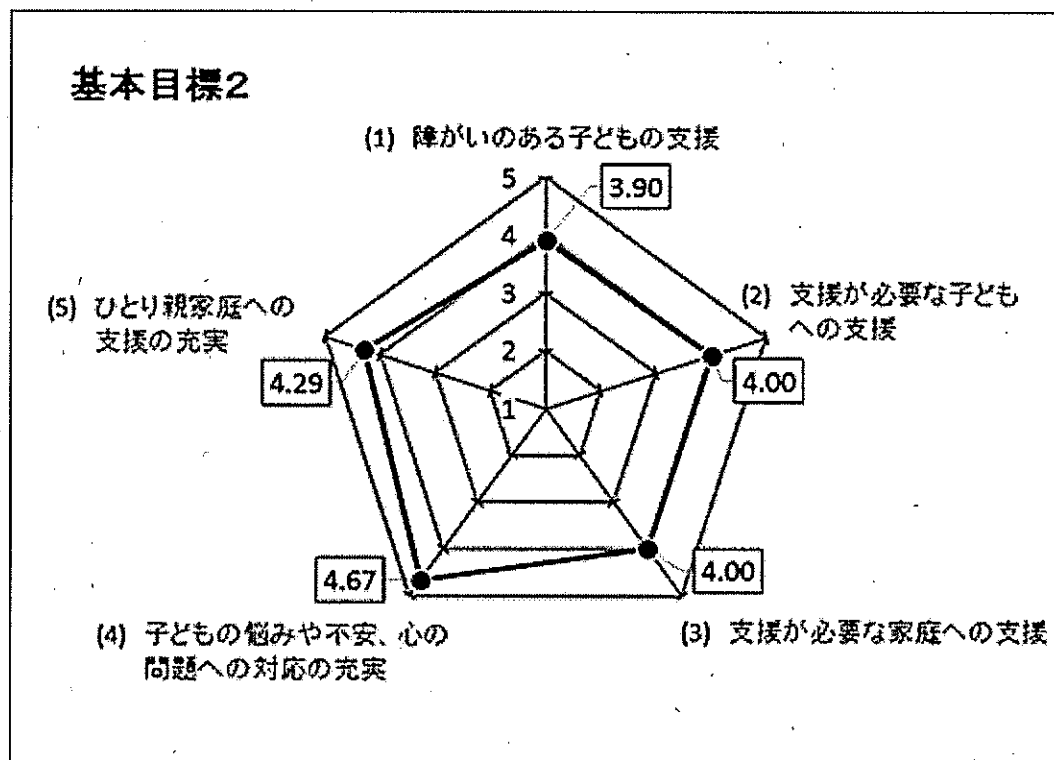
【評価と課題】

就学前の教育・保育環境の充実に向けては、保護者の就労形態に関わらず、地域の子どもが一体的に過ごし共に学び育つことのできる幼保連携型認定こども園の整備に取り組み、平成31年4月時点で私立15園、公立4園が開園しました。また、保育の利用希望の高まりに対応するため、認定こども園の整備と共に、私立保育所等を中心として保育利用定員の拡大にも取り組みました。さらに、子どもの自ら育つ力を発揮できる保育内容の充実に向けては、就学前保育施設で働く職員の資質向上を目指し、研修や幼保合同カリキュラムの作成に取り組んだほか、保育を行う職員が働きやすい職場環境を整えるため、保育士復帰支援セミナーの開催等、人材確保の方策を講じました。

認定こども園の整備や保育利用定員の拡大に取り組んできましたが、保育所等の利用希望は依然多く、過去5年間においても保育の利用者数は前年を上回る状態が続いています。年度途中には、円滑な保育の利用が困難となり、待機児童も発生しています。また、一時預かり事業や休日保育事業、病児保育事業等の保育サービスには、定員が少ないことや、利用のしにくさについてアンケート調査でも意見が寄せられており、未だ十分とはいえない状況です。

② 基本目標2

育つ環境にかかわらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、それぞれの環境に応じた支援を適切に受けられる体制や制度づくりに取り組みました。特に、障がいのある子どもや、支援が必要な子どもや家庭に対して、個々の状況を把握し、状況に応じたきめ細かな支援を途切れなく行うための体制整備や関係機関との連携を進めました。



【評価と課題】

市内全小・中・義務教育学校に県費及び市費のスクールカウンセラーを配置する等、学校における相談体制を整備し、子どもたちへの心のケアや子どもへの接し方で悩む保護者へアドバイスを行う等、身近な場所での支援に取り組みました。

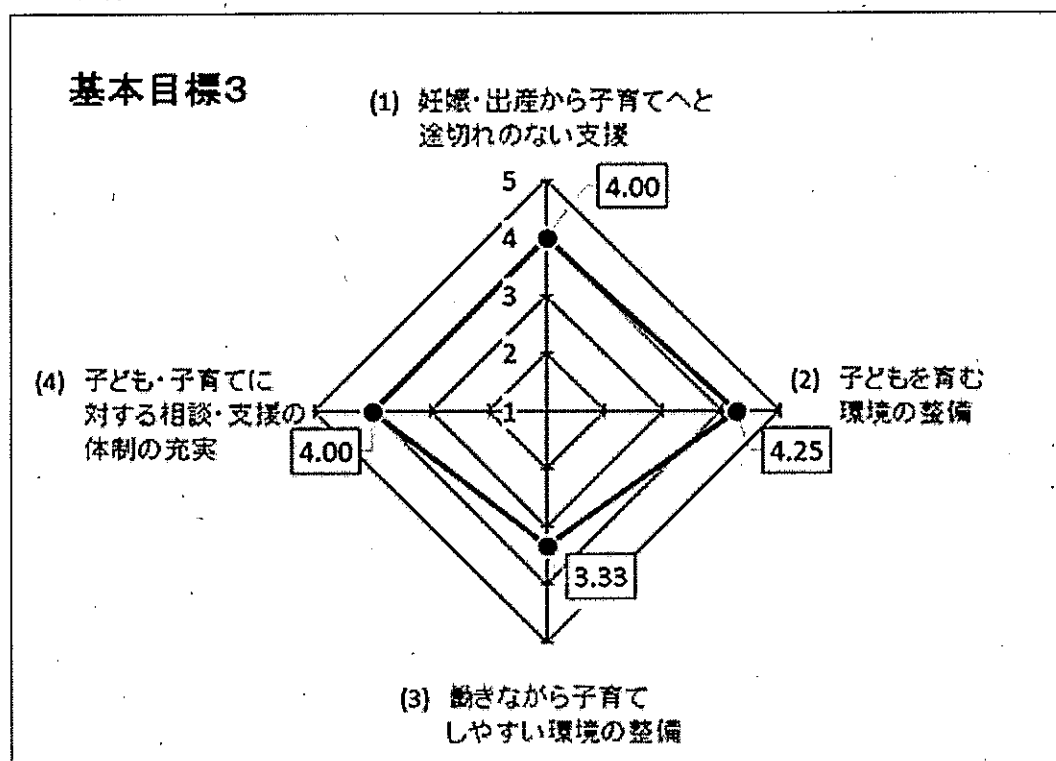
外国につながる子どもや家庭とのコミュニケーション支援のため、通訳担当員の増員や外国児童生徒通訳等巡回担当員の配置により、書類の翻訳や面談の通訳補助、初期適応や初期日本語指導を行いました。

平成27年4月には児童発達支援センター（つうぽっぽ）を開所し、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援の事業を展開しつつ、地域の障がい児支援の核となるよう関係機関との連携にも取り組みました。

障がいのある子どもや支援が必要な子どもの支援体制について、チェックリスト作成や相談体制の充実により早期に対応が可能となり利用者も増えましたが、その反面、個々の特性に合わせた対応のため専門的知識や資格を持つ職員が必要でありその数が限られていることから、今後も支援体制を継続し、展開する中で体制のあり方を検討する必要があります。

③ 基本目標3

少子化や核家族化などの家族形態の変化や、就労形態の多様化、地域とのかかわりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、保護者が安心して子どもを産み、子どもと出会えてよかった、子育てが楽しいと思えるような社会をつくるため、妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援を受けられる体制の充実や、子育てに係る経済的負担の軽減、働きながら子育てをしやすい環境の整備に取り組みました。



【評価と課題】

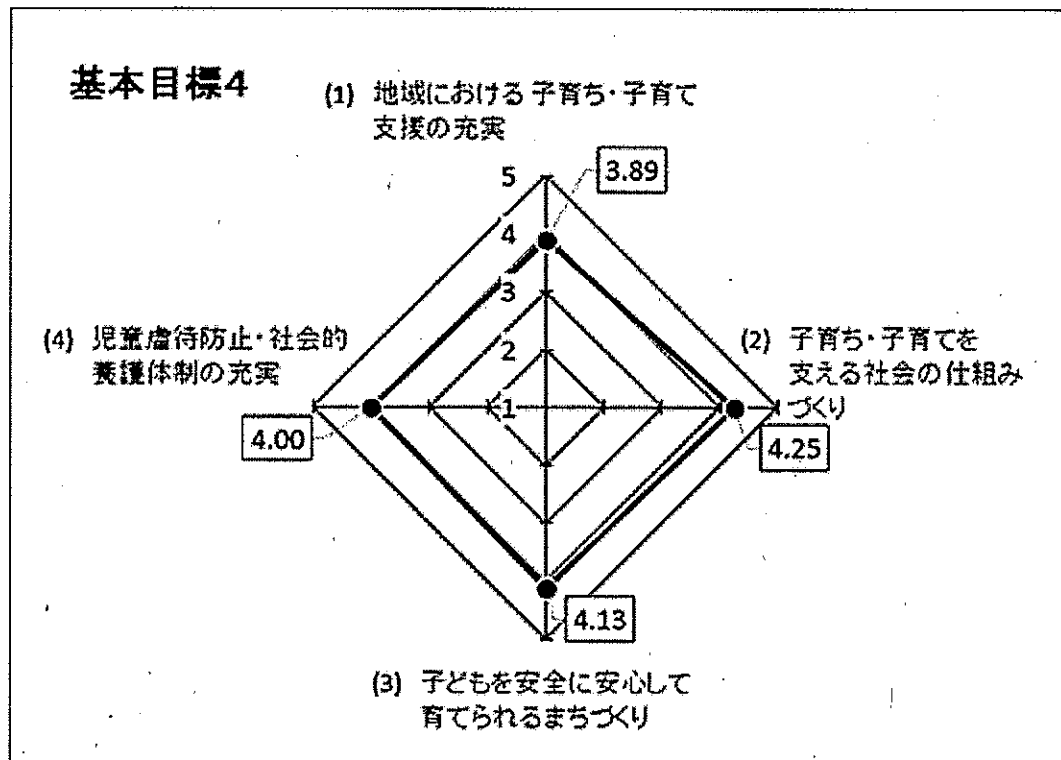
国の制度に基づく、幼児教育・保育の無償化への取組により、一人親家庭や低所得世帯等に向けた保育料等の負担軽減を段階的に行い、令和元年10月からは3歳以上と0～2歳児の住民税非課税世帯を対象として保育料を無償化しました。また、子ども医療費の窓口無料化についても段階的に実施し、子育てに要する経済的負担の軽減を一層進めることができました。

その一方、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、延長保育事業や休日保育事業、病児保育事業等における利用定員や実施施設の拡充に今後も取り組む必要があります。

また、家族形態や就労環境の変化により、子育てをする人の孤立や負担感が増す中で、上記のような保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、全ての子育て家庭を支える取組として、様々な子育て支援やその関係機関が連携し、子どもと保護者の状況の継続的な把握と、途切れのない支援を提供する体制の整備が求められています。現在、子育て支援センター及び保健センターで実施される利用者支援事業において、相談支援の情報共有や母子保健支援と子育て支援の相互の機能連携等を図っているところであり、今後も妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための取組を推進する必要があります。

④ 基本目標4

地域子育て支援センターや未就園児の会など、幼稚園や保育園などを利用していない親子が遊びに来ることのできる地域の場の充実や、放課後児童クラブと学校・地域と、連携や情報共有を行い、地域で子育て家庭を支える仕組みづくりに取り組みました。また、小児救急医療体制の整備や、危険個所の調査・啓発、登下校時の子どもの安全確保などの取組により、子どもが安全に安心して育てられるまちづくりを行いました。



【評価と課題】

子どもを安全に安心して育てられるまちづくりとして、休日・夜間等にこども応急クリニック・休日デンタルクリニックを開設し、小児科専門医による応急診療の実施に加え、みえ子ども医療ダイヤルなどの啓発を行い、小児救急医療体制の充実を図りました。

地域における子育て支援の充実については、げいのうわんぱくやたるみ子育て交流館を新たに開設し、就学前児童から小学生や中学生までの幅広い年代の子どもが利用できる施設の整備に取り組みました。

現在、地域子育て支援センターや子育て広場、地域における子育て支援者や団体は、それぞれの特色を生かし、地域の実情に応じて子育て支援を行っているところですが、就学前児童の減少や、保育利用希望の増加に伴う在宅児童数の減少もあり、その利用者数は減少しています。しかし、これらは就学前施設を利用しない子どもや保護者にとって、地域の居場所や相談場所として重要な拠点であり、必要な人が必要な時機に利用できる場所を継続するため、支援の内容の充実にも今後取り組んでいく必要があります。

また、市民・地域が一つになり子育てがしやすい環境を推進するためには、子育て

第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価

の当事者や子育て支援者だけでなく、子育て家庭を取り巻く地域の人や、地域社会、勤め先などに理解と協力が必要であり、地域における子育て支援の気運の醸成とともに、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の実現に向けた意識の啓発等の取組も継続します。

第4章 総論

1. 計画の基本理念

活き活きとした子どもの笑顔は、まわりの人を幸せにします。

子どもは地域にとって宝であり、次世代の社会の担い手です。子どもの力を信じ、主体性を重んじた子育て・子育てにより、たくましく成長することが、津市の明るい将来につながります。

子どもが健やかに育ち、子どもの輝きが親たちに喜びと生きがいにあたえ、地域に輝かしい未来をもたらすことを目指す第1期計画の基本的な考え方を踏襲し、本計画においても以下のように基本理念を設定します。

子どもの輝きが未来につながるまち・津

2. 計画策定の姿勢（基本的な視点）

子どもには自ら成長する力が備わっており、子育てには子どもの主体性を重んじることが最も重要ですが、そのためには、子どもは決して強い存在ではないため、最も近い存在である保護者、親族、友人そして地域の人々との関わりや見守りが必要です。本計画を重層的でバランスの取れた計画とするための姿勢として、子どもへの視点、保護者への視点、社会・地域への視点の3つの視点を重視し、施策全体に反映します。

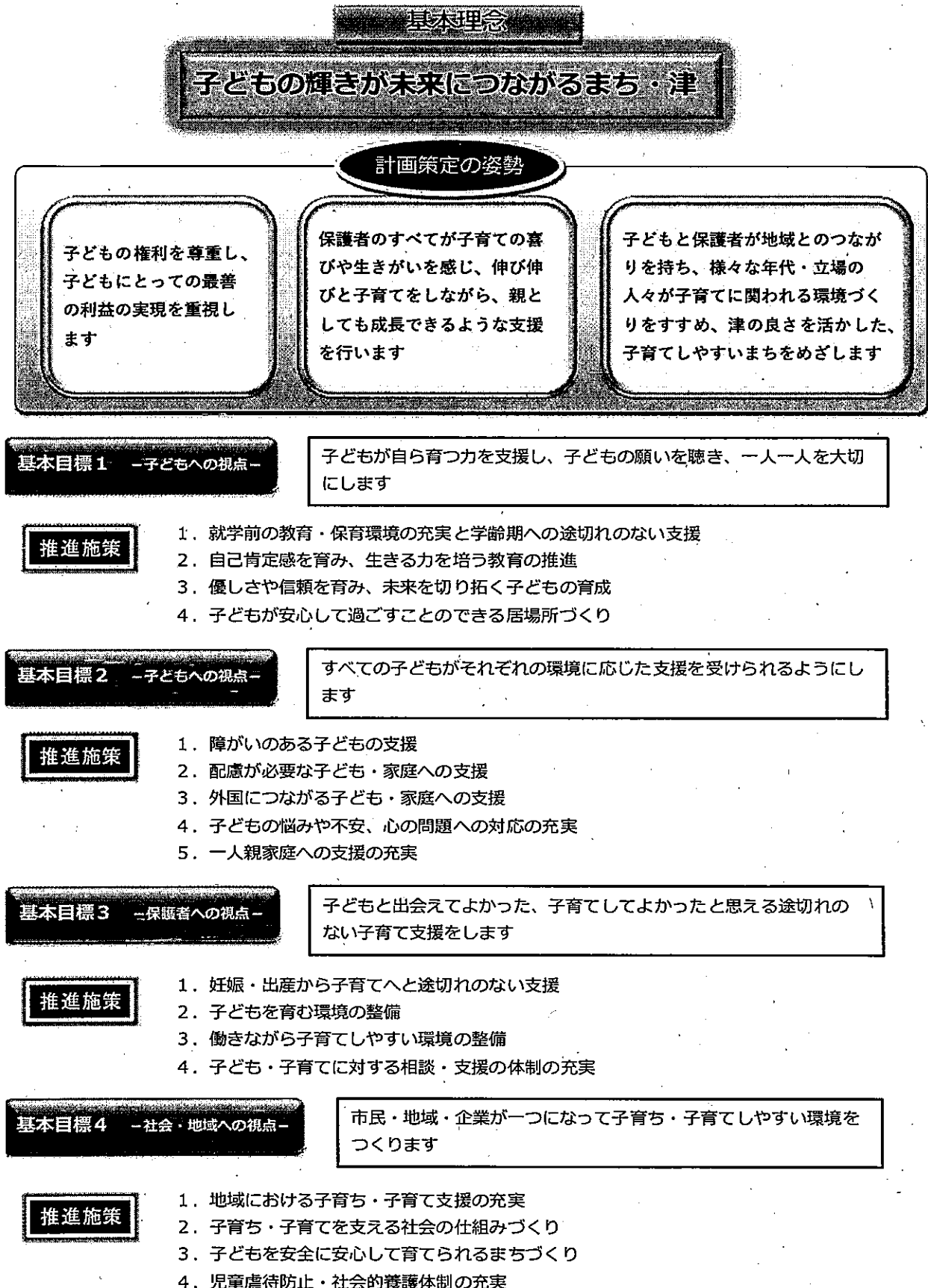
① 子どもへの視点	子どもの権利を尊重し、子どもにとっての最善の利益の実現を重視します 子ども・子育て支援事業の施策は、児童の権利に関する条約や児童憲章に謳われている権利が最大限に尊重され、成長に合わせ子どもの自主性を育むことが重要です。一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点に立って、養護と教育が一体となった保育を通して、一人一人の子どもが心身とも健康、安全で情緒の安定した生活ができることを重視します。
② 保護者への視点	保護者すべてが子育ての喜びや生きがいを感じ、伸び伸びと子育てをしながら、親としても成長できるような支援を行います 子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長し、喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。保護者の置かれた状況や思いを受け止め、保護者に寄り添い、共感を育みながら、子育ての喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行います。

③ 社会・地域への視点

子どもと保護者が地域とつながりを持ち、様々な年代・立場の人々が子育てに関われる環境づくりをすすめ、津の良さを活かした、子育てがしやすいまちをめざします

子どもは地域の宝であり、未来への希望です。様々な年代・立場の人が子育てに関わることにより、子どもの成長と親の子育て力を地域で協力して育む環境づくりを進めます。津市は歴史と伝統、森林資源などの自然環境に恵まれており、子ども・子育て支援に熱い思いを持って活動している民間団体もあり、その特色を生かして、子育てがしやすいまちをめざします。

施策体系図



3. 計画の基本目標と推進施策

本計画では、基本理念「子どもの輝きが未来につながるまち・津」を実現するために、子どもへの視点、保護者への視点、社会・地域への視点の3つの視点から、4つの基本目標と、基本目標を達成するための推進施策を設定します。

(1) 基本目標1

(子どもへの視点)

子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします

－現状と課題－

子どもは、教育・文化・スポーツなどの活動や遊びなどの体験を通じて、本来備わっている「自ら育つ力」を発揮し、成長していきます。その成長の過程において、自分を受け入れることや、自分を大切に思う気持ちを育み、同時に他者を尊重することや命の大切さを学びます。そのことが、将来、社会の中での自分の役割を果たし、社会的・職業的に自立した自分らしい生き方を実現することにつながり、ひいては、次世代の親としての意識を持つことにもつながります。

一方、近年、子どもをめぐる社会環境が変化し、核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化などにより、子どもの育ちへの影響が課題となっています。そのため、これからの子ども・子育て支援には、これまで以上に、地域や社会が積極的に関わるができるよう施策を推進する必要があります。また、施策の推進には、子どもが何を感じ、何を願っているのか、発せられる言葉の中にある思いは何かという「子どもの願い」を聴き、「子どもが自ら育つ力」を発揮できるよう支援していくことが重要です。

そのためには子どもが育つ場である、保育所、幼稚園から小学校、中学校まで円滑に接続して、一人一人の子どもの成長や発達に応じた質の高い教育・保育及び支援が受けられるようにすること、また子どもが自主的に活動をするための場所、他の子育て世帯や異世代との交流、あるいは集団で遊ぶことのできる場所など、子どもの居場所づくりへの取組が必要です。

〔この目標のもとで推進する施策〕

- (1) 就学前の教育・保育環境の充実と学齢期への途切れのない支援
- (2) 自己肯定感を育み、生きる力を培う教育の推進
- (3) 優しさや信頼を育み、未来を切り拓く子どもの育成
- (4) 子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくり

推進施策(1) 就学前の教育・保育環境の充実と学齢期への途切れのない支援

取組事業	内容
就学前教育・保育環境の充実	全ての家庭の子どもが保護者や家庭の就労状況などにかかわらず、一体的な教育・保育と、子どもにとって重要な集団生活を受けられる環境の整備に取り組みます。 事業名称：幼保連携型認定こども園整備事業 事業主体：学校教育課、子育て推進課
質の高い教育・保育の提供	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業における幼児教育・保育の充実を目指し、「津市幼児教育・保育カリキュラム」をもとに一人一人の子どもの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供が行われるよう取り組みます。また、津市幼児教育・保育カリキュラムの検証を行うとともに、職員を対象として、一人一人の子どもの育ちや学びについての研修講座を開催します。 事業名称：保育所、幼稚園、認定こども園の運営事業、幼児教育推進事業 事業主体：学校教育課、子育て推進課
就学前教育・保育から義務教育への円滑な接続	公立保幼小合同研修会、就学前教育と小学校教育との接続に係る研修会や、各中学校区単位での乳幼児、児童、生徒の交流・職員間の連携を通して、就学前教育から義務教育への円滑な接続を図ります。 事業名称：保幼小中の連携、幼保交流、学校見学・一日入学、就学ガイダンス、地域の文化祭参加、幼児教育推進事業（保幼小連携） 事業主体：学校教育課、子育て推進課
職員の確保と研修	「保育士職場復帰セミナー」の継続等による潜在保育士の掘り起こし、就労支援の実施など、保育士等職員の確保に努めます。また専門的な知識と技術を高めるため、園内研修の充実に向けた指導主事の派遣や、各職員の職務や経験に応じた研修会を実施し、一人一人の子どもの願いを聞き届ける職員としての資質の向上に努めます。 事業名称：潜在保育士の復帰支援、職員への各種研修、津私立保育園協議会の研修、幼児教育推進事業（職員研修事業） 事業主体：学校教育課、子育て推進課
多様な保育サービスの提供体制の充実と質の向上	保護者の就労形態の多様化から、保育を受ける子どもが、安全で安心して過ごすことができるよう、延長保育や休日保育、一時預かり事業など多様な保育サービスの提供できる体制の充実と質の向上に取り組みます。 事業名称：延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業 事業主体：子育て推進課

第4章 総論

取組事業	内容
病児・病後児保育事業の拡大	病気やその回復期にあり幼稚園や保育所等に登園できない子どもが安心して過ごすことができる病児・病後児保育事業の拡大や利用促進に取り組みます。
	事業名称：病児・病後児保育事業
	事業主体：子育て推進課

推進施策(2) 自己肯定感を育み、生きる力を培う教育の推進

取組事業	内容
教育・保育の場での実践	教育・保育施設等において、乳幼児一人一人が自分や人を大切に思う豊かな心を育む教育を実践します。
	事業名称：幼児教育推進事業
	事業主体：学校教育課、子育て推進課
	新学習指導要領を踏まえ、これまで築いてきた小中一貫教育の体制を生かし、校種を超えた教職員の交流や「中学校区で子どもたちを育てる」という共通認識のもと、小学校から中学校までの9年間を見通した指導や支援について、より一層の充実と、津市小中一貫教育の推進を図ります。
	事業名称：教育総合支援事業、津市小中一貫教育推進事業 事業主体：教育研究支援課、学校教育課、人権教育課
体験の場の充実	各中学校区に人権教育部会（人権教育校区連絡会）を組織し、系統性・継続性をもった人権教育を進めていくため、中学校区における人権教育カリキュラムに基づいた授業公開や教職員研修、子ども人権フォーラムを通し、子どもを取り巻く課題を明らかにし、その共有化と解決に向けた人権教育の取組を推進します。
	事業名称：人権教育推進プロジェクト事業
	事業主体：人権教育課
体験の場の充実	子どもが自らの力で作り出すことで、達成感や自己肯定感を得ることができる体験の場の充実を図ります。
	事業名称：こども料理体験教室補助金
	事業主体：こども支援課
体験の場の充実	人権を尊重する態度や豊かな感性を育み、子どもたちが、互いをかけがえのない存在として認識し、それぞれの個性や価値観を認め合い、豊かに生活するために、各幼稚園や小学校、中学校、義務教育学校を対象として、様々な人権課題の解決に向けて活動している人や、人権が大切にされるまちづくりなどに取り組んでいる人との出会い学習を支援します。

第4章 総論

取組事業	内容
	事業名称：人権学習推進事業 事業主体：人権教育課
	各小中学校・義務教育学校の児童生徒が、自らの体験や経験、考え方や人権学習を通して学んだことなどの内容を意見交流し、仲間とのつながりを確かめ合うとともに、人権を大切にする生き方を学び合うために、各中学校区単位で子ども人権フォーラムを実施します。
	事業名称：人権教育推進プロジェクト事業 事業主体：人権教育課
	生徒の自主的な参加による中学校の部活動は、異年齢集団の活動により友情や連帯感、意欲の向上や責任感を涵養できる機会です。その活性化を図るため、希望する中・義務教育学校に、部活動における外部指導者を配置します。
	事業名称：教育指導活動支援事業（スポーツ・文化エキスパート事業） 事業主体：教育研究支援課

推進施策(3) 優しさや信頼を育み、未来を切り拓く子どもの育成

取組事業	内容
いのちの大切さを感じる取組	新学習指導要領を踏まえ、津市教育振興ビジョンにおいて、「生命を大切にする教育の充実」を掲げ、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う教育の充実を図るため、子どもたちの発達段階に応じて、学校の教育活動全体で生命を大切にする教育に取り組みます。 事業名称：教育研究推進事業 事業主体：教育研究支援課
次世代の親の育成	生活科や特別の教科道徳、総合的な学習の時間等において、様々な人と触れ合う交流活動や多様な人々の生き方を知り、自分の生き方を見つめる機会となる学習等を行います。 就学前施設においても、多様な人々や、活動、文化、自然などにふれあう機会を大切にし、全ての子どもに次世代の親としての意識や生命への尊厳の意識の醸成を図ります。 事業名称：教育研究推進事業、幼児教育推進事業 事業主体：学校教育課、教育研究支援課
キャリア教育の推進	発達段階に応じたキャリア教育を推進し、子どもたちが地域社会で活躍する意欲をもてるようにするため、地域の事業所に協力いただき中学生職場体験学習を行います。また、関係機関と連携し、体験学習を実施し、物作りに対する理解と興味を深めます。

第4章 総論

取組事業	内容
	事業名称：教育研究推進事業(津市キャリア教育推進事業 中学生職場体験推進事業) 事業主体：教育研究支援課

推進施策(4) 子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくり

取組事業	内容
遊び場の充実	異年齢の子どもや子育て中の親子が、児童館を利用して育ち合うことができるよう、遊び場の充実を図ります。 事業名称：児童館運営事業 事業主体：こども支援課
仲間づくりの応援	親子が気軽に立ち寄り、心身をリフレッシュし遊びながら仲間づくりができる環境づくりに継続して取り組みます。 事業名称：げいのうわんぱーく運営事業 事業主体：こども支援課
子ども会活動の支援	小学校児童の減少に伴い子ども会加入者数が減少しているため、子ども会の再活性化に向け、子ども会活動の支援を行います。 事業名称：青少年対策事業 事業主体：生涯学習課
放課後児童クラブの運営支援	放課後児童クラブの安定的な運営に欠かせない運営補助金を確保し、放課後の児童の安全安心な居場所づくりを支援します。 事業名称：放課後児童健全育成事業 事業主体：生涯学習課
スポーツ少年団活動の支援	津市スポーツ少年団本部に対して運営に係る補助金を交付し、財政面の支援を行います。 事業名称：津市スポーツ少年団本部活性化事業補助金 事業主体：スポーツ振興課

(2) 基本目標2

(子どもへの視点)

すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします

－現状と課題－

子どもは、育つ環境がみなそれぞれに異なりますが、その環境にかかわらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、それぞれの環境に応じた支援を受けることができるようにすることが重要です。適切な支援を受けることで子どもの持つ個性を伸ばすことができ、子どもの未来の可能性が広がります。

それぞれの子どもの環境に応じた支援では、発達に心配のある子どもや、軽度の知的障がいや、発達障がいのある児童を含めた障がいがあり専門的な支援を必要とする子どもには、早期からの働きかけと、保育・就学前後の教育の場において発達段階に応じた適切な対応が求められます。

また、経済的な困窮や精神的な不安、支援者の不在など、様々な問題を同時にいくつも抱えた環境にある子どももいます。こうした子どもの環境や状態は多岐にわたるため、個々の状況把握と、状況に応じたきめ細やかな支援を途切れなく行い、児童虐待や居所不明児童、子どもの貧困などの社会問題を未然に防ぐ体制が必要です。

さらには、子どもが成長していく中で、いじめや虐待、非行など悩みや不安が生じることがありますが、子どもが一人で悩まず、思いを受け止め、相談のできる場所づくりと、子ども自身が解決することをサポートする、自立支援が重要です。

〔この目標のもとで推進する施策〕

- (1) 障がいのある子どもの支援
- (2) 配慮が必要な子ども・家庭への支援
- (3) 外国につながる子ども・家庭への支援
- (4) 子どもの悩みや不安、心の問題への対応の充実
- (5) 一人親家庭への支援の充実

推進施策(1) 障がいのある子どもの支援

取組事業	内容
適切で途切れのない支援の充実	就学前から小学校、小学校から中学校、及び中学校卒業後において、障がいのある子どもが必要とする支援を途切れなく受けられるように、関係機関との連携や情報共有を密にしていくと同時に、保護者の思いに寄り添いながら個別支援、就学指導相談等を実施し、支援を行っていきます。 事業名称：教育総合支援事業、発達相談事業、発達支援事業 事業主体：学校教育課、子育て推進課、教育研究支援課、こども支援課

第4章 総論

取組事業	内容
職員の専門研修等	特別な配慮を必要とする子どもの保育や指導に当たっては、子どもの発達に応じた支援ができるよう、アセスメントや支援の仕方等の職員への専門研修を実施するとともに、加配保育士や特別支援教育支援員等の、それぞれの施設における適切な人的配置に努めます。 事業名称：職員研修の充実、教育総合支援事業、特別支援教育推進事業 事業主体：学校教育課、子育て推進課、教育研究支援課
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある子どもに対し、日中における活動の場を確保し、障がいのある子どもの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、継続して日中一時支援事業を行います。 事業名称：日中一時支援事業 事業主体：障がい福祉課
児童発達支援事業	療育の観点から集団療育及び個別療育が必要な就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を実施するため、継続して児童発達支援事業を行います。 事業名称：児童発達支援事業 事業主体：障がい福祉課
放課後等デイサービス事業	学校に就学している障がいのある子どもに対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援等を継続的に提供することにより、子どもの自立を促進するとともに、子どもの居場所をつくるため、継続して放課後等デイサービス事業を行います。 事業名称：放課後等デイサービス事業 事業主体：障がい福祉課
放課後児童クラブへの障がい児支援補助事業	放課後児童クラブへの障がい児の受け入れを支援するため引き続き補助金の確保に取り組みます。 事業名称：放課後児童健全育成事業 事業主体：生涯学習課
児童発達支援センター事業	児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援の事業を行うことを基本として、様々な専門性を活かしながら、地域の障がい児支援の核となるように努めていきます。 事業名称：児童発達支援センター 事業主体：こども支援課
専門機関との連携、支援	一人一人の子どもの状況に応じた支援を行うために、専門機関と連携を図り、それぞれの役割を確認しながら、年齢や環境などに応じた必要な支援

第4章 総論

取組事業	内容
	に繋げていきます。 事業名称：発達支援事業 事業主体：こども支援課
途切れのない一貫した支援体制	ライフステージに応じた途切れのない一貫した支援体制を継続するため、そのツールとして「津市障がい児等生活支援ファイル（はっぴいのーと）」を作成し、活用する中で、障がいのある子どもとその保護者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言等を継続して行います。 事業名称：途切れのない一貫した支援体制 事業主体：障がい福祉課
医療費の助成	障がいのある子どもを養育する家庭の医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子育て環境の整備を図ります。 事業名称：障がい者医療費助成 事業主体：保険医療助成課

推進施策(2) 配慮が必要な子ども・家庭への支援

取組事業	内容
早期及び継続的な支援体制づくり	子どもの権利擁護に関する啓発に努めるとともに、児童虐待の通告等に対して、市が最初の相談窓口として、子どもの安全確認や状況の確認を行い、児童相談所と協議しながら支援方針を整理し、関係機関と連携して支援を行います。 また、子ども家庭総合支援拠点の整備を行い、配慮を要する児童等への適切な対応と家庭への支援を的確に行う体制の構築に努めます。 事業名称：児童虐待対応事業 事業主体：こども支援課 平時より乳幼児健診の受診状況や居住実態、通学・通園状況等に注視し、関係部署間で情報の共有や集約を密に行い、居所不明児童や虐待を受けている児童の早期発見に努めます。 事業名称：居住不明児童への対応、就学事務 事業主体：こども支援課、学校教育課、教育研究支援課 未熟児で出生した子どもに対し、医師の意見書により対象となった児には、養育医療の給付を行うとともに、保健師または助産師が早期に訪問指導を行い、子どもの出生状況及び保護者の子育ての様子に応じた支援を実施していきます。 事業名称：乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）、未熟児医療給付事業 事業主体：健康づくり課

第4章 総論

取組事業	内容
家庭での子育て支援体制の充実	ファミリー・サポート・センター事業を広く周知し、提供会員の拡充に努め、子育て家庭のニーズに応じ、事業の充実を図ります。また、一人親家庭の利用負担軽減策を行い、利便性の向上に努めます。
	事業名称：ファミリー・サポート・センター事業 事業主体：こども支援課
	支援が必要な家庭について、子育ての不安などを軽減し、家庭の安定を図るため、養育支援訪問や、保育所や学校でのモニター事業を行い、児童虐待の未然防止に努めます。
	事業名称：養育支援訪問等事業 事業主体：こども支援課
養育困難時の支援制度の取組	家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時に、児童養護施設等で子どもを預かる子育て支援短期利用事業（ショートステイ）を継続して実施するとともに、当該事業の周知を図ります。
	事業名称：子育て支援ショートステイ事業 事業主体：こども支援課

推進施策(3) 外国につながる子ども・家庭への支援

取組事業	内容
外国につながる子どもへのコミュニケーション支援	外国につながる子どもが周囲とスムーズにコミュニケーションが図れるよう、保育所、幼稚園、認定こども園においては、通訳担当員による通訳・翻訳を行います。
	幼稚園・小中学校においては、外国人児童生徒通訳等巡回担当員による、外国につながる児童生徒や保護者への通訳や翻訳、初期適応や初期日本語指導を行います。
	事業名称：通訳担当員による通訳・翻訳業務、外国人児童生徒支援事業 事業主体：子育て推進課、人権教育課
外国につながる子どもへの就学・進学支援	日本語が話せない転入外国人児童生徒に対して、初期日本語教室「きずな」及び「きずな」へ通室することができない児童生徒を対象として在籍校で開設する「移動きずな」教室において、初期日本語指導を行います。
	また、就学前の子どもたちを対象に、日本の小学校生活がスムーズにスタートできるように、初期の日本語や学校のルールを学ぶプレスクールの開設に向けた研究を進めます。
	市内のどの学校に転入してきても、その児童生徒の進路を保障するために、全ての学校に日本語教育担当者を位置付け、担当者を対象とする研修会を実施します。

第4章 総論

取組事業	内容
	事業名称：外国人児童生徒支援事業 事業主体：人権教育課
外国につながる子どもの保護者への就学・進学支援	日本の学校への不安や悩みを解消するため、外国人児童生徒や保護者を対象に、「就学ガイダンス」や「高校進学ガイダンス」、「転入学ガイダンス」及び「大学見学ツアー」を実施します。 事業名称：学校へ行こう！in津市 事業主体：人権教育課
外国につながる子どもの保護者への支援	外国人の保護者も安心して妊娠・出産・子育てができるよう各種サービス利用についての多言語情報提供に努めます。 事業名称：多文化共生事業 事業主体：市民交流課

推進施策(4) 子どもの悩みや不安、心の問題への対応の充実

取組事業	内容
学校における相談体制の整備	スクールカウンセラーの全校配置を実施するとともに、小中学校で途切れない支援をするため中学校区での情報共有を行うなど、スクールカウンセラーの効果的な活用に努めます。 また、スクールカウンセラーが、社会の変化や今日的課題に対応できるよう資質・能力向上のため研修会等を実施します。 事業名称：教育総合支援事業(スクールカウンセラー活用事業) 事業主体：教育研究支援課

推進施策(5) 一人親家庭への支援の充実

取組事業	内容
経済的支援制度の周知	児童扶養手当や児童援護金の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の利用を通じ、一人親家庭等に対するそれぞれの状況に応じた経済的支援を実施します。 事業名称：児童扶養手当給付事業、児童援護金給付事業、母子父子寡婦福祉資金貸付 事業主体：こども支援課
就業支援	就業経験が十分でない一人親家庭の母又は父に対し、自立支援プログラムを策定してハローワークと連携した就業支援を実施します。また、就職に有利な資格取得のための高等職業訓練促進給付金等の支給を通じ、生活基盤の安定化に取り組みます。

第4章 総論

取組事業	内容
	事業名称：母子自立支援プログラム策定事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業 事業主体：こども支援課
子どもへの学習支援	経済的な事情等により学習環境に恵まれない一人親家庭の児童に対して、学習指導や進学・進路相談の支援をします。 事業名称：一人親家庭学習支援事業 事業主体：こども支援課
子どもへの就学援助	学校教育法の規定に基づき、児童生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施を図るため、義務教育に必要な経費の負担が困難な児童生徒の保護者に必要な援助を行います。 事業名称：就学援助事業 事業主体：学校教育課
安定した生活を支援する住宅の優遇措置	20歳未満の子と同居し扶養している母子世帯及び父子世帯などを優先抽選対象者とし、一般住宅の抽選に先立ち、優先抽選対象者のみで優先抽選対象住宅の抽選を実施します。 事業名称：市営住宅の優先抽選 事業主体：市営住宅課 多子世帯や若者世帯など、子育て家庭の居住ニーズの多様化に対応した部屋数の多い住宅の供給を図ります。 事業名称：市営住宅提供事業 事業主体：市営住宅課
一時的な日常生活支援	個々の家庭の状況に応じた子育て支援や生活援助を行い、一人親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図ります。 事業名称：一人親家庭等日常生活支援事業 事業主体：こども支援課
医療費の助成	一人親家庭の医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子育て環境の整備を図ります。 事業名称：一人親家庭等医療費助成 事業主体：保険医療助成課

(3) 基本目標3

(保護者への視点)

子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします

－現状と課題－

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、成長する子どもの姿に感動して、保護者も成長し、喜びや生きがいをもたらす営みです。

少子化や核家族化など家族形態の変化や、共働き家庭の増加や就労形態の多様化など、子育てをする保護者を取り巻く環境は大きく変わってきています。

津市では、保護者への支援という視点から、地域とのかかわりが希薄化する中で子育てをすることに孤立や不安を感じる保護者への妊娠・出産からはじまる途切れのない支援や、就労条件にかかわらず子育てをしやすい保育環境の整備、また一人親家庭をはじめとする子育て家庭の経済的負担を軽減する取り組みを進める必要があります。

併せて、父親の育児参加が促進され、父親も子育ての喜びを実感し、責任を認識することができるよう取り組みも必要です。

安心して子どもを生み育てられる環境を充実させ、子どもと出会えてよかった、子育てが楽しいと思えるまちへの施策推進が重要です。

〔この目標のもとで推進する施策〕

- (1) 妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援
- (2) 子どもを育む環境の整備
- (3) 働きながら子育てしやすい環境の整備
- (4) 子ども・子育てに対する相談・支援の体制の充実

推進施策(1) 妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援

取組事業	内容
利用者支援事業等の充実	地域子育て支援センターには基本型として利用者支援コーディネーターを、保健センターには母子保健型として保健師を配置し、妊娠・出産から子育てに関する悩みを総合的に相談できる、子育て世代包括支援センターの機能を果たしていくとともに、地域子育て支援センターと保健センターとが相互に連携を図りながら利用者支援事業の充実に取り組みます。 また、相談内容にふさわしい担当や専門機関への確につなぐ窓口を設置することで、子育てに関する相談窓口を明確化します。

第4章 総論

取組事業	内容
	事業名称：利用者支援事業（基本型・特定型、母子保健型）、（仮称）こども子育て・出会い応援包括支援窓口の設置 事業主体：子育て推進課、健康づくり課
妊娠・出産期の育児支援	母子健康手帳交付時に、保健師等により、利用者支援事業として、一人一人の妊婦に応じた「ママの健やか応援プラン」をたて、妊婦健診、妊婦教室・相談等により妊婦が安心して妊娠期を過ごせ、出産が迎えられるよう切れ目ない支援を行います。 また、不安がある妊産婦には、妊婦訪問や産前産後サポート事業、産後ケア事業を組み合わせ、妊娠期、出産後早期の育児支援を行います。 事業名称：母子健康手帳交付、利用者支援事業（母子保健型）、妊婦健康診査、妊婦教室（マタニティー倶楽部）、産後ケア事業、産前産後サポート事業（見守り訪問、子育て広場等） 事業主体：健康づくり課
赤ちゃん訪問による育児支援	乳児がいる全ての家庭に助産師、保健師、母子保健推進員が赤ちゃん訪問を実施し、子どもの発育状況の確認と母親の心身の健康状態や育児の様子を把握し、状況に応じた支援を行います。 事業名称：乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業） 事業主体：健康づくり課
乳幼児期の育児支援	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査により、発育発達及び育児環境や子育ての不安等を把握し、必要に応じて継続した支援を行います。 また、健康相談や育児教室により育児や子どもの健康に関する情報提供を行うとともに、乳幼児期を通して、感染症を予防するため、協力医療機関で予防接種を実施します。 事業名称：乳幼児健康診査、（4か月児、10ヶ月児、1歳6か月児、3歳児）、乳幼児健康相談（のびのび身体計測、すくすく健康相談）、離乳食教室、定期予防接種事業、小児慢性特定疾病医療受給者インフルエンザ予防接種助成事業 事業主体：健康づくり課
身近な相談体制づくり	母子保健推進員が妊婦訪問・赤ちゃん訪問や妊婦・育児教室、子育て広場等により、各地域で身近な相談役として活動します。 事業名称：乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）、産前産後サポート事業（見守り訪問、子育て広場等）、母子保健推進員活動事業 事業主体：健康づくり課

第4章 総論

取組事業	内容
妊娠・出産・育児期を通した包括的・継続的な支援体制づくり	庁内関係部署や子育て支援センター、医療機関や助産所等関係機関との連携を実施し、安心して妊娠期を過ごし、出産が迎えられるよう切れ目ない支援の体制づくりに努めます。 事業名称：ママ元気ネットワーク会議 事業主体：健康づくり課
妊産婦のための医療費助成	妊産婦の医療費の一部及び健康診査費を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図ります。 事業名称：妊産婦医療費助成 事業主体：保険医療助成課
不妊治療・不育症治療への助成	治療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子どもを望む夫婦への支援を図ります。 事業名称：不妊治療費助成、不育症治療費助成 事業主体：保険医療助成課

推進施策(2) 子どもを育む環境の整備

取組事業	内容
児童手当制度の周知	子どもを養育する家庭の生活の安定や次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当を支給します。 事業名称：児童手当給付 事業主体：こども支援課
子どものための医療費助成	子どもの医療費助成により、経済的負担の軽減を図り、子育て環境の整備を図ります。 事業名称：子ども医療費助成 事業主体：保険医療助成課
教育・保育にかかる経済的負担の軽減	3歳以上の全ての子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもに対し、幼稚園、保育所及び認定こども園等の費用の無償化や、施設等利用費の支給に加え、0～2歳の住民税課税世帯の利用者負担額についても独自軽減を行い、保育・教育にかかる費用負担の軽減を図ります。 事業名称：幼児教育・保育の無償化 事業主体：子育て推進課、学校教育課 子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に在籍する年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもの給食副食費について免除します。 事業名称：副食費の免除拡充 事業主体：学校教育課

第4章 総論

取組事業	内容
父親の育児参加の促進	父親を対象とした子育て講座を開催し、楽しく子どもとふれあう機会や子育てをする父親同士の交流の機会を提供し、父親の育児参加の促進を図ります。 事業名称：パパの子育て講座の開催 事業主体：こども支援課

推進施策(3) 働きながら子育てしやすい環境の整備

取組事業	内容
就労状況に対応した保育環境の充実	保護者の多様な就労状況等に応じられるよう、保育所等における延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業や病児保育事業の提供体制の充実に取り組めます。 事業名称：延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業 事業主体：子育て推進課 幼稚園や認定こども園において、教育課程に係る教育時間終了後に行う教育活動としての預かり保育を行い、保育を必要とする幼児や、一時的な利用など保護者が必要に応じて利用できる仕組みの充実に図ります。 事業名称：一時預かり事業（幼稚園型） 事業主体：学校教育課
事業所内保育所等の利用促進	幼児教育・保育の無償化に係る手続きの支援や情報の共有、連携を図り、企業主導型保育事業や事業所内保育所等の従業員向け保育施設の利用を促進し、子どもを持つ家庭の仕事と子育ての両立を支えます。 また、認可や指導監督権限を持つ三重県と連携し、監査への同行等により質の向上を図ります。 事業名称：幼児教育・保育の無償化 事業主体：子育て推進課

推進施策(4) 子ども・子育てに対する相談・支援の体制の充実

取組事業	内容
育児を楽しめる場の提供	子どもを養育している母親同士で、悩みやストレスを共有し「ホッと」できる場を提供できるよう取り組めます。 事業名称：子育てママの「ホッと」ひろば 事業主体：こども支援課
気軽な相談窓口の充実	家庭児童相談、発達相談、虐待相談など、子どもに関する様々な相談に応じるとともに、長期にわたる子どもの支援に適切に対応していくため、相

取組事業	内容
	談体制の整備・充実とともに、相談を担当する職員の資質向上を図ります。 事業名称：児童家庭相談援助事業 事業主体：こども支援課
児童虐待防止のための相談体制の強化	個々の職員の資質向上のため、専門知識・技術を習得する機会を継続的に確保し、より専門性を高めることに努めます。また、児童虐待をはじめとする要保護児童等への対応について、児童相談所などの関係機関と連携し、適切な支援ができるよう努めます。 事業名称：児童家庭相談援助事業 事業主体：こども支援課
外国につながる子どもの子育て相談支援	外国人住民の子育て相談について、関係部署との連携を緊密にし、適切な支援ができるよう努めます。 事業名称：多文化共生事業 事業主体：市民交流課

(4) 基本目標4

(社会・地域への視点)

市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくります

－現状と課題－

子どもは地域の宝であり、未来への希望です。

子どもの育ちにおいては、かかわる人や環境によって育まれる「子どもが自ら育つ力」が大きく影響します。このため、子育て家庭に限らず、地域の中でのつながりが希薄となり、孤立が進んでいるといわれる現状においては、子どもや子育てをしている保護者が、地域の様々な年代・立場の人とかかわりを持てる仕組みを再構築することが重要です。

一方で、地域の子育てを支えたいと考えた人や、自らの子育ての経験を活かした支援を希望する高齢者などが、地域の子育て・子育てボランティアやネットワークに参画するなど、手を差し伸べやすい社会となるための取組も必要です。保護者とは異なる立場で子どもと触れ合うことで、支援を行う人や交流する人にとって新たな楽しさや喜びを見い出し、また生きがいへと繋がる交流づくりが地域の連携には欠かせない視点です。

また、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことができるよう、子育てと仕事の両立ができる就労制度の充実や、意識の啓発、子育て家庭を含めたみんなが暮らしやすいまちづくりを、市民、子育て世帯を取り巻く地域、保護者の就労先をはじめとした企業・行政・団体が一つになって推進することが重要です。

〔この目標のもとで推進する施策〕

- (1) 地域における子育て・子育て支援の充実
- (2) 子育て・子育てを支える社会の仕組みづくり
- (3) 子どもを安全に安心して育てられるまちづくり
- (4) 児童虐待防止・社会的養護体制の充実

推進施策(1) 地域における子育て・子育て支援の充実

取組事業	内容
地域子育て支援センターの充実	親子で集い、交流できる場として、地域における子育て支援団体や支援者と連携しながら、地域子育て支援センターの充実に取り組みます。 事業名称：地域子育て支援拠点事業 事業主体：子育て推進課
地域での交流が広がる場の支援	幅広い世代が集い、地域全体で子どもだけでなく親の育ちを支援し、相談の受付をできる施設を運営します。 また、冊子やホームページで市内の子育て支援センターや子育て広場を紹介します。 事業名称：たるみ子育て交流館運営事業、冊子『おやこでおでかけ』 事業主体：こども支援課 地域において児童の身近な場所に安全な遊び場を確保するため、自治会等が管理運営するチビッコ広場の維持補修費等への助成を行います 事業名称：チビッコ広場維持補修事業 事業主体：こども支援課
地域に根差した子育て支援	保育所、幼稚園、認定こども園が、園の特性に合わせて、園庭開放や未就園児の会、子育て相談、子育て支援講座等の地域に根差した支援を実施し、地域の子育て家庭の利用促進や家庭教育力の向上に取り組みます。 事業名称：就学前教育・保育施設における子育て支援事業 事業主体：子育て推進課、学校教育課
外国につながる子どもの家庭と地域をつなげる支援	今後、増加が予想される外国人住民のための生活相談や日本語の取得などの活動を地域住民が中心となって組織することを支援し、地域において、外国人住民と地域住民が積極的に相互理解を図れる場をつくります。 事業名称：日本語教室 事業主体：市民交流課、人権教育課
地域支援ネットワークの構築	市内各地域で、住民が主体となって地域人権啓発イベント等を実施し、イベントに向けて、地域の様々な団体が、子どもを取り巻く課題を共有し、その解決につながる内容を企画し運営するとともに、各団体が主体的に取

第4章 総論

取組事業	内容
	り組むことを通して、地域で子どもを支援するネットワークをつくり、人権が尊重されるまちづくりを推進します。 事業名称：地域人権啓発推進事業 事業主体：人権教育課
家庭教育支援の取組	若い世代の学習ニーズに合わせ、体験活動を盛り込む等、講座内容を工夫しながら就学前や思春期の子どもを持つ保護者の方を対象に「家庭教育支援」のための各種講座を実施します。 事業名称：地域力創造セミナー、家庭教育支援事業 事業主体：生涯学習課
放課後児童クラブと地域、学校との連携	放課後児童クラブが地域・学校・関係機関等と連携し、放課後児童健全育成事業を円滑に推進できるよう支援を行います。 事業名称：放課後児童健全育成事業 事業主体：生涯学習課
子育て不安についての相談窓口の開設	青少年とその保護者を対象とした「青少年悩み事相談」を引き続き開設し、子育ての悩みや不安についての相談に取り組みます。 事業名称：青少年対策事業 事業主体：生涯学習課

推進施策(2) 子育て・子育てを支える社会の仕組みづくり

取組事業	内容
青少年健全育成活動の支援	津市青少年育成市民会議による、青少年の健全育成活動の支援に引き続き取り組みます。 事業名称：青少年対策事業 事業主体：生涯学習課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	性別にかかわらず、仕事と生活を両立できる働きやすい環境づくりを進めるために、育児休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進する意識の啓発や情報提供を行うほか、市関連部署による事業所訪問を行い、ワーク・ライフ・バランスの意識向上のための長時間労働の防止に係る啓発や意見交換を行います。 事業名称：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識啓発事業 事業主体：男女共同参画室、商業振興労政課
いじめ問題防止対策の推進	いじめ問題対策連絡協議会等を活用した関係機関との連携及び情報共有や、三重弁護士会と連携したいじめの予防授業を行うなど、未然防止及び

第4章 総論

取組事業	内容
	早期発見、早期対応に努めます。 また、教育委員会が設置するいじめ対策会議が行う調査について再調査を行う場合には、いじめ調査委員会を開設します。 事業名称：教育総合支援事業、いじめ問題対策推進事業 事業主体：教育研究支援課、こども支援課

推進施策(3) 子どもを安全に安心して育てられるまちづくり

取組事業	内容
公園の利便性向上	子どもや子育て世代を含む公園利用者にとって、より利用しやすい公園を目指して、民間活力を活用した整備に取り組みます。 事業名称：中勢グリーンパーク整備事業 事業主体：建設整備課
ユニバーサルデザインのまちづくり	子どもや妊婦、子育て家庭を含む全ての人に優しい安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインへの理解促進、意識啓発に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備及び高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の推進を図ります。 事業名称：ユニバーサルデザイン啓発事業、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく事前協議、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定 事業主体：建築指導課、政策課
危険箇所の啓発	子どもたちの安全を確保するため、「危険箇所」を調査し、その啓発に取り組みます。 事業名称：青少年対策事業 事業主体：生涯学習課
子どもの安全確保	津市青少年育成市民会議による「SOSの旗」活動を支援し、学校、行政、警察と連携して子どもの安全を確保する取組をします。 事業名称：青少年対策事業 事業主体：生涯学習課
子どもの居場所づくりへの支援	放課後児童クラブの運営支援、子ども会活動への支援を通じ、地域の子どもの安全確保や安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。 事業名称：放課後児童健全育成事業、青少年対策事業 事業主体：生涯学習課
登下校時の安全確保	各校で誘拐防止教室や非行防止教室及び交通安全教室等を実施するとともに、登下校時については、保護者や地域の協力のもと見守り活動等を行

第4章 総論

取組事業	内容
	き続き行います。また、「あんしんねっと津」により、不審者情報についての情報配信を行います。 事業名称：登下校時の安全確保 事業主体：教育研究支援課
小児救急医療体制の充実	こども応急クリニック・休日デンタルクリニックにおいて、休日・夜間の急病に安心して受診できるように取り組みます。 事業名称：こども応急クリニック管理運営事業 事業主体：地域医療推進室 受診可能な医療機関に関する情報提供システムや、急な病気、身体の健康などの電話相談事業の利用促進に取り組みます。 事業名称：救急相談ダイヤル事業 事業主体：地域医療推進室

推進施策(4) 児童虐待防止・社会的養護体制の充実

取組事業	内容
関係機関との連携による保護体制の充実	関係機関、団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応と家庭への支援、配偶者等からの暴力による被害者の保護を図ります。 事業名称：児童家庭相談援助事業 事業主体：こども支援課
地域の拠点づくり	市内の民間児童養護施設について、市補助金「民間社会福祉施設整備費等補助金」の活用により、小規模化、高機能化に向けた施設整備の支援を行います。 事業名称：児童養護施設等の整備 事業主体：こども支援課

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

子ども・子育て支援においては、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭と子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させる必要があります。

本章では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について、潜在的なものを含む利用希望を把握した上で、利用希望に対応する提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込み、計画的な整備による子育て支援の量的拡充について示します。

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

提供体制の確保にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための整備の状況その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を定め、この区域ごとに、特定教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用希望把握調査に基づき「量の見込み」の推計と、「提供体制の確保の方策と実施時期」について計画設計を行います。

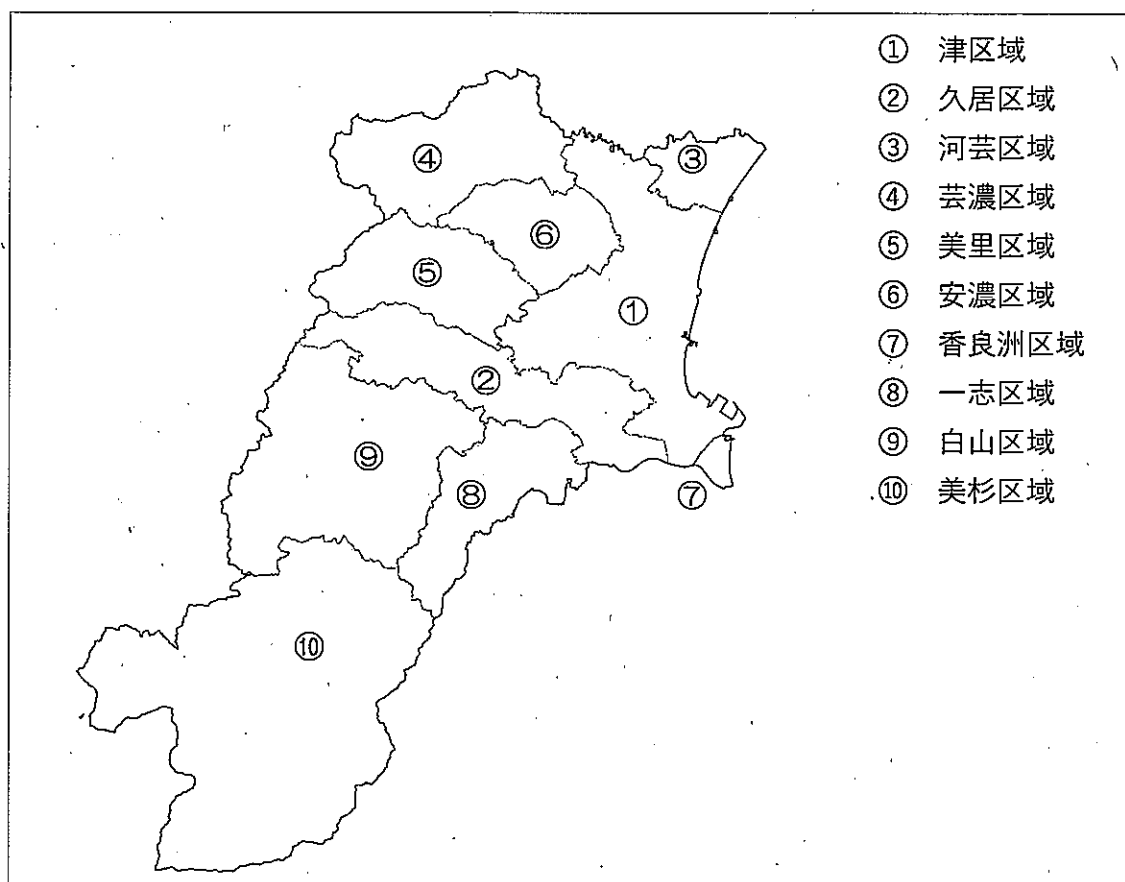
なお、市町村が認可権限を持つ地域型保育事業の認可・認定はこの計画に基づいて行われます。

津市では、事業別の現在の利用状況と需給調整バランスの規模、学校区域や生活圏域などを勘案して、事業別に、次のとおり区域を設定しました。

表1 事業別区域の設定

教育・保育施設	設定区域
教育・保育	10 区域
地域子ども・子育て支援事業	設定区域
利用者支援事業	全市域
地域子育て支援拠点事業	10 区域
妊婦健康診査事業	全市域
乳児家庭全戸訪問事業	全市域
養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	全市域
子育て短期支援事業	全市域
子育て援助活動支援事業	全市域
一時預かり事業	10 区域
延長保育事業（時間外保育事業）	10 区域
病児保育事業	全市域
放課後児童健全育成事業	51 小学校区（原則）
実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市域

図1 津市域図



2. 幼児期の教育・保育の充実

事業内容	幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業者による教育・保育（ただし、各施設及び事業者は認可を受けたものに限る）
対象年齢	0～5歳の就学前児童（1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもの満1歳未満と満1歳、満2歳）
区域設定	10区域
区域設定根拠	現在の教育・保育施設の利用状況と、地域性を考慮した教育・保育の提供を確保するため、旧行政区別とします。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値に対し、現在の津市における利用実績と利用意向の傾向等を踏まえ、補正しました。

認定区分

区分		利用できる施設
1号認定子ども	満3歳以上の保育を必要としない子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の保育を必要とする子ども （幼児期の学校教育の利用希望が強い）	幼稚園、 認定こども園
	満3歳以上の保育を必要とする子ども （上記以外）	保育所、認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業

（1）保育利用率の目標値設定

① 保育利用率について

「保育利用率」とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める、保育認定を受けた満3歳未満の子ども（3号認定子ども）の認定こども園、保育所、地域型保育事業の利用定員数の割合を表します。

満3歳未満の子どもに待機児童が多いことを踏まえて、子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むにあたっては、計画期間内の各年度において保育利用率の目標値を設定することとされています。さらに、この目標値を踏まえて、見込みに対する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の提供体制の確保の内容及び実施時期の設定を行うこととされています。

●保育利用率

$$\text{保育利用率（％）} = \frac{\text{3号認定子どもの施設利用定員数（人）}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体（人）}}$$

② 目標値の設定にあたって

国が示す待機児童解消の取組（平成29年開始子育て安心プラン等）においては、

- ・令和2年度末に待機児童ゼロ
- ・令和4年度末に女性（25歳から44歳）の就業率80%（参考：平成29年74.3%）

が目標に掲げられています。これらの達成を目指し、令和3年度、令和5年度の保育利用率の設定を考慮しました。

令和3年度においては、ニーズ調査と「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出された保育利用率が潜在的なニーズ量も含むものであり、待機児童ゼロとなるための達成すべき保育利用率であると考え、設定しました。

令和5年度においては、平成30年における女性（25歳～44歳）の就業率が76.5%（※）であることを踏まえ、3.5ポイント就業率が増加した場合に想定される家庭類型割合を基に算出した保育利用率を設定しました。（※令和元年版男女共同参画白書より）

なお、いずれの年度においても、本市における保育利用の実績が示す保育利用率と比較し、算出された保育利用率を実績が上回っている場合は、実績による保育利用率を優先しました。

● ニーズ調査と量の見込みの算出等のための手引きに基づき算出した保育利用率

	0歳	満1歳及び満2歳
保育利用率	32.5%	54.6%

● 3.5ポイント就業率増加の場合に想定される家庭類型割合を基に算出した保育利用率

	0歳	満1歳及び満2歳
保育利用率	34.1%	57.2%

● 保育利用の実績に基づく保育利用率

	0歳	満1歳及び満2歳
保育利用率	29.7%	50.2%

※0歳は平成30年10月1日現在、満1歳及び満2歳は平成30年4月1日現在

③ 計画期間における保育利用率

令和2年度、令和4年度の保育利用率は、それぞれ実績値と令和3年度、令和3年度と令和5年度の間値とし、令和6年度は令和5年度の保育利用率を据え置きしました。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	31.1%	32.5%	33.3%	34.1%	34.1%
満1歳及び満2歳	52.4%	54.6%	55.9%	57.2%	57.2%

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

(2) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

【全市】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	2,162	505 4,116	3,611	2,161	614	2,134	499 4,062	3,563	2,226	631
②確保の方策（計）	4,133		3,795	2,143	583	3,903		3,867	2,226	631
特定教育・保育施設	3,213		3,795	2,111	577	2,983		3,867	2,194	625
確認を受けない幼稚園	920		—	—	—	920		—	—	—
地域型保育事業	—		—	32	6	—		—	32	6
②-①	1,971		184	▲18	▲31	1,769		304	0	0
(1,466)※1										
預かり保育（長時間・通年）										
②'確保の方策（上記以外）	1,743	※2				1,743	※2			
②'-①	1,238					1,244				

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
	488	3,504				481	3,471				475	3,424		
2,089	3,992		2,261	635	2,060	3,952		2,273	638	2,032	3,899		2,230	623
3,808		3,869	2,261	637	3,808		3,872	2,273	640	3,578		3,872	2,273	640
2,888		3,869	2,229	631	2,888		3,872	2,241	634	2,658		3,872	2,241	634
920		—	—	—	920		—	—	—	920		—	—	—
—		—	32	6	—		—	32	6	—		—	32	6
1,719		365	0	2	1,748		401	0	2	1,546		448	43	17
(1,231)※1					(1,267)※1					(1,071)※1				
1,743※2					1,743※2					1,743※2				
1,255					1,262					1,268				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

2号認定子どもで教育利用を希望する子どもについては、1号認定子どもの預かり保育を実施する施設でその提供体制を確保しつつ、対応可能な施設がない区域においては、近隣、隣接区域の区域を超えた利用を行い、柔軟に対応します。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、人数等の状況や特定教育・保育施設や特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受け入れについて予め把握し、必要な調整を行い、教育・保育の提供体制を確保します。また、特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、障がい児にあっては、必要に応じて障害児相談支援等関係機関との連携を図り、外国につながる子どもや保護者にあっては使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、個別の事情に応じた支援を行います。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【津区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	1,207	282	2,017	1,232	357	1,178	275	1,967	1,280	365
		2,299					2,242			
②確保の方策（計）	2,110		2,180	1,339	384	1,990		2,198	1,345	398
特定教育・保育施設	1,470		2,180	1,339	384	1,350		2,198	1,345	398
確認を受けない幼稚園	640		-	-	-	640		-	-	-
地域型保育事業	-		-	0	0	-		-	0	0
②-①	903		163	107	27	812		231	65	33
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	(621) ※1					(537) ※1				
②確保の方策（上記以外）	1,340 ※2					1,340 ※2				
②'-①	1,058					1,065				

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
1,165	272	1,954	1,282	366	1,148	268	1,934	1,284	367	1,137	266	1,915	1,255	357
	2,226					2,202					2,181			
1,990		2,198	1,358	398	1,990		2,201	1,370	401	1,960		2,201	1,370	401
1,350		2,198	1,358	398	1,350		2,201	1,370	401	1,320		2,201	1,370	401
640		-	-	-	640		-	-	-	640		-	-	-
-		-	0	0	-		-	0	0	-		-	0	0
825		244	76	32	842		267	86	34	823		286	115	44
(553) ※1					(574) ※1					(557) ※1				
1,340 ※2					1,340 ※2					1,340 ※2				
1,068					1,072					1,074				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

【久居区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	413	97	691	406	116	415	97	693	419	120
		788					790			
②確保の方策（計）	867		641	337	93	817		695	414	127
特定教育・保育施設	587		641	305	87	537		695	382	121
確認を受けない幼稚園	280		-	-	-	280		-	-	-
地域型保育事業	-		-	32	6	-		-	32	6
②-①	454		▲50	▲69	▲23	402		2	▲5	7
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	(357) ※1					(305) ※1				
②確保の方策（上記以外）	367 ※2					367 ※2				
②'-①	270					270				

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
399	93	669	440	122	402	94	677	446	124	398	93	670	443	122
	762					771					763			
817		695	414	127	817		695	414	127	817		695	414	127
537		695	382	121	537		695	382	121	537		695	382	121
280		-	-	-	280		-	-	-	280		-	-	-
-		-	32	6	-		-	32	6	-		-	32	6
418		26	▲26	5	415		18	▲32	3	419		25	▲29	5
(325) ※1					(321) ※1					(326) ※1				
367 ※2					367 ※2					367 ※2				
274					273					274				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【河芸区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	169	40	283	164	46	166	39	278	172	48
		323					317			
②確保の方策（計）	306		328	152	25	246		328	152	25
特定教育・保育施設	306		328	152	25	246		328	152	25
確認を受けない幼稚園	0		-	-	-	0		-	-	-
地域型保育事業	-		-	0	0	-		-	0	0
②-①	137		45	▲12	▲21	80		50	▲20	▲23
	(97)※1					(41)※1				
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）										
②'確保の方策（上記以外）		36	※2				36	※2		
②'-①		▲4					▲3			

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
161	38	270	177	49	159	37	268	179	49	160	37	269	177	48
	308					305					306			
201		330	174	31	201		330	174	31	141		330	174	31
201		330	174	31	201		330	174	31	141		330	174	31
0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
40		60	▲3	▲18	42		62	▲5	▲18	▲19		61	▲3	▲17
(2)※1					(5)※1					(▲56)※1				
36	※2				36	※2				36	※2			
▲2					▲1					▲1				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

【芸濃区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	69	16	115	72	21	73	17	121	68	22
		131					138			
②確保の方策（計）	140		90	48	12	140		90	48	12
特定教育・保育施設	140		90	48	12	140		90	48	12
確認を受けない幼稚園	0		-	-	-	0		-	-	-
地域型保育事業	-		-	0	0	-		-	0	0
②-①	71		▲25	▲24	▲9	67		▲31	▲20	▲10
	(55)※1					(50)※1				
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）										
②'確保の方策（上記以外）		0	※2				0	※2		
②'-①		▲16					▲17			

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
67	16	113	74	22	67	16	113	74	22	62	15	105	73	22
	129					129					120			
90		90	48	12	90		90	48	12	90		90	48	12
90		90	48	12	90		90	48	12	90		90	48	12
0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
23		▲23	▲26	▲10	23		▲23	▲26	▲10	28		▲15	▲25	▲10
(7)※1					(7)※1					(13)※1				
0	※2				0	※2				0	※2			
▲16					▲16					▲15				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【美里区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	20	5	34	16	5	19	5	32	17	5
		39					37			
②確保の方策（計）	80		62	19	9	80		62	19	9
特定教育・保育施設	80		62	19	9	80		62	19	9
確認を受けない幼稚園	0		-	-	-	0		-	-	-
地域型保育事業	-		-	0	0	-		-	0	0
②-①	60		28	3	4	61		30	2	4
	(55)※1					(56)※1				
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）										
②'確保の方策（上記以外）	0	※2				0	※2			
②'-①	▲5					▲5				

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
17	4	28	17	5	17	4	28	18	5	17	4	28	18	5
	32					32					32			
80		62	19	9	80		62	19	9	80		62	19	9
80		62	19	9	80		62	19	9	80		62	19	9
0		-	-	-	0		-	-	-	0		-	-	-
-		-	0	0	-		-	0	0	-		-	0	0
63		34	2	4	63		34	1	4	63		34	1	4
(59)※1					(59)※1					(59)※1				
0	※2				0	※2				0	※2			
▲4					▲4					▲4				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

【安濃区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	66	15	110	71	16	70	16	116	66	16
		125					132			
②確保の方策（計）	230		103	55	12	230		103	55	12
特定教育・保育施設	230		103	55	12	230		103	55	12
確認を受けない幼稚園	0		-	-	-	0		-	-	-
地域型保育事業	-		-	0	0	-		-	0	0
②-①	164		▲7	▲16	▲4	160		▲13	▲11	▲4
	(149)※1					(144)※1				
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）										
②'確保の方策（上記以外）	0	※2				0	※2			
②'-①	▲15					▲16				

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
72	17	120	63	16	70	16	118	62	16	64	15	108	61	16
	137					134					123			
230		103	55	12	230		103	55	12	90		103	55	12
230		103	55	12	230		103	55	12	90		103	55	12
0		-	-	-	0		-	-	-	0		-	-	-
-		-	0	0	-		-	0	0	-		-	0	0
158		▲17	▲8	▲4	160		▲15	▲7	▲4	26		▲5	▲6	▲4
(141)※1					(144)※1					(11)※1				
0	※2				0	※2				0	※2			
▲17					▲16					▲15				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【香良洲区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	25	6	41	17	6	23	5	38	18	6
②確保の方策（計）	90	47				90	43			
特定教育・保育施設	90		60	33	9	90		60	33	9
確認を受けない幼稚園	0		-	-	-	0		-	-	-
地域型保育事業	-		-	0	0	-		-	0	0
②-①	65		19	16	3	67		22	15	3
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	(59)※1					(62)※1				
②'確保の方策（上記以外）	0※2					0※2				
②'-①	▲6					▲5				

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
17	4	28			17	4	28			17	4	28		
	32		22	6		32		22	6		32		20	6
90		60	33	9	90		60	33	9	90		60	33	9
90		60	33	9	90		60	33	9	90		60	33	9
0		-	-	-	0		-	-	-	0		-	-	-
-		-	0	0	-		-	0	0	-		-	0	0
73		32	11	3	73		32	11	3	73		32	13	3
(69)※1					(69)※1					(69)※1				
0※2					0※2					0※2				
▲4					▲4					▲4				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

【一志区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	134	31	224	141	34	140	33	234	138	35
②確保の方策（計）	190	255				190	267			
特定教育・保育施設	190		180	101	24	190		180	101	24
確認を受けない幼稚園	0		-	-	-	0		-	-	-
地域型保育事業	-		-	0	0	-		-	0	0
②-①	56		▲44	▲40	▲10	50		▲54	▲37	▲11
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	(25)※1					(17)※1				
②'確保の方策（上記以外）	0※2					0※2				
②'-①	▲31					▲33				

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
145	34	243			140	33	235			134	31	226		
	277		137	35		268		138	36		257		136	35
190		180	101	24	190		180	101	24	190		180	101	24
190		180	101	24	190		180	101	24	190		180	101	24
0		-	-	-	0		-	-	-	0		-	-	-
-		-	0	0	-		-	0	0	-		-	0	0
45		▲63	▲36	▲11	50		▲55	▲37	▲12	56		▲46	▲35	▲11
(11)※1					(17)※1					(25)※1				
0※2					0※2					0※2				
▲34					▲33					▲31				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【白山区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	53	12	88	39	12	47	11	79	44	12
		100					90			
②確保の方策（計）	120		120	48	12	120		120	48	12
特定教育・保育施設	120		120	48	12	120		120	48	12
確認を受けない幼稚園	0		-	-	-	0		-	-	-
地域型保育事業	-		-	0	0	-		-	0	0
②-①	67		32	9	0	73		41	4	0
	(55) ※1					(62) ※1				
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）										
②'確保の方策（上記以外）	0 ※2					0 ※2				
②'-①	▲12					▲11				

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
43	10	73	46	13	39	9	66	46	12	40	9	68	45	11
	83					75					77			
120		120	48	12	120		120	48	12	120		120	48	12
120		120	48	12	120		120	48	12	120		120	48	12
0		-	-	-	0		-	-	-	0		-	-	-
-		-	0	0	-		-	0	0	-		-	0	0
77		47	2	▲1	81		54	2	0	80		52	3	1
(67) ※1					(72) ※1					(71) ※1				
0 ※2					0 ※2					0 ※2				
▲10					▲9					▲9				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

【美杉区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）（人/年）

	令和2年度					令和3年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み	6	1	9	3	1	3	1	5	3	1
		10					6			
②確保の方策（計）	0		31	11	3	0		31	11	3
特定教育・保育施設	0		31	11	3	0		31	11	3
確認を受けない幼稚園	0		-	-	-	0		-	-	-
地域型保育事業	-		-	0	0	-		-	0	0
②-①	▲6		22	8	2	▲3		26	8	2
	(▲7) ※1					(▲4) ※1				
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）										
②'確保の方策（上記以外）	0 ※2					0 ※2				
②'-①	▲1					▲1				

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
	教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
3	1	6	3	1	3	1	4	3	1	3	1	5	3	1
	7					5					6			
0		31	11	3	0		31	11	3	0		31	11	3
0		31	11	3	0		31	11	3	0		31	11	3
0		-	-	-	0		-	-	-	0		-	-	-
-		-	0	0	-		-	0	0	-		-	0	0
▲3		25	8	2	▲3		27	8	2	▲3		26	8	2
(▲4) ※1					(▲4) ※1					(▲4) ※1				
0 ※2					0 ※2					0 ※2				
▲1					▲1					▲1				

※1教育志向のある2号認定相当世帯を減じた数、※2最大受入数

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現のために、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育に加え、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

地域子ども・子育て支援事業では、保護者が子育ての喜びや生きがいを感じ、また親として成長するとともに、子どもが地域とのつながりを持って健やかに成長できる環境づくりを目指して、妊娠・出産期における保護者への支援や、在宅で子育てをする家庭への支援、地域における安全・安心な活動場所等の良質な環境の提供に取り組み、全ての子育て家庭を支援する体制を構築します。

(1) 利用者支援事業

事業内容	子どもと保護者が、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業での教育・保育や、一時預かり事業、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所での支援を行うほか、子育てに関わる相談業務も担い、必要に応じて個別の支援プラン作成や関係機関への接続等、妊娠期から子育て期に渡る途切れのない支援を行います。
対象年齢	0～5歳
区域設定	全市域
区域設定根拠	主に就学前の子どもを持つ保護者が利用する場所等で利用者支援を行うことが効果的であるため、保健センター、子育て支援センターに専門職員を配置し、全市域を対象として、センター相互の機能連携や保護者が集う場所への巡回等により利用者支援活動を展開します。
量の見込みの算出概要	平成26年度から「子育て支援コーディネーター」5人を地域子育て支援センター4か所に配置し、他の子育て支援センターへの巡回や情報共有などにより子育て支援センター間で連携をとりながら利用者支援事業を実施しています。また、10か所の保健センターでは保健師等が支援プランの作成や相談業務を行っていることから算出しました。

量の見込みと確保の方策（基本型・特定型）（設置数）

（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

量の見込みと確保の方策（母子保健型）（設置数）

（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の方策	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 子育て支援センターで実施する利用者支援事業（基本型・特定型）を1か所増やします。

令和2年度 子育て支援センターで実施する利用者支援事業（基本型・特定型）と保健以降継続 センターで実施する利用者支援事業（母子保健型）との相互連携により、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）機能を発揮し、妊娠・出産から子育て支援への途切れない支援を行います。

（2）地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
対象年齢	0～2歳
区域設定	10区域
区域設定根拠	教育・保育施設へのつながりを考慮し、教育・保育と同様の区域設定とします。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値に対し、現在津市における利用実績と利用意向の傾向、就学前児童数の推計を踏まえ、補正しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人・日/月）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,448	5,176	5,004	4,801	4,704
②確保の方策	7,599	7,599	7,599	7,599	7,599
②-①	2,150	2,424	2,596	2,799	2,895

提供体制の確保の内容及び実施時期

就学前児童数の減少や保育利用率の上昇による在宅児童数の減少や利用実績の推移を踏まえ量の見込みを推計しましたが、それに対する確保の方策においては、量的拡充のみならず、開所日や開所時間などの利用上の工夫や、子育て支援センターにおける支援者の質の向上に努め、子育て支援拠点事業を必要とする人が利用しやすい体制となるよう質的拡充が重要です。

また、地域の支援者や幼稚園関係者、民間団体などが開設する子育て広場や未就園児の会に

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

においても、地域の子育て支援を担う場として特色ある支援を行っています。保護者と子どもがそのニーズに合わせて支援を選択し、利用できる環境の充実に向けて、今後も地域の子育て支援を行う支援者や団体との連携を継続します。

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人/月)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津	①量の見込み	3,125	2,982	2,853	2,728	2,664
	②確保の方策	3,941	3,941	3,941	3,941	3,941
	②-①	816	959	1,088	1,213	1,277
久居	①量の見込み	1,025	977	969	939	931
	②確保の方策	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
	②-①	16	64	72	102	110
河芸	①量の見込み	413	398	389	376	370
	②確保の方策	313	313	313	313	313
	②-①	▲ 100	▲ 85	▲ 76	▲ 63	▲ 57
芸濃	①量の見込み	184	164	166	160	157
	②確保の方策	313	313	313	313	313
	②-①	129	149	147	153	156
美里	①量の見込み	41	40	38	37	37
	②確保の方策	11	11	11	11	11
	②-①	▲ 30	▲ 29	▲ 27	▲ 26	▲ 26
安濃	①量の見込み	168	148	136	129	124
	②確保の方策	417	417	417	417	417
	②-①	249	269	281	288	293
香良洲	①量の見込み	46	45	48	45	43
	②確保の方策	417	417	417	417	417
	②-①	371	372	369	372	374
一志	①量の見込み	337	311	295	284	279
	②確保の方策	521	521	521	521	521
	②-①	184	210	226	237	242
白山	①量の見込み	102	102	101	95	92
	②確保の方策	625	625	625	625	625
	②-①	523	523	524	530	533
美杉	①量の見込み	8	8	8	7	7
	②確保の方策	0	0	0	0	0
	②-①	▲ 8	▲ 8	▲ 8	▲ 7	▲ 7

(3) 妊婦健康診査事業

事業内容	健やかな妊娠期を保つため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②身体計測及び尿・血液等の検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の異常を早期に発見し、適時必要に応じた処置及び継続観察につなげます。
対象年齢	妊娠期にある女性
区域設定	全市域
区域設定根拠	津市で暮らす妊婦全てにサービスを受ける機会を提供し、里帰り分娩等で受診した場合も費用助成を行うことから、全市域とします。
量の見込みの算出概要	厚生労働省母子保健課長通知には、心身ともに健やかに妊娠期を過ごすための妊娠週数による健康診査の間隔とこれに沿った場合の受診回数が14回であると示されていますが、経年の実績では平均受診回数が12回程度であるため、この回数を計画期間における0歳児の人口推計から導く対象人数に乗じて量の見込みを算出しました。

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

（人/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,104	3,050	2,959	2,922	2,864
②確保の方策	3,104	3,050	2,959	2,922	2,864
②-①	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の方策（述べ利用回数）

（回/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	23,280	22,872	22,416	21,912	21,480
②確保の方策	23,280	22,872	22,416	21,912	21,480
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度以降継続 令和元年度までと同様、全対象者に対し受診について助成を行うとともに、受診の機会を逃すことのないよう制度の周知に努めます。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行い、必要に応じ支援につなげます。
対象年齢	0歳（おおむね生後4か月まで）
区域設定	全市域
区域設定根拠	津市で暮らす親子全てにサービスを受ける機会を提供し、また里帰り分娩等で長期に市外に滞在する場合、住民からの希望があれば滞在の市町村の保健師等に訪問依頼を行うことから全市域とします。
量の見込みの算出概要	乳児を持つ家庭を訪問し、さまざまな理由で育児に対する不安や困難を感じる場合に、必要な保健指導や情報提供を行い、不安軽減を図っています。地域に見守られた育児をしている安心につなげるため、全市域訪問率100%を目指し、計画期間における0歳児の人口推計から導く対象全戸への訪問事業とします。

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

（人/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,975	1,940	1,906	1,868	1,826
②確保の方策	1,975	1,940	1,906	1,868	1,826
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 令和元年度までと同様、全対象家庭に対し、訪問を行います。
以降継続

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

事業内容	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
対象年齢	食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭の児童（18歳未満）
区域設定	全市域
区域設定根拠	特定の対象を継続的に支援する事業の性質から全市域とします。
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方では、「児童福祉法に規定される要支援児童、特定妊婦、要保護児童の数等を勘案して、適切と考えられる事業量を設定する」とあることから、本市では過去の利用実績に基づき、計画期間における量の見込みを算出しました。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

量の見込みと確保の方策（利用者数）

（件・回/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	55	55	55	55	55
②確保の方策	55	55	55	55	55
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 本事業を必要とする対象家庭数が量の見込みを超えた場合においても対応できる体制を整えます。
以降継続
（平成27年度以降実績の最大値は平成29年度の84件）

（6）子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、一時的に養育または必要な保護を行います。 短期入所生活援助事業（子育て支援ショートステイ事業）
対象年齢	18歳未満
区域設定	全市域
区域設定根拠	児童養護施設等の分布状況により、全市域を区域とします。
量の見込みの算出概要	主たる事業対象者は、要支援家庭における児童等であるため、過去の利用実績に基づき算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人・日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	220	220	220	220	220
②確保の方策	220	220	220	220	220
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 本事業を必要とする対象数が量の見込みを超えた場合においても対応できる体制を整えます。
以降継続
（平成27年度以降実績の最大値は平成29年度の246件）

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

(7) 子育て援助活動支援事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。ファミリー・サポート・センター事業。
対象年齢	0～5歳
区域設定	全市域
区域設定根拠	援助希望者と支援会員の区域を越えた利用を想定し、広域で提供体制を確保する必要があるため、全市域とします。
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえた上で、現在の津市における利用実績をもとに補正、算出しました。

量の見込みと確保の方策（延べ利用者数）

（人/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
②確保の方策	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度以降継続 本事業を必要とする対象数が量の見込みを超えた場合においても対応できる体制を整えます。（平成27年度以降の実績の最大値は平成27年度の利用回数1,811人、依頼会員数1,187人）

(8) 一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。
対象年齢	①幼稚園型 3～5歳 ②幼稚園型以外の児童 0～5歳
区域設定	10区域
区域設定根拠	教育・保育施設へのつながりを考慮し、教育・保育施設と同様の区域設定とします。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』により算出した値を踏まえたうえで、津市における利用実績及び本事業実施施設における最大利用可能量を勘案し、算出しました。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

① 幼稚園型

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

（人・日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	129,961	128,005	124,514	122,480	120,683
1号認定	5,962	5,872	5,712	5,619	5,536
2号認定相当	123,999	122,133	118,802	116,861	115,147
②確保の方策	189,990	189,990	192,990	198,990	198,990
②-①	60,029	61,985	68,476	76,510	78,307

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度

以降継続

量の見込みに対して、本事業実施施設における最大利用可能量（確保の総数）には余剰があり、本事業を必要とする対象数が量の見込みを超えた場合においても、対応できる体制です。

一時預かり事業（幼稚園型）は、事業を実施している施設（幼稚園又は認定こども園）を利用することで利用可能ですが、美杉区域においては、本事業を実施できる施設がないため、白山区域において確保します。

【区域別】量の見込みと確保の方策

（人・日/年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津	①量の見込み	74,546	73,757	70,999	69,597	68,333
	②確保の方策	110,740	110,740	110,740	116,740	116,740
	②-①	36,194	36,983	39,741	47,143	48,407
久居	①量の見込み	24,445	24,169	24,117	23,968	23,890
	②確保の方策	24,100	24,100	24,100	24,100	24,100
	②-①	▲345	▲69	▲17	132	210
河芸	①量の見込み	9,842	9,850	9,668	9,583	9,494
	②確保の方策	7,200	7,200	10,200	10,200	10,200
	②-①	▲2,642	▲2,650	532	617	706
芸濃	①量の見込み	4,379	4,067	4,137	4,074	4,027
	②確保の方策	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250
	②-①	871	1,183	1,113	1,176	1,223
美里	①量の見込み	978	996	956	956	939
	②確保の方策	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040
	②-①	4,062	4,044	4,084	4,084	4,101
安濃	①量の見込み	4,017	3,665	3,389	3,284	3,192
	②確保の方策	15,660	15,660	15,660	15,660	15,660
	②-①	11,643	11,995	12,271	12,376	12,468

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
香良洲	①量の見込み	1,105	1,101	1,206	1,143	1,106
	②確保の方策	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	②-①	4,895	4,899	4,794	4,857	4,894
一志	①量の見込み	8,035	7,689	7,339	7,255	7,157
	②確保の方策	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	②-①	▲2,035	▲1,689	▲1,339	▲1,255	▲1,157
白山	①量の見込み	2,423	2,521	2,516	2,432	2,358
	②確保の方策	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	②-①	7,577	7,479	7,484	7,568	7,642
美杉	①量の見込み	191	191	187	187	188
	②確保の方策	0	0	0	0	0
	②-①	▲191	▲191	▲187	▲187	▲188

② ①以外の児童（保育所等での一時預かり事業）

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

(人・日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,713	5,635	5,560	5,464	5,363
②確保の方策	3,874	4,246	4,619	4,991	5,363
②-①	▲1,839	▲1,389	▲941	▲473	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 一時預かり事業（一般型・余裕活用型）の実施施設が現在は津区域、河芸以降継続
 区域に集中しているため、実施施設の受け入れ拡大とともに、新たな実施施設の確保に努めます。教育・保育の提供のための保育士確保が優先されることから、確保の方策については区域を特定せず、全市域での数値とします。
 ※本計画期間中に新たな事業実施施設が確保されれば、分散利用により一施設当たりの負担を軽減します。

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津	3,277	3,247	3,170	3,105	3,037
久居	1,075	1,064	1,077	1,069	1,062
河芸	433	434	432	428	422
芸濃	192	179	185	182	179
美里	43	44	43	43	42
安濃	177	161	151	147	142

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人・日/年)

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
香良洲	49	48	54	51	49
一志	353	338	328	324	318
白山	107	111	112	109	105
美杉	8	8	8	8	8
①合計	5,713	5,635	5,560	5,464	5,363

確保の方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
②全区域	3,874	4,246	4,619	4,991	5,363

②-①	▲1,839	▲1,389	▲941	▲473	0
-----	--------	--------	------	------	---

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。
対象年齢	0～5歳
区域設定	10区域
区域設定根拠	教育・保育施設へのつながりを考慮し、教育・保育施設と同様の区域設定とします。
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえつつ、津市における利用実績及び本事業実施施設における最大利用可能量を勘案し、算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,367	1,375	1,370	1,366	1,344
②確保の方策	1,367	1,375	1,370	1,366	1,344
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 令和元年度時点で本事業を提供している保育所等においては、本事業が必要な場合の提供体制が確保されており、今後もこの体制を継続します。

以降継続 また、美杉区域における量の見込みについては、白山区域の確保の方策により対応しますが、他の区域においても利用を希望する場合には対応するものとします。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津	①量の見込み	784	792	781	776	761
	②確保の方策	784	792	781	776	761
	②-①	0	0	0	0	0
久居	①量の見込み	257	260	265	267	266
	②確保の方策	257	260	265	267	266
	②-①	0	0	0	0	0
河芸	①量の見込み	104	106	106	107	106
	②確保の方策	104	106	106	107	106
	②-①	0	0	0	0	0
芸濃	①量の見込み	46	44	46	45	45
	②確保の方策	46	44	46	45	45
	②-①	0	0	0	0	0
美里	①量の見込み	10	11	11	11	10
	②確保の方策	10	11	11	11	10
	②-①	0	0	0	0	0
安濃	①量の見込み	42	39	37	37	36
	②確保の方策	42	39	37	37	36
	②-①	0	0	0	0	0
香良洲	①量の見込み	12	12	13	13	12
	②確保の方策	12	12	13	13	12
	②-①	0	0	0	0	0
一志	①量の見込み	85	83	81	81	80
	②確保の方策	85	83	81	81	80
	②-①	0	0	0	0	0
白山	①量の見込み	25	27	28	27	26
	②確保の方策	27	29	30	29	28
	②-①	2	2	2	2	2
美杉	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の方策	0	0	0	0	0
	②-①	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2

(10) 病児保育事業

事業内容	病児・病後児について、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育等を行います。
対象年齢	0～5歳
区域設定	全市域
区域設定根拠	事業者である小児科医の確保を優先し、全市域とする。
量の見込みの算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による算出や補正の考え方を踏まえ、本市の利用実績も考慮し、算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人・日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,031	2,003	1,971	1,939	1,907
②確保の方策	2,031	2,003	1,971	1,939	1,907
②-①	0	0	0	0	0

（参考）

（人・日/年）

最大受入数	2,460	3,330	3,330	4,200	4,920
-------	-------	-------	-------	-------	-------

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度以降継続	小児科医の協力の下、看護師・保育士による運営体制の確保を図ります。 令和元年度時点の実施箇所2ヶ所から、利用者の利便性等を勘案し、さらに1ヶ所（北部）開設に向けた調整を進めます。 最大受入数には、病後児保育専門施設の利用定員も含んでおり、病後児保育では受け入れできない場合のニーズに対応するためにも、病児保育への事業拡大や施設の新設、利用定員の増員等による調整を進めます。
-----------	--

(11) 放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
対象年齢	小学生（7～12歳）
区域設定	小学校区及び義務教育学校区（原則）
区域設定根拠	利用児童が安全に放課後児童クラブに通うためには、クラブ施設が小学校の敷地内や小学校に近接していることが必要です。このため、小学校区を区域の単位としますが、児童を安全にクラブ施設まで送る手立てがある場合には、小学校をまたぐ区域を設定することも可とします。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

量の見込みの 算出概要	国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による算出考え方を踏まえつつ、実績を基にした本市独自の方法により、小学校低学年（1～3年生）と高学年（4～6年生）に分けて算出した。
----------------	--

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人/日）

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,112	2,162	2,225	2,288	2,360
②確保の方策	2,112	2,162	2,227	2,290	2,362
②-①	0	0	2	2	2

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	975	1,005	1,053	1,089	1,127
②確保の方策	975	1,005	1,054	1,090	1,128
②-①	0	0	1	1	1

提供体制の確保の内容及び実施時期

令和2年度 利用実績と、本事業実施施設における施設面積、指導員数を考慮した最大以降継続 利用可能量から、令和6年度までの確保の方策をたてました。

施設の狭あい化が進み、児童一人当たりの専用区画面積が基準を大幅に下回っている施設については、放課後児童クラブに係る整備指針に基づき計画的整備を進めます。

【区域別】量の見込みと確保の方策

（人/日）

		低学年（1～3年生）					高学年（4～6年生）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養正	①量の見込み	54	55	56	60	64	33	33	34	36	38
	②確保の方策	54	55	56	60	64	33	33	34	36	38
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修成	①量の見込み	56	57	59	61	62	15	15	15	15	15
	②確保の方策	56	57	59	61	62	15	15	15	15	15
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南立誠	①量の見込み	55	51	47	42	40	29	27	25	23	22
	②確保の方策	55	51	47	42	40	29	27	25	23	22
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北立誠	①量の見込み	76	74	74	75	77	34	33	33	33	34
	②確保の方策	76	74	74	75	77	34	33	33	33	34
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
敬和	①量の見込み	14	11	8	5	3	5	4	3	2	1
	②確保の方策	14	11	8	5	3	5	4	3	2	1
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人/日)

		低学年（1～3年生）					高学年（4～6年生）				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
育生	①量の見込み	45	44	44	43	41	42	41	41	40	39
	②確保の方策	45	44	44	43	41	42	41	41	40	39
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新町	①量の見込み	75	82	86	90	101	30	33	35	36	40
	②確保の方策	75	82	86	90	101	30	33	35	36	40
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤水	①量の見込み	42	40	38	37	35	38	36	34	33	31
	②確保の方策	42	40	38	37	35	38	36	34	33	31
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高茶屋	①量の見込み	109	123	145	157	168	48	54	64	69	74
	②確保の方策	109	123	145	157	168	48	54	64	69	74
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸	①量の見込み	22	24	25	26	29	8	9	9	9	10
	②確保の方策	22	24	25	26	29	8	9	9	9	10
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安東	①量の見込み	14	14	14	14	14	5	5	5	5	5
	②確保の方策	14	14	14	14	14	5	5	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
櫛形	①量の見込み	20	21	24	24	24	9	9	10	12	13
	②確保の方策	20	21	24	24	24	9	9	10	12	13
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雲出	①量の見込み	26	28	29	30	32	22	23	24	25	27
	②確保の方策	26	28	29	30	32	22	23	24	25	27
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一身田	①量の見込み	88	75	61	49	38	24	21	17	14	11
	②確保の方策	88	75	61	49	38	24	21	17	14	11
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白塚	①量の見込み	31	30	31	33	33	31	30	31	33	33
	②確保の方策	31	30	31	33	33	31	30	31	33	33
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栗真	①量の見込み	13	13	13	13	13	5	5	5	5	5
	②確保の方策	13	13	13	13	13	5	5	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
片田	①量の見込み	21	20	19	19	18	19	19	19	19	18
	②確保の方策	21	20	19	19	18	19	19	19	19	18
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大里	①量の見込み	34	39	44	49	54	8	9	10	11	12
	②確保の方策	34	39	44	49	54	8	9	10	11	12
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高野尾	①量の見込み	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	②確保の方策	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西が丘	①量の見込み	105	110	116	124	129	58	61	64	69	72
	②確保の方策	105	110	116	124	129	58	61	64	69	72
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人/日)

		低学年（1～3年生）					高学年（4～6年生）				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
豊が丘	①量の見込み	74	81	86	90	93	9	10	11	11	11
	②確保の方策	74	81	86	90	93	9	10	11	11	11
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南が丘	①量の見込み	166	174	186	194	200	89	93	99	104	107
	②確保の方策	166	174	186	194	200	89	93	99	104	107
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上野	①量の見込み	28	29	32	36	40	29	30	33	37	41
	②確保の方策	28	29	32	36	40	29	30	33	37	41
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊津	①量の見込み	28	28	28	28	28	15	15	15	15	15
	②確保の方策	28	28	28	28	28	15	15	15	15	15
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒田	①量の見込み	23	23	23	23	23	3	3	3	3	3
	②確保の方策	23	23	23	23	23	3	3	3	3	3
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千里	①量の見込み	92	94	98	98	96	10	10	10	10	10
	②確保の方策	92	94	98	98	96	10	10	10	10	10
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明	①量の見込み	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
	②確保の方策	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芸濃	①量の見込み	71	73	76	80	81	53	54	56	59	60
	②確保の方策	71	73	76	80	81	53	54	56	59	60
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明合	①量の見込み	18	17	18	20	21	9	9	10	11	12
	②確保の方策	18	17	18	20	21	9	9	10	11	12
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安濃	①量の見込み	29	29	27	25	25	19	19	18	17	17
	②確保の方策	29	29	27	25	25	19	19	18	17	17
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
村主	①量の見込み	20	18	18	18	19	9	8	8	8	8
	②確保の方策	20	18	18	18	19	9	8	8	8	8
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
草生	①量の見込み	8	8	8	8	8	4	4	4	4	4
	②確保の方策	8	8	8	8	8	4	4	4	4	4
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
誠之	①量の見込み	89	96	101	108	114	30	32	34	36	38
	②確保の方策	89	96	101	108	114	30	32	34	36	38
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成美	①量の見込み	84	92	101	109	121	37	40	44	47	52
	②確保の方策	84	92	101	109	121	37	40	44	47	52
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立成	①量の見込み	87	87	86	90	90	38	38	38	40	40
	②確保の方策	87	87	86	90	90	38	38	38	40	40
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人/日)

		低学年（1～3年生）					高学年（4～6年生）				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
桃園	①量の見込み	63	69	76	83	94	42	46	51	56	63
	②確保の方策	63	69	76	83	94	42	46	51	56	63
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸木	①量の見込み	76	76	76	76	76	8	8	8	8	8
	②確保の方策	76	76	76	76	76	8	8	8	8	8
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栗葉	①量の見込み	58	62	66	68	74	17	18	19	20	22
	②確保の方策	58	62	66	68	74	17	18	19	20	22
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
榊原	①量の見込み	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20
	②確保の方策	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香良洲	①量の見込み	23	20	17	15	13	4	3	3	3	3
	②確保の方策	23	20	17	15	13	4	3	3	3	3
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一志西	①量の見込み	37	38	37	37	38	12	12	12	12	12
	②確保の方策	37	38	37	37	38	12	12	12	12	12
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一志東	①量の見込み	36	35	34	35	35	10	20	36	36	36
	②確保の方策	36	35	34	35	35	10	20	36	36	36
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家城	①量の見込み	3	2	0	0	0	2	1	0	0	0
	②確保の方策	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1
	②-①	0	0	2	2	2	0	0	1	1	1
川口	①量の見込み	21	22	22	21	22	18	19	19	18	19
	②確保の方策	21	22	22	21	22	18	19	19	18	19
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八ツ山	①量の見込み	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	②確保の方策	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大三	①量の見込み	17	16	16	15	14	5	5	5	5	5
	②確保の方策	17	16	16	15	14	5	5	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倭	①量の見込み	14	15	13	14	15	12	13	11	12	13
	②確保の方策	14	15	13	14	15	12	13	11	12	13
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美杉	①量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②確保の方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里	①量の見込み	19	19	19	18	17	2	2	2	2	2
	②確保の方策	19	19	19	18	17	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	①低所得で生計が困難である保護者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等その他の必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等にかかる実費徴収額、および、②特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園において、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める基準に該当する保護者が支払うべき食事の提供（副食費に限る）にかかる実費徴収額に対しその一部を補助する事業。
対象年齢	①子どもの年齢が0歳～5歳 ②子どもの年齢が満3歳以上
区域設定	全市域

実費徴収に係る補足給付を行う事業には、所得要件が設定されており、該当する全ての保護者に給付することから、量の見込み、確保の方策は設定しないこととします。

4. 幼児期の教育・保育の提供体制のあり方

(1) これまでの取組と現状

本市における就学前の子どものための幼児教育・保育は、公立と私立の幼稚園・保育所がそれぞれの制度のもとで子育て世帯のニーズに応じるための取組を進めてきましたが、急速に進行する少子化や核家族化に加え、女性の社会進出による共働き世帯の増加など、子育て世帯を取り巻く環境の変化に起因した社会的な背景のもと、「質の高い幼児期における教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」などの課題に対処するため、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、市町村は「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」（子ども・子育て支援法第3条第1項第3号）とされました。

これを受けて、平成27年度から5か年を期間とした第1期計画においては、就労形態の多様化や子育て環境の変化などに伴った、子育て世帯の保育ニーズの高まりに対応するため、保育提供量の拡大に取り組むこととし、私立保育所の施設整備や私立幼稚園の認定こども園への移行に対する支援に加え、公立保育所と幼稚園の一体化による認定こども園整備を進めてきました。

その結果、待機児童は年度当初ではゼロを維持しているものの、年度途中には80から90人台が発生する状況の解消には至っていません。

その一方で利用者が減少し続けている公立幼稚園においては、引き続き適正な集団規模の維持・確保に向けた方策を講じて、これまで培ってきた幼児教育の継承を行っていく必要があります。

さらに、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施され、令和2年度以降に子育て世帯が及ぼす保育需要への影響から、その動向によってはさらなる対応が速やかに必要となることも想定されます。

教育・保育施設の定員の推移

子ども・子育て支援新制度施行前

子ども・子育て支援新制度

津市立こども園の開園

保育所等	平成18年度		平成26年度	平成29年度	令和元年度
	市立	私立			
定員	2,465	2,630	2,400	2,555	2,597
計	5,095		5,560	6,056	6,481

幼稚園等	市立	私立	国立	平成26年度	平成29年度	令和元年度
	市立	私立	国立			
定員	4,370	2,360	160	4,070	2,200	140
計	6,890			6,410	4,916	4,428

※定員・利用人数の数値は、保育所等は4月1日現在、幼稚園等は5月1日現在

※保育所等→保育所、地域型保育事業（事業所内保育・小規模保育）、認定こども園（保育認定部分）

※幼稚園等→幼稚園、認定こども園（教育認定部分）

(2) 教育・保育の提供体制と施設の整備の方向性

(公立：国立を除く。以下同じ。)

① 公立と私立の調和による提供体制の整備

保護者の経済的な負担軽減を図る少子化対策として、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化によって、子育て世帯の利用施設の選択は家庭的な事情等を背景としながらも保護者の意向がより反映しやすい状況となっています。

依然として保育提供量の拡大が必要な状況にある中、私立の保育所や幼稚園等には、これまで通りそれぞれの特性を活かし、保護者のニーズに応じていけるよう体制整備に必要な支援に取り組むものの、一方においては、少子化がさらに進行している状況から、将来的な経営安定化のための基盤確保も重要な課題と言えます。

このように保護者の施設利用に係るニーズが流動化している状況にあって、今後も待機児童ゼロを維持していくためには、子育て世帯を取り巻く社会的な要因を背景とした保護者のニーズを的確に把握し、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じて必要な教育・保育が確実に提供できるよう、本計画期間中においても、公立と私立の調和のもと、市全体を見通した保育所、幼稚園及び認定こども園等の運営に留意しながら公立の施設は、そのニーズの充足に対応するため私立の施設と連携し、かつ両立を基本とした提供体制の整備に取り組む必要があります。

② 公立幼稚園のあり方

公立幼稚園では、これまで長年にわたって、幼児一人一人の成長発達に合わせた教育実践を積み重ねるとともに、家庭教育の推進や地域・小学校等との連携に力を注ぎながら、本市の幼児教育を担ってきました。また、私立幼稚園においては、各園の特色や教育方針を活かした幼児教育を行い、保護者のニーズを柔軟に受け入れながら、時代の変化に対応した運営を行っています。

そのような中で、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、今後は更に、公立・私立幼稚園ともに、それぞれの教育内容の一層の充実を図り、子どもを中心に据えた質の高い幼児教育を実践していくことが求められます。

一方で、少子化や保育ニーズの高まりによる公立幼稚園の園児数の減少が顕著に見られ、今後は更に、幼児教育・保育の無償化による影響が一段と大きくなることが想定され、公立幼稚園の運営をめぐる状況は極めて深刻化することが考えられます。

このことから、今後は公立保育所や認定こども園における教育・保育の提供体制との整合を図るとともに、私立幼稚園等との連携について留意しながら、本市における公的な幼児教育の提供体制の再構築を早める必要があります。その際は、公立幼稚園において、これまで積み重ねてきた幼児一人一人の成長発達に合わせたきめ細やかな教育実践や、研修の積み重ねに裏打ちされた系統的な教育内容を、地域の実情や私立幼稚園等との連携について留意しながら、公立幼稚園・認定こども園での幼児教育に反映していきます。

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

ア 公立幼稚園としての再編

これまでの公立幼稚園としての実績を引き継ぎながら、地域における公的な幼児教育の提供施設としての役割を果たすため、公立幼稚園を取り巻く地域の実情や今後の就学前子どもの見込みなどを考慮した上で、今後も公立幼稚園として質の高い幼児教育を行っていきます。その際は、必要な施設改修を行うとともに、施設利用に対する保護者ニーズを踏まえた幼児教育の提供環境や体制について検討を行います。

一方で、様々な要因から公立幼稚園として運営継続が困難であると判断される場合は、休園の措置を経て近隣の公立幼稚園との統合を図ることで閉園に向けた整理を行います。

イ 認定こども園への再編

公立幼稚園では1号認定子どもを対象に、地域の公的な教育施設としての役割を果たしていますが、こうした保護者ニーズに応えながらも園児数が減少している課題に対処していかなければなりません。

そのため、それぞれの公立幼稚園を取り巻く地域の実情等を踏まえ、就園状況等一定の条件を見極めながら、多様な生活スタイルの幼児同士が学び合える適正規模の環境として、2号認定子どもや3号認定子どもと共に、連続した育ちを支えていくことのできる認定こども園への再編を進め、地域における公的な幼児教育の再生・継承を図ります。

この公立認定こども園では、これまで公立の幼稚園と保育所が培ってきた幼児教育と保育を融合させ、より質の高い教育・保育を提供します。

③ 公立保育所の施設環境の維持

子育て世帯による保育ニーズの高まりから、さらなる保育提供量の拡大が必要な状況にあって、公立保育所は昭和40年代に建築が進められたものも多く、築40年以上のものが大半で施設の劣化が著しく進行しています。

私立の教育・保育施設の状況などを踏まえ、幼保連携型認定こども園を整備するため公立幼稚園との一体化を図るもののほか、引き続き公立保育所としての機能を果たすことが必要な施設については、計画的に長寿命化のための改修を行い、保育提供環境の維持を図ります。

④ 公立の幼保連携型認定こども園の整備

第1期計画において「平成31年度までに5施設の整備をめざします。」とした公立の幼保連携型認定こども園は、平成30年度に3施設、令和元年度に1施設が開園し、令和2年度から開園する1施設と合わせて5施設を整備してきました。

また、その間も増大し続ける保育需要に対応するため、私立の幼稚園や保育所による認定こども園への移行や新設に対する支援を行い、令和元年度末時点で私立の幼保連携型認定こども園は15施設となっています。

しかし、前述のとおり本市における保育提供環境は、待機児童の発生について年度当初はゼロを維持しているものの、保護者の希望と提供体制が合致していないこと等から、多くの子どもが“空きを待つ、状況にあり、年度途中には待機児童が発生する状況の解消には至っ

ていません。

一方、公立幼稚園においては、これまでも近隣の園との合同保育、休園を経た統廃合や保育所との一体化による認定こども園への移行などにより、適正な集団規模の確保・維持を図り、幼児教育環境の改善に取り組んできましたが、前述のとおり公的な幼児教育に対する保護者ニーズへの対応等、今後の提供体制のあり方を整理していかなければなりません。

これらの状況に対処していくとともに、依然として少子化が進行している中、保育の担い手たる人材の確保に困難が増している状況や幼児教育・保育の無償化による保育ニーズへの影響にも柔軟に対応できる体制が求められています。

第1期計画では、私立の保育所・幼稚園への施設整備や認定こども園移行のための支援に加え、公立の幼保連携型認定こども園の整備を進めましたが、今後も見込まれる子育て世帯の保育ニーズに応えていくためには、さらなる保育提供量の拡大が必要であるため、引き続き私立施設への財政支援を行いつつ、私立の施設との両立を基本に公立の幼保連携型認定こども園の整備を進めます。

また、前述のとおり地域における公的な幼児教育へのニーズに応えていくため、その提供環境を改善し、質の高い幼児教育の再生と継承を図る方策として、小規模化した公立幼稚園と近接する公立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園を整備し、より質の高い幼児教育を提供する体制の再編に取り組みます。

なお、第2期計画においては、令和6年度までにこのような公立の幼保連携型認定こども園が2施設程度整備できるよう目指します。

(3) 待機児童対策と保育士・保育教諭の確保

これまで、公立・私立施設は相互に連携を図りながら、本市における待機児童対策としての定員確保と併せて幼児教育・保育の充実に向け資質の向上を図ってきました。

待機児童解消を図り、円滑な保育施設の提供環境を実現するためには、保育提供量の拡大のための施設の整備等によるハード面の対策と、保育士確保というソフト面での対策の両面から進めていく必要があります、それと併せて保育の質の向上も欠くことができません。

保育士確保策としては、私立の保育所・幼稚園等への運営経費の給付を通じた保育士等の処遇改善に引き続き取り組みます。

また、私立保育所等との共同により「保育士職場復帰セミナー」を継続的に開催するとともに、潜在化した保育士の復職に支障となっている要因の一つに挙げられる、就労時間帯など復職の条件に対応できる就労支援を検討するなど保育士の確保に努めます。

(4) 教育・保育の質の向上

保育の質の向上においては、平成30年4月から適用されることとなった現在の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領においては、3歳以上の幼児教育について共通の記載となっており、全ての就学前児童がいずれの施設を利用した場合でも同一の指導が受けられることとされたことを受け、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型

第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

保育事業における教育・保育を通して、全ての子どもに人間形成の基盤となる心情・意欲・態度を育むため「津市幼児教育・保育カリキュラム」をもとに一人一人の子どもの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供が行われるよう取り組みます。

また、専門的な知識と技術を高めるための職員研修を実施し、一人一人の子どもの願いを聞き届ける職員としての資質の向上に努めます。

そのため、公立、私立や施設の種別にかかわらず共通した課題である保育者の専門性の向上を図るため、教育・保育に関する専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置・確保等に向けた検討を行い、伝統と実績のある幼児教育の継承と本市における就学前の子どものための施設全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

新制度未移行幼稚園の保育料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設等の利用料については利用者の意向を踏まえた償還払いを基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ三重県による立ち入り調査等にも同行するなど、三重県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有と公表を行い、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

第6章 子ども・子育て支援の関連施策との連携

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

(1) 保育提供量の充実

特定教育・保育施設等の利用定員拡大を図ることで、産後休暇及び育児休業期間満了時からの円滑な利用に必要な保育提供量の確保に努めます。

《主な事業等》

- ・ 保育所、幼稚園及び認定こども園の運営事業
- ・ ニーズに応じた教育・保育施設等の整備

(2) 利用者支援事業の活用

利用者支援事業（基本型）として、市内の地域子育て支援センターに配置している「利用者支援コーディネーター」が、今後も引き続き情報提供や相談などに応じるとともに、更なる資質の向上に努めます。また、利用者支援事業（母子保健型）を行っている市内10ヶ所の保健センターと連携し、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）としての機能を発揮し、妊娠・出産から子育て支援への途切れない支援が提供できるよう努めます。特に、産後休業及び育児休業期間満了後における利用時に、保護者が希望に沿った適切な選択と円滑な利用ができるよう、利用者支援コーディネーターは、施設の特徴や、市との密接な連携による利用状況の把握に努め、支援します。

《主な事業等》

- ・ 利用者支援事業

2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 子どもの権利擁護

子どもの権利擁護について、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳児健診の場、保育所、学校等も活用して啓発活動に努めます。

また、保護者が監護を著しく怠るネグレクトは児童虐待であることを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを乳児健診の機会などを活用し、周知に努めます。

② 発生予防、早期発見、早期対応等

ア 支援が必要でありながら自分から援助を求めることができない家庭を早期に発見し、適切な訪問支援や適切なサービス提供を行うため、行政、学校・保育所・認定こども園、児童相談所、警察署、民生委員・児童委員、各種団体など、関係機関と連携を図りながら、地域における切れ目のない子育て支援を活用して、児童虐待の発生予防に努めます。

イ 対応が必要な児童虐待の事案が確認された場合は、児童相談所と緊密な連携をとって情報を共有し、共通認識のもと、今後も早期対応に努めます。

また、転居ケースは、児童相談所や関係市町村間との情報共有・引継ぎを迅速・適切に行い、切れ目のない支援に努めます。

③ 児童虐待への的確な対応及び関係機関との連携

ア 子ども家庭総合支援拠点の整備を行い、配慮を要する児童等への適切な対応と家庭への支援を的確に行う体制の構築に努めます。

また、市の相談体制の強化・職員の資質向上を図るため、児童相談所職員等を講師に招いた研修や、県が行う研修等への参加等、専門知識・技術を習得する機会を継続的に確保し、より専門性を高めるよう取り組みます。

イ 保健・福祉・教育分野等、子どもに関する専門的な知識や技能を有する部署と連携を取り、必要に応じて会議を開催し、要支援家庭等に関する情報の共有化や様々な視点から要支援家庭等を支援するための方策を講じ、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

ウ 行政、学校・保育所・認定こども園、児童相談所、警察署、民生委員・児童委員、各種団体など、地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの途切れのない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化します。

④ 社会的養護施策との連携

市内には5か所の児童養護施設、2か所の乳児院、1か所の母子生活支援施設があり、これらの施設とは子育て短期支援事業実施に伴って連携を図っています。今後も各施設の高機能化を促すとともに地域の子ども・子育て支援に活用するために一層連携を深めていく必要があります。

《主な事業等》

- ・ 児童虐待への対応
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の整備
- ・ 居所不明児童への対応
- ・ 子育て支援ショートステイ事業
- ・ 養育支援訪問等事業
- ・ 要保護児童対策地域協議会
- ・ 児童養護施設等の整備

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

児童扶養手当の給付をはじめ、一人親家庭のための自立支援給付金事業、ハローワーク等関係機関との連携による就業支援事業、一人親家庭の児童を対象とする学習支援事業など、経済的支援、就業支援、教育支援及び子育て・生活支援について総合的な対策を実施することにより、一人親家庭の生活の安定と自立の促進を図り、次代の社会を担う児童の健全な育成に取り組めます。

《主な事業等》

- ・児童扶養手当給付事業
- ・児童援護金給付事業
- ・高等職業訓練促進給付金給付事業
- ・自立支援教育訓練給付金給付事業
- ・母子自立支援プログラム策定事業
- ・一人親家庭学習支援事業
- ・一人親家庭等日常生活支援事業
- ・就学援助
- ・公営住宅の優先入居、優遇措置
- ・一人親家庭等に対する医療費の助成
- ・放課後児童クラブ運営費補助金ひとり親家庭利用料支援

(3) 障がい児施策の充実等

障がいや発育・発達に心配のある子ども一人一人が、その発達段階に応じた適切な支援を受けることができ、保護者の思いや願いに寄り添い、地域で安心して子育て・子育てができるよう支援を進めていく必要があります。

このため、津市では、保育所、幼稚園から小学校、中学校において、障がい児が必要とする支援を継続して受けられるよう環境づくりに努めるとともに、保護者への個別支援を実施し、就学指導相談を通して途切れのない支援を行っています。

また、ライフステージに応じた途切れのない一貫した支援体制を継続するため、そのツールとして「津市障がい児等生活支援ファイル（はっぴいのーと）」を作成し、活用を図っています。

津市児童発達支援センターでは、就学前の発達等に心配のある子どもに対して個別の支援計画に基づく療育や訓練を行う児童発達支援、集団生活の場における助言・指導を行う保育所等訪問支援、障害児支援利用計画を作成するための相談支援などを実施するとともに、地域における支援及び連携の核となる発達支援事業を展開します。

就学児においては、放課後や夏休み等の長期休暇時の居場所をつくる放課後等デイサービス事業や、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある子どもに対する日中一時支援事業を実施します。

第6章 子ども・子育て支援の関連施策との連携

学校教育においては、保健・福祉・医療・労働関係機関等との緊密な連携のもと、就学前から学校卒業までの一貫した相談体制の強化に努めます。また、特別な支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応するため、全ての教員が特別支援教育に関する知識・技能の習得に努め、個別の教育支援計画の活用をさらに進めます。

また、より効果的な特別支援教育が実現できるよう通級指導教室等の教育環境の充実を図ります。

医療的ケア児が在宅生活を継続していこうとする場合、保健、医療、障がい福祉だけでなく、保育、教育等における支援も重要であり、また、当事者及び保護者等が安心して必要な支援を受けるためには関係行政機関や関係する事業所等が緊密に連携して対応することが求められることから、関連分野の連携の一層の推進化や連絡調整を行うための体制整備に関し、必要な措置を講じるよう努めます。

教育・福祉が一人一人のニーズに応じて、早期からの発達段階に応じた一貫した支援を推進していけるよう取り組みます。

《主な事業等》

- ・発達支援事業（巡回相談、保護者面談、療育教室等）
- ・津市児童発達支援センター（児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援）
- ・特別支援教育充実推進事業
- ・通級指導教室整備充実事業
- ・津市教育支援委員会に係る事業
- ・特別支援教育支援員の活用事業
- ・放課後児童クラブ運営費補助金障がい児受入加算
- ・障がい者（児）に対する医療費の助成
- ・自立支援医療（育成医療）
- ・障がい児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス等）
- ・障がい児等生活支援ファイル活用事業
- ・日中一時支援事業

3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し （長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含みます。）

① ワーク・ライフ・バランスを促進する意識啓発

仕事と生活を両立できる働きやすい環境づくりを進めるために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識の啓発や情報提供を行います。

② ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し、企業への働きかけ

育児休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなどが図られるよう取り組みます。

③ 男性の育児参加の促進に資する取組

父親を対象として子どもの年齢に応じた内容の講座を開催し、楽しく子どもとふれあい、父親同士で交流をする機会を作ります。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

① 多様な働き方に対応した保育の充実

保護者の就労形態の多様化から保育を受ける子どもが、安全で安心して過ごすことができるよう、延長保育事業や休日保育事業、一時預かり事業など多様な保育サービスを提供できる体制の充実と質の向上に取り組みます。

また、病気に罹ったり、又その回復期にあるものの保育所等に登園できない状態にある子どもが安心して過ごすことができる病児・病後児保育事業の拡大に取り組みます。

② 就学後の子どもの居場所と保護者の就労支援

近年増え続けている放課後児童クラブに対するニーズに応えるため、狭あい化解消に向けた施設整備を積極的に進め、必要とする全ての子どもたちが放課後児童クラブを利用できる体制を整備し、子どもたちの安全安心な放課後の居場所の充実を図ります。

《主な事業等》

- ・ 保育所、認定こども園の運営事業
- ・ ニーズに応じた教育・保育施設等の整備
- ・ 延長保育事業、休日保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業

第7章 計画策定の経過及び計画の管理体制

1. 計画策定の経過等

(1) 計画策定に至るまで

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備等の円滑な実施に計画的に取り組むため、平成27年3月に第1期計画を策定しました。令和元年度（平成31年度）でこの計画が最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、第2期津市子ども・子育て支援事業計画を新たに策定するものです。

本計画の策定にあたっては、子育て家庭の現状、保育サービスの利用希望や子育てに関する意識等を把握するため、第1期計画策定後に変化のあった事柄を質問に反映しつつ、第1期計画と同様の手法により、アンケートによるニーズ調査を実施しました。

また、平成25年に設置された「津市子ども・子育て会議」は、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等を委員として構成された、「子ども・子育て支援法」第77条に定める合議制の機関であり、第2期計画においても地域の子育て当事者の意見を反映し、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、第1期計画策定時と同様に、当会議との意見交換を行いました。

さらに、第2期計画の素案は、津市子ども・子育て会議委員と協議を重ねることと並行して、市役所の窓口やホームページにて公開し、広く市民の方々から意見を募り、最終調整を経て、計画の策定に至りました。

(2) 第2期計画策定における調査及び体制

① 保護者の子育てについての意識調査（再掲）

（津市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果概要）

調査の方法

調査対象地域 津市全域

調査対象者 対象年齢児童を持つ保護者

調査期間 平成31年1月

調査方法 郵送による配布・回収

（小学生については小学校を通じての回収も含みます。）

サンプル数及び有効回収数

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	3,118	1,704	54.7%
小学校児童調査	2,958	1,708	57.7%

第7章 計画策定の経過及び計画の管理体制

② 津市子ども・子育て会議

委員任期：(第1期) 平成25年12月16日から平成27年12月15日まで

(第2期) 平成28年2月1日から平成30年1月31日まで

(第3期) 平成30年5月23日から令和2年5月22日まで

委員数：(第1期) 18名(うち2名は公募による)

(第2期)(第3期) 20名(うち4名は公募による)

会議数：27回(令和元年10月時点)

③ パブリックコメントの実施

第2期計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。公募期間は30日としました。

2. 計画の管理体制

- (1) 計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「PDCAサイクル」に基づき点検、評価し、その結果を公表します。
- (2) 教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指導監督の際は、計画に基づき、県と必要な情報を共有するなどし、相互に密接に連携を図って、推進をします。
- (3) 計画に定めた、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」が実際の認定状況又は利用状況や利用希望と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。
- (4) 津市子ども・子育て会議は施策の実施状況について、確認し、意見交換をすることとします。
- (5) 見直しを行い、定めた計画を変更する必要がある場合は、津市子ども・子育て会議の意見を聴くこととします。
- (6) 子どもの成長、子育てへの支援及び次代の親の育成のための総合的計画であるため、家庭や地域、学校、事業所など地域の関係機関、関連団体などと連携し、推進します。

また、インターネットホームページ等広報媒体の活用により、計画の実施状況に係る情報の周知を図り、広く市民の理解と協力を得ながら施策を推進するよう努めます。